

美作市都市計画マスタープラン

「農業・商工業・観光」交流拠点都市・みまさか

～地域の新たな活力創出と暮らしの質の向上を目指して～

平成 22 年 6 月

(一部修正)

美 作 市

目 次

| | | |
|-------------|---------------------------|------|
| 第1章 | 都市計画マスタープランについて | |
| 1.1 | 策定の目的 | 1-1 |
| 1.2 | 計画の役割と位置づけ | 1-1 |
| 1.3 | 目標年次 | 1-2 |
| 1.4 | 対象地域 | 1-2 |
| 第2章 | 新市のまちづくりの方向性 | |
| 2.1 | 都市づくりの課題 | 2-1 |
| 2.2 | 地域の位置づけ・役割と拠点形成・地域間交流のあり方 | 2-2 |
| 2.3 | まちづくりの目標 | 2-5 |
| 2.4 | 都市づくりの理念と将来像 | 2-6 |
| 2.5 | 都市づくりの基本方針 | 2-7 |
| 2.6 | 将来目標人口 | 2-8 |
| 第3章 | 全体構想 | |
| 3.1 | 将来都市構造 | 3-1 |
| 3.2 | 土地利用の方針 | 3-7 |
| 3.3 | 交通体系の方針 | 3-12 |
| 3.4 | 市街地整備の方針 | 3-16 |
| 3.5 | 自然環境保全の方針 | 3-20 |
| 3.6 | 景観形成に関する方針 | 3-24 |
| 3.7 | 都市防災に関する方針 | 3-27 |
| 第4章 | 地域別構想 | |
| 4.1 | 地域区分 | 4-1 |
| 4.2 | 南部地域の整備方針 | 4-5 |
| 4.3 | 中部地域の整備方針 | 4-10 |
| 4.4 | 北部地域の整備方針 | 4-15 |
| 第5章 | 実現化方策 | |
| 5.1 | 実現化方策の基本的な考え方 | 5-1 |
| 5.2 | 住民との協働によるまちづくりの推進 | 5-1 |
| 5.3 | 計画の実現に向けて | 5-3 |
| 5.4 | 都市計画マスタープランの見直し | 5-3 |
| ■資料編 | | |
| 1. | 都市計画基礎調査結果 | |
| 2. | 市民アンケート調査結果 | |

第1章 都市計画マスタープランについて

1.1 策定の目的

「美作市都市計画マスタープラン」は、都市の将来ビジョンと、その実現に向けた具体的施策の基本方針を明確にすることを目的とし、都市計画法に基づき策定するものです。

1.2 計画の役割と位置づけ

(1) 役割

①具体的な都市の将来ビジョンを示します

住民の意見を反映させながら都市づくりの具体的な“将来ビジョン”を確立し、地域別のあるべき市街地像や、まちの課題に対応した整備方針、都市生活・経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かく定めます。

②個別のまちづくり事業の相互調整を図ります

都市の将来像に基づき、土地利用、都市施設、市街地開発、都市環境等の個別のまちづくり事業について、相互の整合性を図ります。

③個別の都市計画の決定・変更の指針となります

都市計画マスタープランは、それ自体には拘束力はありませんが、拘束力のある個別の都市計画の根拠となるものです。都市計画マスタープランに示す将来像は、個別施設の都市計画が決定・変更されるべき方向を示す指針としての役割を持ちます。

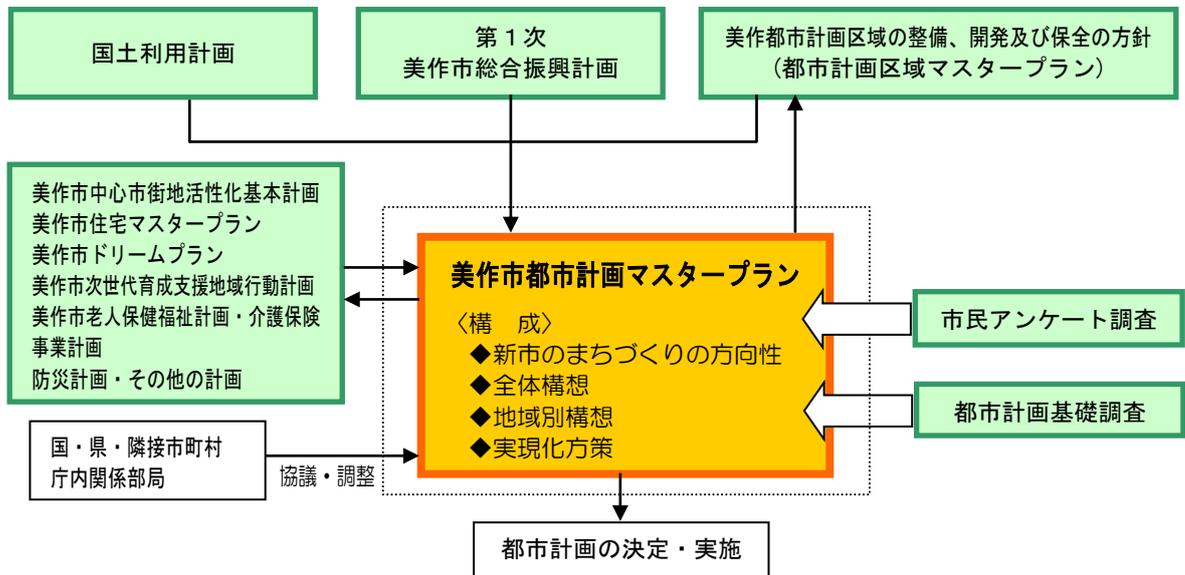
④市民によるまちづくり活動の方向を示します

マスタープランづくりを通して、住民の都市計画に対する理解の向上、まちづくりへの主体的な取り組みの参加を促すなど“まちづくり活動等の方向”を示します。

(2) 位置づけ

「美作市都市計画マスタープラン」は、「第1次美作市総合振興計画」などの上位計画に即して定めるもので、大きくはまちづくり計画の全体像（全体構想）と、地域ごとの将来像（地域別構想）から構成されます。

また、上位計画の改定や社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。

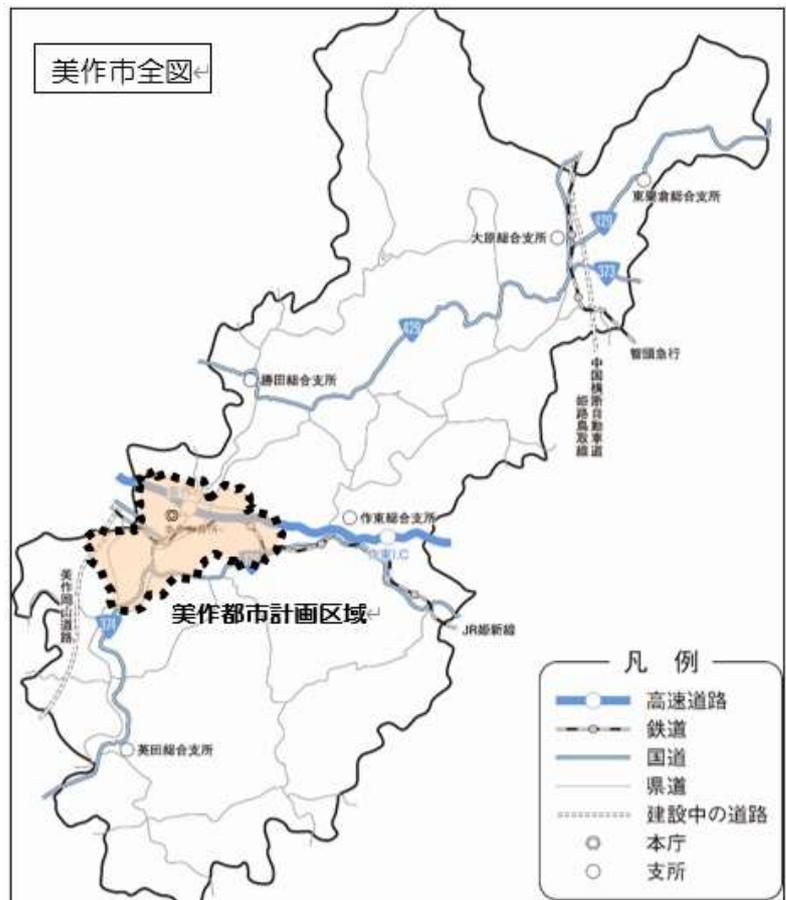


1.3 目標年次

本計画の目標年次は、概ね20年後の「平成42年（2030年）」とします。

1.4 対象地域

本計画の対象地域は「美作都市計画区域」としますが、市町村合併後の一体的な土地利用の誘導や都市機能の配置、今後の都市計画制度の改正及びその適用範囲の拡大など、広域的な視点に立って計画を策定します。



第2章 新市のまちづくりの方向性

2.1 都市づくりの課題

美作市では、人口減少が続いており、また少子高齢化が進展するなど、都市を取り巻く社会的環境が大きく変化してきています。このような中で、以下のような都市づくりの課題を抱えています。

<都市づくりの課題>

- 人口……………人口減少（自然減＋社会減）及び少子高齢化への対応
- 土地利用・市街地整備…積極的な開発ではなく、都市の成熟化に向けた取り組みの強化
林野商店街を中心とした市街地の活性化と必要な都市機能の充実
幹線道路やIC周辺における地域の新たな活力を生み出す土地利用の展開
市街地機能を高めるための都市計画道路の見直し検討
- 産業……………作付面積日本一を誇る作州黒（黒大豆）や県下の生産量を誇るお茶などの農業の振興、
空き家や空き店舗の活用による商店街の活性化など地域に密着した商業機能の充実や、
公的な工業団地への企業誘致
- 交通……………新たな運行形態の検討も含めた公共交通の利便性向上
周辺市町との連携を深め、多極ネットワーク型都市を実現するための高速道路網の早期整備
日常生活の安全性や快適性、利便性を高めるための地域内道路の整備
- 住宅……………地域特性を活かした魅力ある住環境の形成
若者の転出人口の抑制と、高齢者の生活を支える住環境の形成
- 自然環境・景観…水と緑の豊かな自然環境・景観の保全・継承・活用
景観阻害要因の解消による秩序ある良好な市街地景観の形成
- 観光……………湯郷温泉をはじめとする豊富な観光資源を活かした中核産業としての雇用創出や地域活
性化
交流人口の拡大に向けた回遊性の高い観光振興策の取り組み強化
- 歴史・文化…江戸時代に宿場町として栄えた歴史性や、宮本武蔵の生誕地をはじめとする個性豊かな
地域の歴史・文化資源の保全・継承・活用
- 防災……………災害に強い都市構造の形成と、災害時の高齢者や障害者への対応強化
- 医療・福祉…多様化する医療・福祉ニーズへの対応と、効果的・効率的なサービス体制の検討
- 子育て・教育…少子化と晩婚化に対応した子供を生み育てやすい環境づくり
- 市民参加…多様化、個性化する生活ニーズを踏まえ、都市づくりの市民参加の仕組みづくりと支援
体制の強化

2.2 地域の位置づけ・役割と拠点形成・地域間交流のあり方

(1) 地域の位置づけ・役割

美作市は、岡山県の北東端に位置し、地理的にみると、隣接する兵庫県や鳥取県から岡山県への玄関口となります。また、中国縦貫自動車道が市の中央を東西に走り、今後は市の南北方向に中国横断自動車道姫路鳥取線と美作岡山道路の整備が予定されていることから、高速交通の利便性がますます高くなり、岡山県北の陸上交通の結節点としてのポテンシャルが高い都市に位置づけられます。

また、本市は「氷ノ山那岐山後山公園」や「上山千枚田」などの美しい自然と景観や、「湯郷温泉」をはじめとした温泉施設や豊富な観光資源に恵まれ、観光地としての地位を築いているほか、基幹産業である農林業が盛んであり、農産物直売施設での特産品販売などを通して、農村交流が図られています。

さらに、本市の歴史をみると、奈良時代に備前国6郡を割いて美作国を設置した時にさかのぼり、江戸初期には高瀬舟による物資の搬出・荷物集積市場として栄え、剣聖・宮本武蔵や少林寺拳法開祖・宗道臣の生誕地としても有名です。また、近年では岡山国際サーキットにおいてF-1パシフィックGPが開催されるなど、古きよき歴史・文化と新たな文化が融合したまちづくりを創造しています。

- (1) 関西圏や鳥取県から岡山県への玄関口**
- (2) 高速交通の利便性が高い県北の陸上交通の結節点**
- (3) 豊かな自然や温泉に恵まれた観光地**
- (4) 基幹産業である農林業を軸とした農村交流都市**
- (5) 古きよき歴史・文化と新たな文化が融合した都市**

(2) 拠点形成のあり方

【都市拠点】：市役所を中心とした美作都市計画区域

行政機関、教育機関や工業団地等の集積を活かし、「職・住・遊・学」などの機能を備えた質の高い整備を進め、岡山県北東部の拠点都市を形成します。

また、うるおいのある魅力的な市街地形成を図るとともに、中国縦貫自動車道、岡山美作道路を活かした企業誘致を進めていきます。

【地域拠点】：旧町村の役場周辺地域

公共施設や鉄道駅などの既存施設を有効に活かすことで、住民の利便性やサービスを向上させ、地域の活性化と交流を促進していきます。

(3) 地域間交流のあり方

【広域連携】：高速交通網の優位性を活かした周辺都市との連携・交流の強化

本市では、就業者数の約3割が市域外に流出し、市域外からも同程度の流入者がみられるなど、周辺市町との社会的結びつきが強くなっています。今後は、中国横断自動車道姫路鳥取線と美作岡山道路の整備が予定されていることから、さらに周辺市町との結びつきが強まることが予想されます。

今後は、本市における高速交通網の優位性を活かし、様々な分野において、まちの魅力を高めつつ、県内外の周辺都市との連携・交流を強化し、相互の都市発展を目指していく必要があります。

【地域連携】：地域の自立的発展と地域間のヒト・モノ・情報のネットワーク強化

合併により広域化した本市では、各支所を中心とした日常生活圏において、日常生活の利便性低下が懸念されていますが、今後は、地域が孤立しないように、都市基盤整備や行政サービスの強化などにより、それぞれの地域が自立的に発展していく必要があります。

また、美作市としての一体感やにぎわいを創出していくためには、ヒト・モノ・情報の地域間交流を強化し、資源のネットワーク化を図ることにより、地域の活性化と新たな魅力を創出していく必要があります。

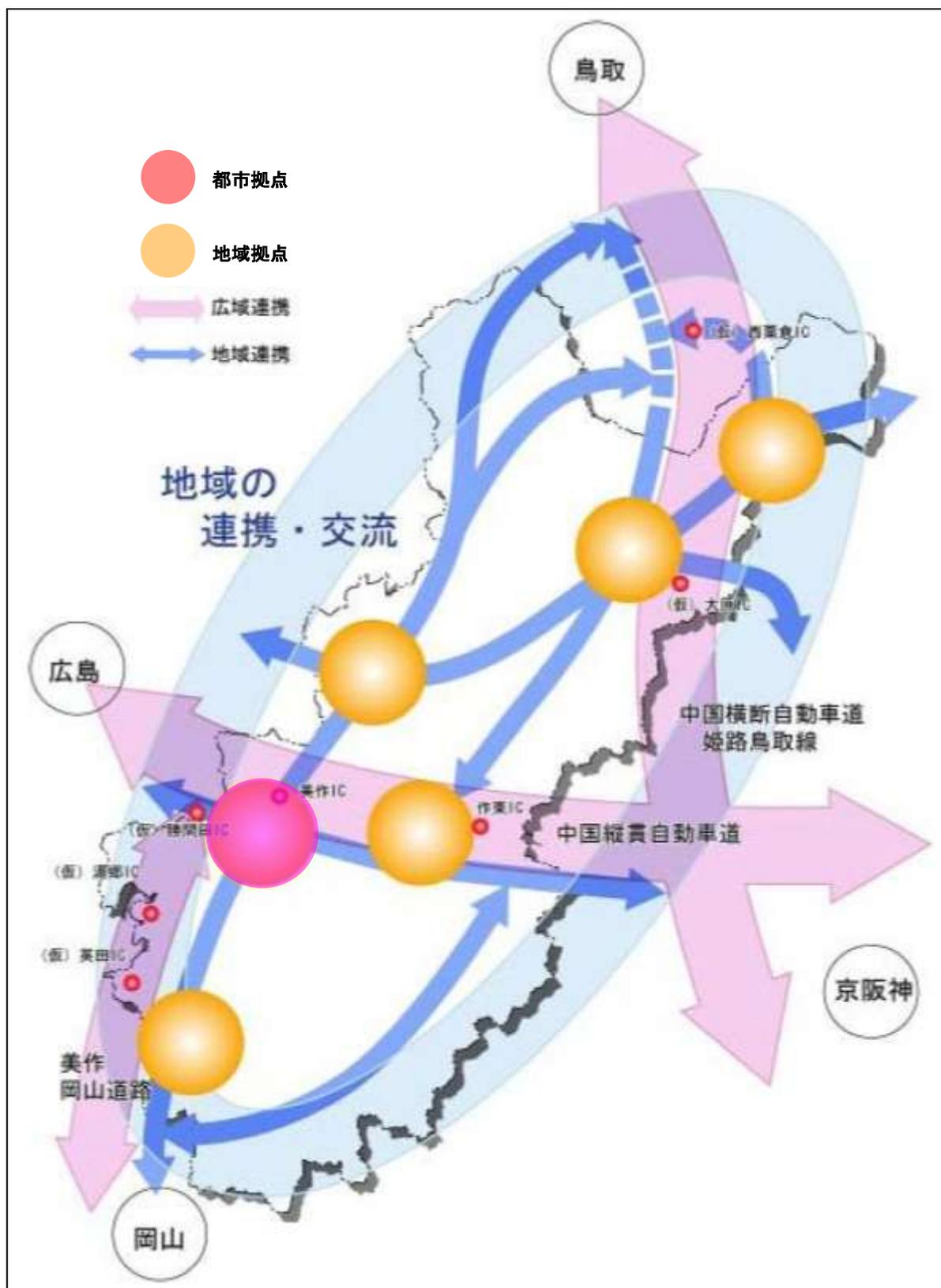
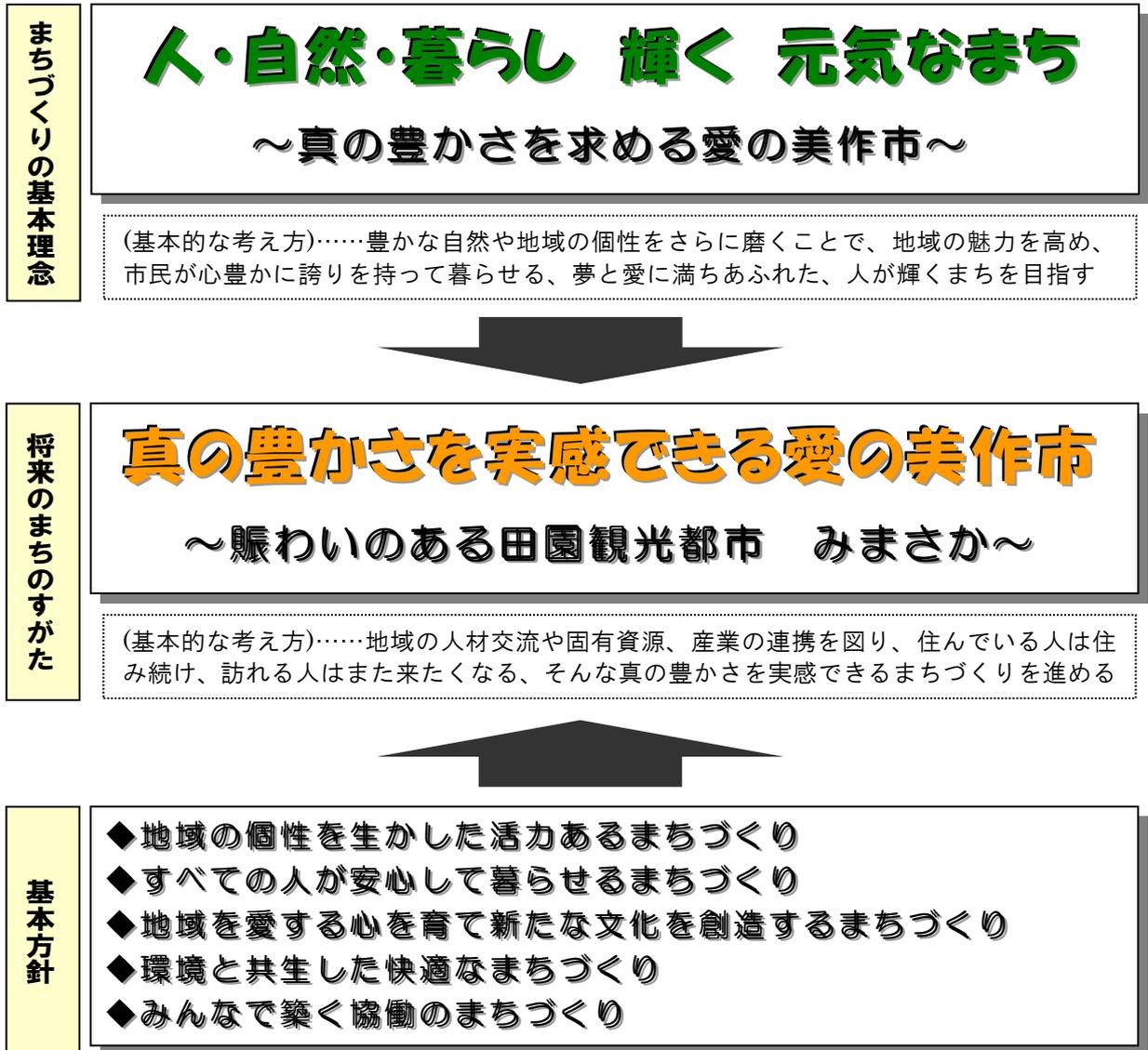


図 拠点形成と地域間交流のイメージ

2.3 まちづくりの目標

都市づくりの前提となる「まちづくりの目標」は、平成19年3月に市がまとめた第1次美作市総合振興計画に次のようにまとめられています。

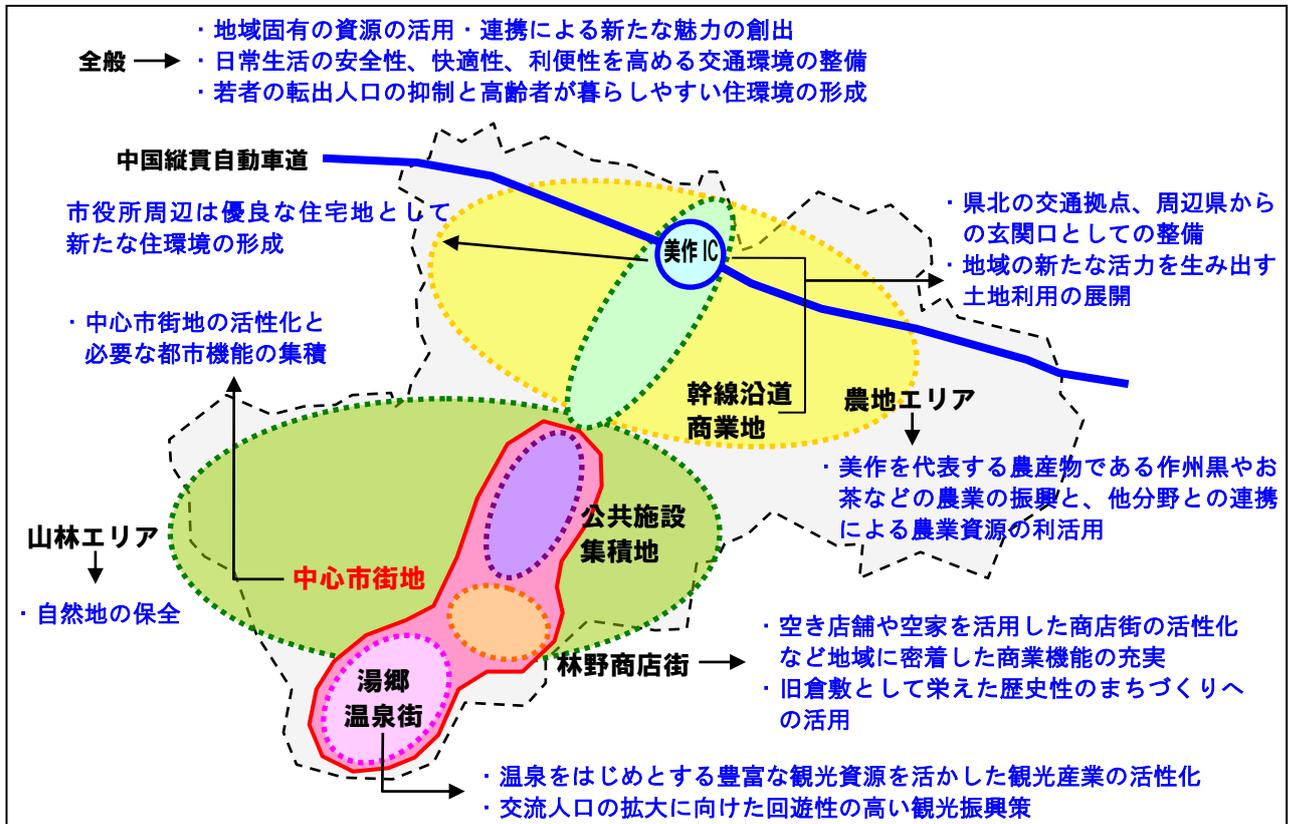


次項では、上記の「まちづくりの目標」の内容を踏まえ、「都市づくりの理念と将来像」の設定を行います。

2.4 都市づくりの理念と将来像

美作市街地における現況の土地利用特性と、主な課題は以下の通りです。

これらを踏まえ、美作市街地における今後の都市づくりの理念と将来像を以下の通り設定します。



<現況の土地利用特性と課題図>

<都市づくりの理念>

1. 美作固有の資源である農業・商工業・観光資源の活用とこれらの連携による相乗効果の発揮

作付面積日本一を誇る作州黒（黒大豆）や県下の生産量を誇るお茶などの農業、商店街や幹線道路沿道の商工業地、地域固有の観光資源である湯郷温泉、旧倉敷として栄えた歴史性や個性豊かな地域の歴史・文化資源を都市づくりにおいて利活用するとともに、これらの資源を相互に連携させることで、都市の新たな魅力の形成を目指します。

2. 市街地機能の充実と再生による地域の新たな活力の創造

中心市街地等の既成市街地では都市機能を集積させ、IC周辺や国道374号などの幹線道路沿線においては交通拠点・玄関口としての整備を進めるとともに、効果的な土地利用を展開することで、地域の新たな活力の創造を目指します。

3. 美作の個性を守り育て、日常生活の安全性、快適性、利便性を高める暮らしの質の向上

少子高齢化への対応や新たな人口の受け皿としての住環境整備、交通環境の整備・改善、福祉施策を進めることにより、日常生活において安心・快適・便利を実感できる都市づくり（暮らしの質の向上）を目指します。

<都市づくりの将来像>

「農業・商工業・観光」交流拠点都市・みまさか

～地域の新たな活力創出と暮らしの質の向上を目指して～

2.5 都市づくりの基本方針

「都市づくりの理念と将来像」から、「都市づくりの基本方針」を定め、各分野別の方針（土地利用の方針、交通施設の方針など）へ展開する上での施策の方針とします。

<都市づくりの基本方針>

1. 美作固有の資源である農業・商工業・観光資源の利活用とこれらの連携による相乗効果の発揮

- 基幹産業である農業の振興と農業資源の利活用による交流・ふれあいの場の創造
- 求心力の高い中心商工業地の形成による賑わいと自立性のあるまちづくり
- 温泉を核とした市固有の豊富な観光資源や歴史・文化資源の保全と活用による地域振興
- 地域資源相互の連携による新たな魅力づくりと広域的な交流促進

2. 市街地機能の充実と再生による地域の新たな活力の創造

- 陸上交通の結節点、岡山県の玄関口としてのIC周辺における魅力ある空間づくり
- 高速交通の優位性を活かし、IC周辺や幹線道路沿道における地域の新たな活力を生み出す効果的な土地利用の推進
- 美作の個性を活かした中心市街地への多彩な機能集積による活気ある都心空間づくり

3. 美作の個性を守り育て、日常生活の安全性、快適性、利便性を高める暮らしの質の向上

- 暮らしの安全と盛んな交流を支え、美作の新たな魅力を生み出す交通網の形成
- 少子高齢化への対応や新たな人口の受け皿としての住環境の形成
- 誰もが安全・快適に暮らし続けられるための福祉施策の充実、防災機能の高いまちづくり
- 豊かな自然環境の保全と、交流・ふれあいの場の創造

2.6 将来目標人口

本市の人口は、平成2年以降減少を続け、平成17年国勢調査では32,479人となっています。また、人口推計（コーホート変化率法[※]）によれば、平成32年（2020年）には25,155人、平成42年（2030年）には20,352人まで人口が減少します。

しかしながら、今後は「第1次美作市総合振興計画」を基本として、将来の本市の発展方向を総合的に勘案し、保健・医療・福祉に関する施策の充実、子育て支援の展開、企業誘致による就業の場の確保、魅力ある定住・交流基盤の整備等を積極的に進め、平成32年の総人口の目標を30,000人に設定します。

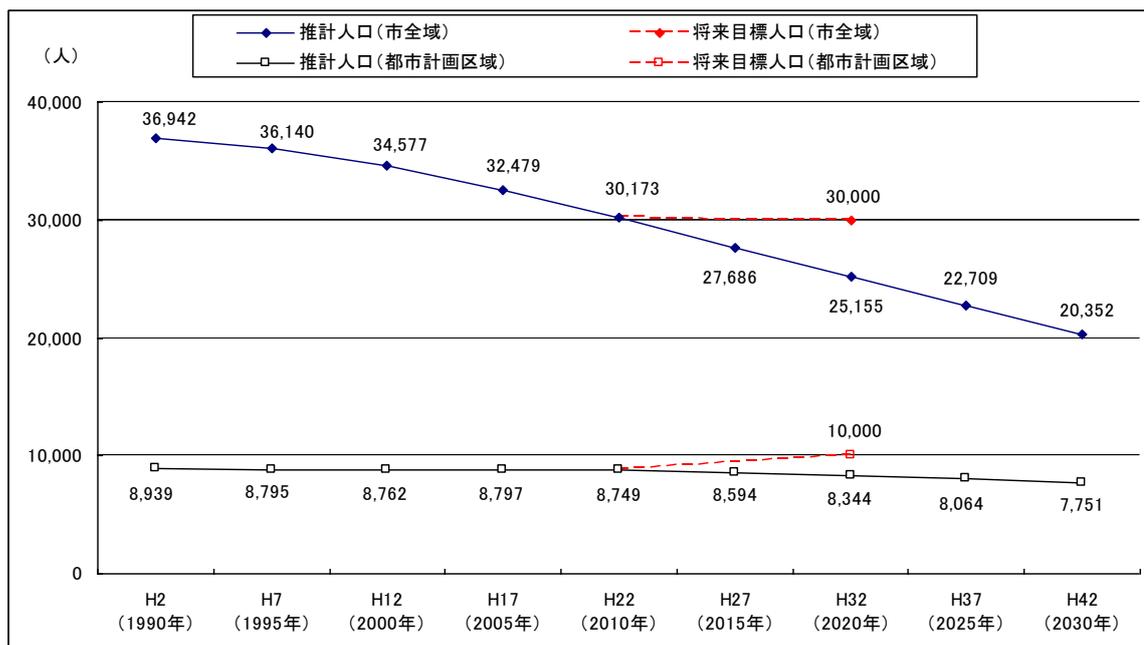
※コーホート変化率法……基準年の性・年齢別人口（コーホート）をもとに、変化の要因（出生率、生残率、社会移動率等）を考慮して、次の年の性・年齢別人口を推計し、この繰り返しによって将来の人口を推計していく方法のこと。

◆10年後（平成32年）の美作市全体の人口は、**30,000人**

美作市街地（都市計画区域）の人口を見ると、平成2年以降、微減傾向にあったものの、直近の5ヵ年（平成12年～17年）では0.4%増加し、平成17年国勢調査では8,797人となっています。一方で、人口推計（コーホート変化率法）によれば、平成32年（2020年）には8,344人、平成42年（2030年）には7,751人まで人口が減少します。

しかしながら、市全体の人口と同様に、今後は「第1次美作市総合振興計画」を基本として、各種施策を展開し、平成32年の都市計画区域内人口の目標を10,000人に設定します。

◆10年後（平成32年）の美作市街地（都市計画区域）の人口は、**10,000人**



注) H17までは国勢調査結果に基づく人口

表 コーホート変化率法による推計人口と将来目標人口

都市づくりの理念と基本方針の設定フロー



第 3 章 全体構想

3.1 将来都市構造**(1) 本市全体構造の基本的な考え方**

本市では中国縦貫自動車をはじめ建設中の中国横断自動車道姫路鳥取線、美作岡山道路、JR姫新線及び智頭急行鉄道による「広域連携」と新市内の国道・県道を主体とする「地域連携」を連携の骨格とし位置づけることにより、地域内外の交流を促進させていきます。

また、美作市役所を始め、各支所周辺は、今後も住民の生活環境の向上と地域の活性化と交流を支える拠点として位置づけます。

このような「2つの連携」「6つの拠点」を活用することで、お互いに連携を図り、一層交流を深めていくことで、さらに地域の個性を発揮する一体的なまちづくりを進めていきます。

① 2つの連携軸の活用**● 広域連携**

- ・東西及び南北に走る広域交通網や公共交通により人とモノの流れを活性化させ、京阪神や鳥取・広島方面、岡山県内外との広域交流を促進していきます。

● 地域連携

- ・市域の拠点や地域固有の資源を結び、地域内の生活の利便性や機能強化を図り、相互交流を促進していきます。

② 6つの拠点の形成

本市における高齢化の進展、人口の減少傾向を踏まえると、住民の日常生活の利便性の確保や、住民サービスの確保が懸念されます。そのため、市役所及び各支所周辺における、公共施設や鉄道駅などの既存施設や身近なサービス施設を有効に活かすことが必要です。そのため、それら地域の拠点となる地区で、住民の利便性やサービスの維持を図るため住環境の整備をはじめとする暮らしやすいまちづくりを進め、人口の維持に努め、活性化と拠点間の交流を促進し、多極ネットワーク型都市として機能強化を図り、あらゆる状況の変化に柔軟に対応できる都市の形成を目指します。

また、現在、本市全体の拠点的な施設や人口が多く集積し都市地域を形成する美作地域では、市域全体の拠点としてさらに利便性を高め暮らしやすい地域づくりを行うことによって、人口の維持に努め、市域全体のサービス拠点としての機能の確保を行います。

③ 地域特性に応じた保全整備**● 豊かな自然環境に恵まれた中山間地域**

- ・豊かな自然環境や歴史的遺産を保全・活用するとともに、農林産物や多様な観光・

レクリエーション資源や施設を活かして、地域の活性化や都市との交流を促進していきます。

- ・中国横断自動車道姫路鳥取線の整備による広域交通網の利便性を生かすなど、京阪神や鳥取方面からの集客・交流に努めます。

●比較的地形が緩やかな田園地域

- ・優良農地における営農環境の維持と、営農環境と調和のとれた住環境の整備や自然と農地、山林が一体となった良好な環境の保全に努めます。
- ・既存施設の連携を強化し、有効活用することにより、観光・交流機能を充実させ、農業・観光・レクリエーションが一体となったまちづくりを進めていきます。

●都市的機能が集積する都市地域

- ・行政機関、教育機関や工業団地等の集積を生かし、「職・住・遊・学」などの機能を備えた質の高い整備を進め、岡山県北東部の拠点都市を形成します。
- ・うるおいのある魅力的な市街地の形成を図るとともに、中国縦貫自動車道、美作岡山道路を生かした企業の誘致や観光の振興を進めていきます。
- ・都市ゾーンとして都市的地域が広がり、市街化の進展がみられる美作地域については、都市計画法等の適用による土地利用の適切な誘導と市街地整備等を推進し、美作市の中心拠点としての機能や環境の向上に努めます。

- ・人口の減少、高齢化の進行を踏まえ、利便性の向上と良好な住環境の整備、観光産業等をはじめとする産業振興と雇用の確保など若者の定住対策の推進や日常生活に必要な施設の整備など高齢者が暮らしやすいまちづくりを行います。
- ・それ以外の各拠点周辺についても、土地利用の適切な誘導や住環境の確保に対する手法を検討し、地域の拠点としての機能の維持や環境の向上に努めます。

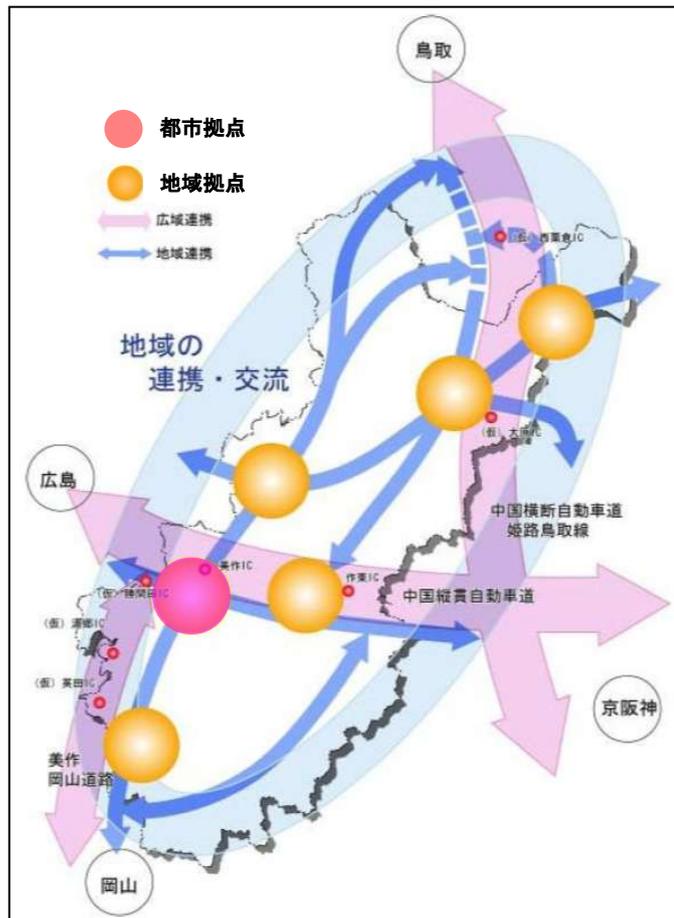


図 美作市全体将来構造図

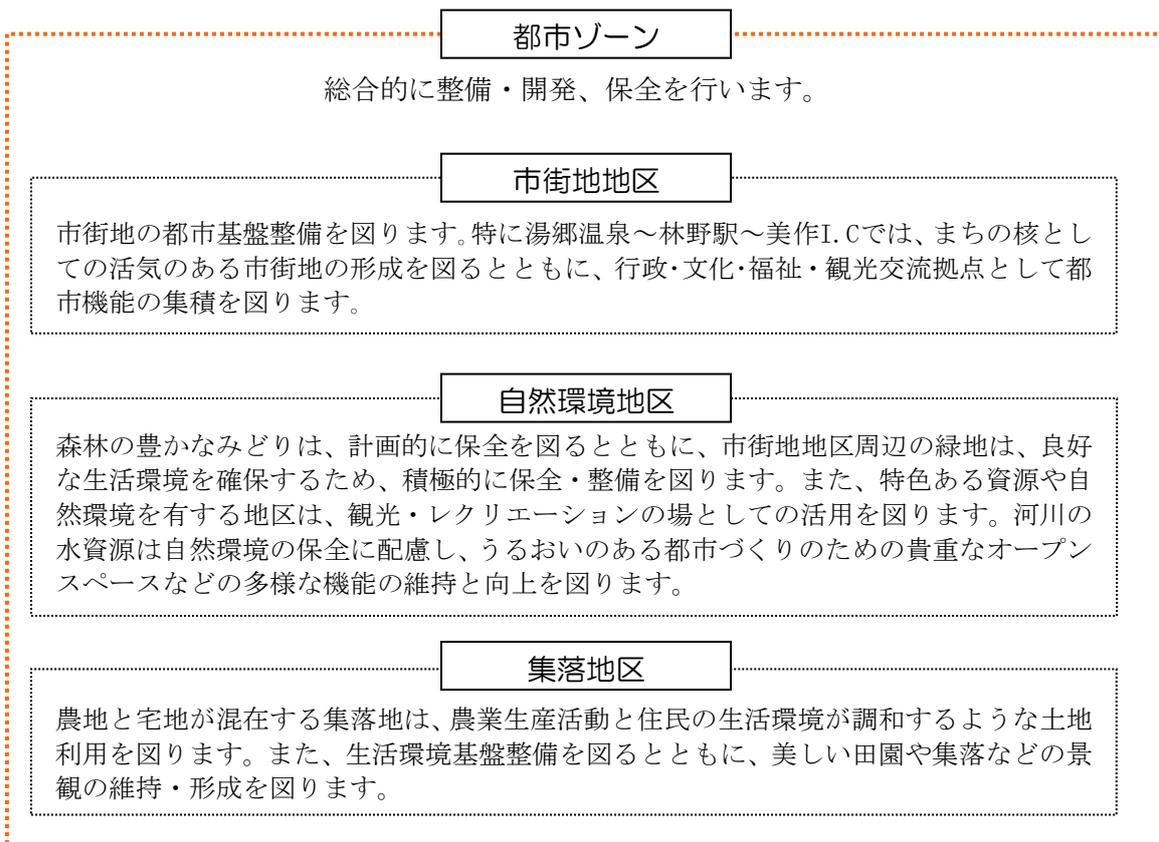
(2) 都市ゾーンにおける将来都市構造

都市ゾーンとして面的広がりをもつ、市街地が展開している美作地域においては、行政・文化・福祉拠点、産業拠点、観光・レクリエーション拠点といった各拠点を整備し、広域的な視点からのまちづくりを進めるとともに、市内各地域拠点、周辺市町村とのネットワークを図り、連携を強化します。

道路網の整備については、広域の地域を視野に入れた南北交通や東西交通をさらに強化するとともに、市城南西部に位置する市街地と山間部に位置する集落地との連結を強化します。また、点在する観光・レクリエーション拠点のネットワーク化を図り、市域全体の魅力の向上とともに、県北の拠点である津山市との連携を図りながら更なる魅力の向上を図ります。

一方、住環境の向上を目指して、各地区の特性に応じた各種基盤整備や、狭い道路の解消など生活道路の改善を図るとともに、みどりの保全や景観整備を図り、うるおいのある魅力的な都市環境づくりを進めます。

地域の特性に応じたまちづくりを進めるために、都市ゾーンを次の地区に分けて、それぞれが有機的に機能し、市全体が生き生きするようなまちづくりを推進します。



※ここでの市街地は、当区域において用途地域を指定している区域としています。

(3) 都市拠点の配置と拠点間連携の強化

既存の拠点等における都市的機能、地域資源等を積極的に活かし、まち全体としての総合力の強化と均衡ある発展を目指すため、都市構造をベースとした都市エリアに「拠点」「軸」を配置し、まちづくりの展開を図ります。

この骨格的な拠点配置の考え方を踏まえ、日常的な生活に関わりの深い生活・産業系の都市拠点、そして、より豊かな生活に必要な交流・レクリエーション系の都市拠点を次のように配置します。

●サービス・交流拠点

市役所周辺については、本市の「総合サービス拠点」として位置づけ、各種行政サービス施設の集積を中心として、医療福祉、文化教育などの多様なサービスを提供する拠点としての機能強化に努めます。

●商業拠点

本市の中心市街地の商業集積地である、湯郷温泉地区を観光産業の集積する商業拠点として位置づけるとともに、美作I.C～林野駅までの沿道を新たな商業拠点として位置づけ、それぞれの特性に応じた商業環境の整備に努めます。

●工業拠点

美作インターチェンジ周辺における工業地や既存の工業地等を産業拠点として位置づけ、産業機能の充実を図ります。

●レクリエーション拠点

総合運動公園及びゴルフ場は、広域的な観光レクリエーション拠点としての機能の充実と活用の促進を図ります。

(4) 広域・地域間の連携を強化するための「連携軸」の形成

周辺都市へのアクセス性を向上させ、さらに、地形によって隔たれている地域間の連携を強化するため、本市の充実した交通ネットワークを活かして次のような連携軸の形成・強化を図ります。

●国土連携軸

本区域と兵庫、大阪方面、広島方面とを結ぶ高規格幹線道路について、各方面との連携の強化を図ります。

●広域連携軸

本区域と県南圏域を結ぶ地域高規格道路について、都市圏間の連携強化を図ります。

●都市・地域間連携軸

区域内の各拠点をつなぐとともに、本市内の各地域及び隣接市町村との連携強化を図り、国土連携軸・広域連携軸へのアクセス強化を図ります。

なお、市街地地区を南北に貫く道路軸は都市軸として位置づけます。

●河川水辺軸

市街地内部を貫く吉野川、梶並川は、本市の都市構造を規定する重要な要素となっており、都市拠点やレクリエーション拠点等をネットワークする水辺軸として位置づけ、防災機能の向上と、水と自然に触れ合う場としての充実に努めます。

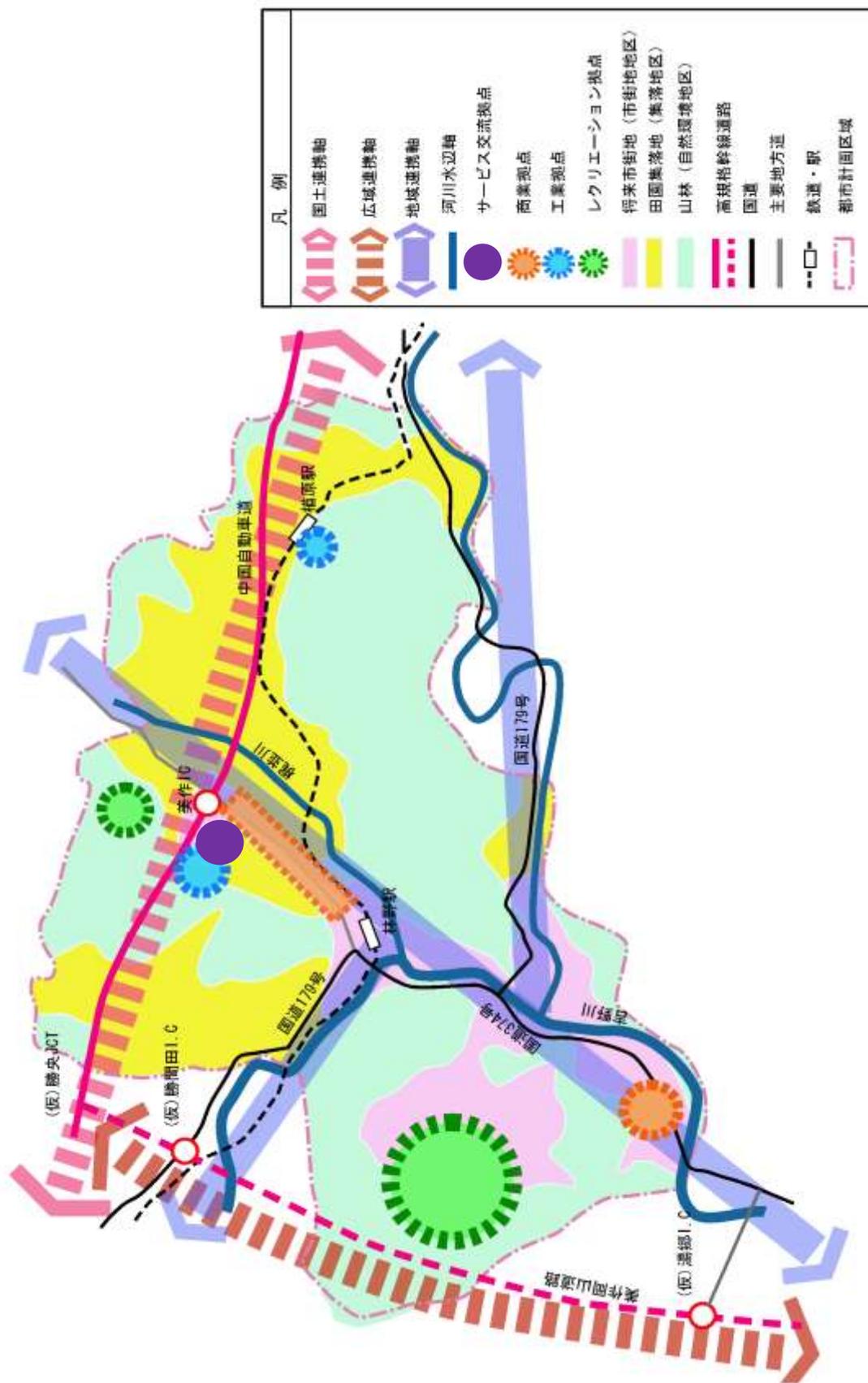


図 将来都市構造図

3.2 土地利用の方針

(1) 土地利用の考え方

本市には緑豊かな山林や美しい河川、農村の田園風景など、多くの自然環境が残されていますが、近年の住宅や産業施設等の立地により、身近な農地や丘陵地が都市的土地利用へと変化し、市街地が拡大してきました。

今後は、人口減少・少子高齢化社会、循環型社会への対応を図るため、土地利用においては、既成市街地内やサービス交流拠点で土地利用の有効活用を進めるとともに、周囲の自然環境を健全で良好な状態で保全します。このため、土地利用の配置についても、拠点性を高め、より多くの人々が利用しやすい場所に公共性の高い施設や住宅地・商業地を配置誘導し、その他の地区では自然環境や田園環境と調和する低密度な低層住宅地を配置誘導します。

また、本市では、地域によって特性の異なる市街地形態が見られることから、こうした歴史的特性や市民の意向等を活かすことに配慮しながら、きめ細かい土地利用の展開を図ります。特に、既成市街地内の空洞化と無秩序な市街地の拡大によって、活力の低下や個性のない街並みが増大しないよう、各地区の特性に応じて賑わいの創出や、快適で魅力ある住み良いまちづくりを進めます。

土地利用の基本的な考え方

■ 拠点の実現に向けたバランスのとれた土地利用の推進

都市機能と民間商業機能を備えた中心市街地の整備を進めます。

既存の都市機能の活用や集約化、都市基盤施設の整備を進め、生活しやすく、観光をはじめとする地域間交流が促進されるようなまちづくりを目指します。また、市街地内における低未利用地を積極的に活用しながら、多くの人々が機能的で快適に暮らすことのできる市街地形成に努めます。

■ 交通網と連動した適正な市街地の形成

新たな広域幹線道路の整備や、都市の道路網整備と連携した良好な市街地と計画的な周辺地域の整備を進め、都市拠点の形成を図ります。

■ 無秩序な市街化の抑制

コンパクトな市街地形成を図るため、無秩序な開発を抑制し、自然環境と都市空間の調和したまちづくりの推進とともに農地や丘陵地の保全を図ります。

■ 活力ある産業地の形成

本市で働き暮らす人口の増大を図るため、新たな企業誘致や適正な商業施設の配置誘導により、活力ある産業地の形成を進めます。

(2) 土地利用の配置方針

① 住居系市街地

● 一般住宅地

商業系市街地に近接する比較的密度の高い住宅地については、「一般住宅地」として位置づけ、住宅地を主体とした土地利用を基本としつつ、近隣商業施設や生活利便施設との混在をある程度許容する地区とします。

一般住宅地においては、狭あい道路や、低未利用地を多く含む地区など、改善の必要性のある市街地が見られることから、地区計画や面整備事業等を導入しながら生活道路や下水道等の都市基盤整備を進め、快適で利便性の高い住宅地の形成を図ります。

また、良好な住環境や景観の悪化が懸念されるような地区においては、用途地域の見直しも検討します。

さらに、市役所周辺においては、魅力ある住環境を創出するため、農林漁業との健全な調和を図りつつ、用途地域の指定を検討します。

● 専用住宅地

丘陵地に位置する住宅地や計画的に開発された住宅団地については、「専用住宅地」として位置づけ、低層住宅を中心とした良好な住環境の維持に努めます。このうち、既に良好な環境を有している住宅地や新たに開発を行う住宅地については、地区計画、緑地協定等の手法を活用しながら、緑豊かな住宅地の維持又は形成を目指します。

一方、宅地化が進まず、都市基盤施設の整備も進んでいない地区については、今後の土地利用の見通し等を踏まえながら、用途の見直し等を検討します。

② 商業・業務系市街地

● 複合業務地

市役所が立地していた栄町一帯を「複合業務地」として位置づけ、行政施設、文化施設、金融施設、医療・福祉施設といった行政・業務施設の集積を維持するとともに、これらの施設や鉄道駅に近接する利便性の高い地区としての魅力を高めていきます。

また、土地の高度利用を図るため容積率の見直しを検討します。

● 一般商業地

本市の「都市核」である中心市街地のうち観光産業が集中する湯郷温泉地区では、地区特性に応じた特色ある商業施設の集積を進めます。

また、従来からの商業拠点である林野商店街地区では、都市施設や商店等の既存ストックの有効活用を図り、今後も重要な拠点とするため重点的な対策を講じ再生を進めます。

さらに、郊外型沿道サービス施設などの立地が進む、美作I.C周辺及び林野駅ま

での幹線道路の沿道についても周辺土地利用との調和を図るため用途指定を検討
します。

③ 工業系市街地

●内陸工業地

美作インターチェンジ周辺及び檜原駅周辺の工業地や既存の中小工業地を位置づけ、周辺土地利用との調和や環境面に配慮した工業地として育成するため用途指定を検討します。

周辺の自然環境や居住環境と調和する工業地形成を図るとともに、中国自動車道に近接している強みを活かした企業の誘致に努めます。

④ 自然系土地利用

●農地

梶並川上流域に広がる平地は農用地として利用されており、広い水田地帯を形成していることから、大規模優良農地や営農意欲の高い農地は現況の土地利用を保全します。

●山地・丘陵地

当区域を取り囲む山地については、水源かん養、防災、生態系保全等の機能の維持・増進を図るため、今後も良好な自然環境を保全するとともに、自然散策等の場として保全・活用を図ります。

また、市街地の周辺に広がる丘陵地については、市街地に近接する貴重な緑地としての機能を持つことから、都市と自然とが調和する地区として保全・活用を図ります。

3.3 交通体系の方針

(1) 交通体系整備の基本的考え方

当区域の交通体系は、JR姫新線、中国自動車道の開通、国道の整備などが積極的に進められ、また今後の美作岡山道路の整備など、広域的なアクセス性の面では非常に便利になっています。一方で、住宅地内の狭い道路を自動車が通り抜けるために歩行者の安全性が懸念される地区もみられるため、自動車及び歩行者の安全で円滑な移動を確保する道路ネットワークの形成が必要です。また、高齢化に伴い自家用車を使えない人が増えることが予想されるため、自転車・歩行者空間の整備や公共交通サービスの充実がますます求められているといえます。

今後は、これまで整備してきた道路、鉄道などの交通基盤を活かしながら、各地域間をつなぐとともに、利便性の高いコンパクトな市街地を形成し、湯郷温泉や林野商店街、林野駅～旧市役所などの各地区において歩いて暮らせるまちづくりを実現する交通体系の整備を進めます。

交通体系整備の基本方針

■安全で快適に移動できる道路空間の整備

他都市との広域的な連携や交流を円滑化するための道路整備を推進することと合わせ、市の骨格を形成する幹線道路については、各地域から発生する交通を効率的に集約し、通過交通を円滑に処理するため、全市的観点からみた適正な配置・整備を進めます。

また、歩道、自転車・歩行者用道路の整備を進めることにより、安全で快適に通行できる道路空間の整備に努めます。

■持続可能な公共交通サービスの確保・提供

高齢者をはじめ自家用車を使えない人の移動手段の確保、地球環境への負荷の低減などの観点から、事業者との連携のもと、持続可能な公共交通サービスの確保・提供に努めるとともに、鉄道・バスの利用促進に向けた基盤整備を図ります。

■安全で快適な道路整備

将来のまちづくりと整合し、整備効果の高い道路や避難路等の防災上重要な道路について、重点的に整備を進めるとともに、社会経済情勢の変化や、代替道路が整備されたことで必要性が低くなった道路については、地域住民の意向等も踏まえながら計画の見直しや歩行者を優先する道路としての再整備なども検討します。

(2) 道路網の整備方針

① 国土連携、広域連携を担う高規格道路の活用

中国自動車道については、国土連携を担う高速自動車道路として、また整備中の美作岡山道路を本区域と県南圏域を結ぶ道路として位置づけ、各方面との連携強化や広域交流を促進する基盤として活用を図ります。

② 幹線道路の整備

国道179号、国道374号、主要地方道等については、都市連携及び地域連携を担う主要幹線道路として位置づけ、未整備区間の整備・改良を進めます。

同時に、これらは当区域においては市街地の骨格を形成する役割を担う道路であり、市内の地域間を連絡する道路として、災害時、緊急時の連絡道路になり、かつ生活道路ともなっていることから、必要に応じて道路拡幅、歩道設置、交差点改良等によって、安全で円滑な交通環境の整備に努めます。

都市計画決定された路線の未整備区間の整備・改良を進めるとともに、社会経済情勢の変化などで整備の必要性が低くなった路線、幅員の変更が必要な道路等については、住民との合意形成、関係機関との調整を図りつつ、計画の見直しを検討します。また、その他の幹線道路においても、交通渋滞緩和や歩行者の安全性などの観点から、必要に応じて道路拡幅、歩道設置、交差点改良等によって、安全で円滑な交通環境の整備に努めます。

③ 生活道路の整備

その他の市街地内の道路については、地域における重要な生活道路となっており、周辺住民の理解と協力を得ながら道路改良、歩道・自転車道の設置、交差点の改良、交通安全施設の整備などを進め、住民生活の利便性と安全性の向上を図ります。

住宅の更新等にあわせた建築セットバックによる用地の取得・整備を行い、防災・救急活動などの支障となる狭あい道路の解消に努めます。

(3) 公共交通及び歩行者空間の整備方針

●鉄道

鉄道駅における交通結節機能の強化、バリアフリー化を進め、分かりやすく、安全に公共交通機関が利用できる環境改善を図り、重要な公共交通機関である鉄道の有効活用を推進します。

また、林野駅では、駅北の駅前広場整備を行うとともに、国道374号からのアクセス道路（都市計画道路）の整備を行います。

●バス

少子高齢社会、低環境負荷型社会に対応し、自家用車を使えない人や利用できないいわゆる交通弱者も便利に生活できる社会を構築するため、効率的・効果的なバス運行、公共交通不便地区への対応なども検討しながら、持続可能な公共交通サービスの構築を目指します。

また、都市間交通に対応する長距離バスの利用の利便性を高めるためのバスターミナルなどの整備についても検討を行います。

(4) 人にやさしい歩行者優先の道路整備

主要な福祉施設、文化・教育施設、公共施設等の周辺の道路は、人に優しい歩行者優先の道路整備を推進します。特に中心市街地に位置する主要な福祉施設、公共施設等へのアクセス道路は、バリアフリー化に配慮した整備を行います。児童・生徒が通行する通学路は、安全・快適に通行できるように重点的に歩道の整備や歩車共存化を図ります。

また、湯郷温泉周辺では、観光来訪者に安全で快適な歩行者空間を提供するため、魅力ある歩行者空間の整備を行います。

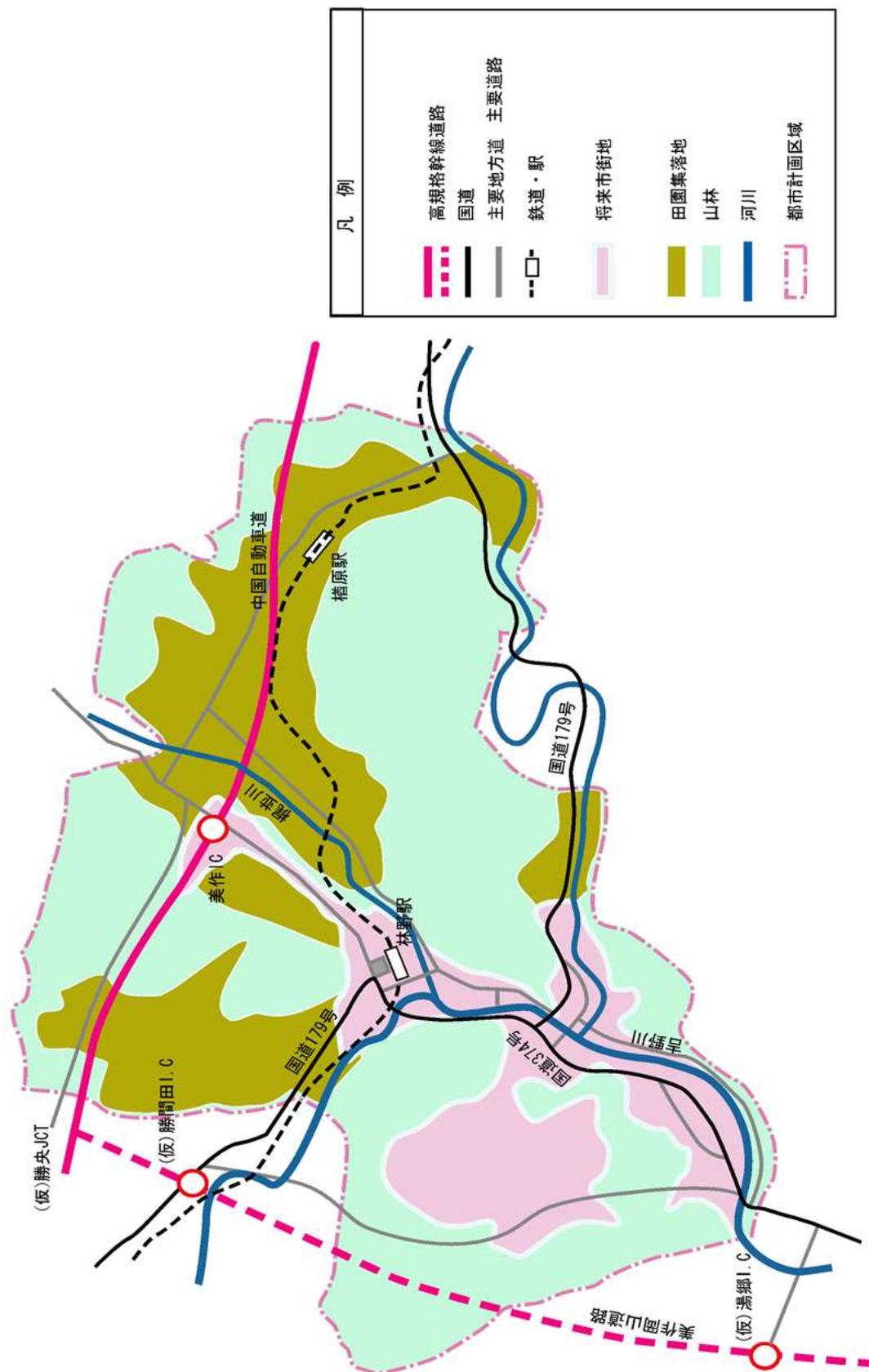


図 交通体系の方針図

3.4 市街地整備の方針

(1) 市街地整備の基本的考え方

市街地は、緑に囲まれ、河川と道路が軸となった線的な市街地を形成しており、JR林野駅や林野商店街、湯郷温泉によって拠点市街地の形成が図られてきました。しかし、既成市街地では、農地や未利用地が介在する低密度な市街地や、道路などの都市基盤が整備されていない市街地もあり、良好な市街地形成に向けて適切な整備を進めることが必要となっています。

また、拠点性、利便性の高い市街地形成を進めるためには、郊外部における新たな市街地の整備よりも、既成市街地内やサービス交流拠点における良好な住環境整備を重点的に進める必要があります。

このため、既存の社会資本を最大限活用するとともに、新たな公共施設についても既成市街地内に配置するなど、既成市街地内やサービス交流拠点の居住環境の向上や土地の有効利用の促進に努めます。

また、地域の特性に配慮したきめ細かいまちづくりを推進するため、住民参加によるまちづくりの中で、地区計画、建築協定等の活用を図ります。

市街地整備の基本方針

■安全・快適に生活できる市街地環境の整備

緑地としての機能を有する山林や河川、農用地など身近な緑は今後も維持・保全し、ゆとりのある緑豊かな都市空間を確保するとともに、安全・快適で利便性の高い市街地形成を目指し、生活道路の改善、オープンスペースの確保、適正な建物更新及び立地誘導を図ります。

また、居住ニーズや地域の特性に対応した良質な住宅の供給や、公共施設のバリアフリー化等を進め、高齢者や障害者に優しい快適な生活環境の形成を図ります。

■既成市街地の再生と賑わいの創出

都市機能を充実させ、都市景観に配慮した都市基盤の整備を図るとともに、商業活性化のための商業基盤施設の整備を推進し、人々が集い、にぎわい、活力ある商店街の形成を図ります。

■健全な市街地の形成

健全で適切な市街地の形成を誘導するため、現況及び今後の土地利用を考慮し、用途地域の見直しや必要に応じて地区計画の導入を検討します。

(2) 市街地整備の基本方針

①道路、公園、下水道等の都市基盤整備

道路、公園、下水道などの都市施設の整備を推進するにあたっては、効率的かつ効果的な整備を推進します。

そのため、都市施設の部門別の整合を図り、全体を総合的に把握・調整しながら推進するものとします。

② 計画的な整備の推進

中心市街地は、既存の商業施設や公共施設を活用しながら、中心市街地への機能集積を図り、中心性を高めるとともに、居住環境、商業環境、交通環境など一体的な整備を推進します。

用途地域内の低未利用地については、計画的に整備を進めます。

これまでの都市基盤や既存施設を活かした効率的な市街地機能を少しずつ着実に強化しながら、環境保全に優れた品格と個性のある良好な住環境の整備を図っていきます。そして、市街地として様々な基盤の整った環境を活かしながら、さらに土地の利用を高め、高齢化に備えたいつまでも住み続けられる、住みよい住環境の形成に努めていきます。

農地や樹林地など良好な自然環境が残る区域においては、地域の「自然」や「農」の持つ多面的な機能を活かした、生活・営農・自然が共存する、魅力ある良好な住宅地を創造していきます。そして、市街地の住宅地とは異なる、田園環境にふさわしい居住スタイルを営むことのできる自然環境や景観と調和した低層低密度の良好な住環境の形成を図ります。

③住宅・住環境の整備

多様な住宅ニーズにあった住宅施策を推進します。

区画道路等の基盤整備が不十分なまま虫食的に市街化が進行している地区については、住民の意向を反映させながら、面的整備や地区計画制度など、地区の特性に応じた整備手法の導入を検討して住環境の改善に努めます。

④にぎわいと活気に満ちた拠点的商业地の形成

●拠点性の向上のための基盤整備

- ・アクセス性を高めるため、様々な交通手段の連携を高めるとともに、交通ターミナル、バス停、駐車場などの整備・拡充を図りながら、安全で快適性の高い交通機能の確保を図ります。
- ・高齢者や身体障害者だけでなく、市民のだれもが安全かつ快適に移動できるよ

う、ユニバーサルデザインに配慮した整備・促進を図ります。

- ・沿道や周辺施設と一体となった緑化を図るとともに、建築物や看板等のデザインに配慮した規制・誘導を図り、魅力的な商業地にふさわしい品格のある景観形成に努めます。

●旧サービス・交流拠点としての商業業務地（林野駅～栄町、入田地区）

- ・市役所を中心とする商業・業務地においては、市民相互の交流や行政サービス機能等を中心とする機能の拡充に加え、公共公益施設、福祉施設など様々な施設が立地する利便性の高い、複合的な拠点としての機能強化を図ります。

●観光拠点としての商業地（湯郷地区）

- ・本市における主要な産業である観光産業の集積する湯郷地区では、これまでも交流促進のため施設整備が進められており、今後も継続して整備を推進し、観光拠点としての機能の向上を図ります。
- ・また、観光に対応した特徴的な商店街の形成などを進め、訪れたい魅力あるまちづくりを推進します。

●商業地の再生（林野商店街）

- ・本市の一大商業拠点となっていた林野商店街においては、交通条件の変化や消費者動向の変化等により、空き店舗の増加が目立っていますが、都市施設や商店等の既存ストックの有効活用を図り、今後も重要な拠点とするため重点的な対策を講じ再生を進めます。
- ・再生に当たっては、地域振興の観点から本市の農業との連携による商品の開発、販売施設を中心とした商業への質的な変更や、あるいは、福祉に特化した産業、医療、住居等を一体化した市街地そのものの再構築など、商業に限定しない多面的な方向から検討を進めます。
- ・また、災害の危険性の高い地区でもあることから、防災の対応にも配慮した地域づくりを推進します。

●沿道に集積する商業地（美作I.C～林野駅）

- ・美作I.C～林野駅までの国道374号及び県道沿いの沿道型商業地では、周辺環境との調和に配慮しながら、利用者のニーズに対応した適切な立地誘導による商業サービス施設の集積に努めます。
- ・交通の円滑化や安全性に配慮しながら、幹線道路と一体となった良好な沿道景観の形成を図ります。そのため、立地する建物や看板、駐車場等に関して、緑化やデザイン、色彩の調和など周辺の景観に配慮した規制・誘導を図ります。

⑤周辺環境と調和した活力ある工業地の形成

美作インターチェンジに隣接する中尾工業団地においては、工業機能の維持を図るとともに、産業構造の高度化、機能更新、集約等による生産性の向上に努め、適切な機能集積、高度化を促進します。

また、沿道からの景観に配慮しつつ、既存樹林地による緩衝機能の維持・保全を図り、周辺地域における良好な居住環境の維持・形成に努めます。

市街地内及び周辺の小規模な工場などが点在する地区は、居住環境と生産環境の両立を図るため、工場周辺の緩衝機能の向上や住宅と工場の住み分けに向けての適切な方策を検討します。

3.5 自然環境保全の方針

(1) 自然環境保全の基本的考え方

本市は、市街地を取り巻く山々の緑や吉野川、梶並川に囲まれた豊かな水辺環境と平地林、社寺林、農地、集落の緑など豊かな緑地環境を有しており、この豊かな自然環境は本市の個性と魅力であるとともに、農業や観光など様々な活用されてきました。

自然の恵みは、心の豊かさが実感できる快適な環境であるとともに、暮らしや産業を支える貴重な資源でもあります。その視点に立ち、水と緑に囲まれた豊かな自然環境が日常生活や生産活動と融合する、自然と人が共生する都市づくりを進めていきます。

また、自然の利活用においては、環境への負荷が自然環境の復元能力を超えて重大な影響を及ぼすことがないように配慮することが重要です。

このような考え方に基づき、山林、樹林地の緑、河川、自然豊かな田園環境を健全に維持しながら、営農環境として、そして観光・レクリエーションの場として、バランスある自然資源の保全と活用を行っていくものとします。

自然環境保全の基本方針

■自然環境の保全と都市内における自然の回復

現在の自然環境が将来にわたって維持されるよう、各種法制度を活用しながら、計画的な保全・整備を図ります。さらに、道路や公園、公共施設、住宅地等における緑化の推進や、豊かな生態系を有する水辺空間の整備によって、都市内における自然の回復や緑の増加に努めます。

■緑のネットワークと魅力ある公園の整備

環境負荷の少ない都市構造を目指し、快適な歩行者空間となるような連続性のある緑のネットワークの形成を進めます。また、公園利用者や地域住民の意見も反映しながら、地域特性や公園ごとの特徴を活かした魅力ある公園整備を進めるとともに、子供からお年寄りまで皆が安心・快適に利用できるよう、公園のバリアフリー化や安全対策の充実に努めます。

■環境負荷軽減

環境への負荷軽減を図る観点から、地域の特性や将来の市街化の見通し等も踏まえながら、下水道、廃棄物処理施設などの整備、更新に努めます。

また、省資源、省エネルギー化を促進するとともに、産業廃棄物のリサイクルを推進します。

(2) 自然環境保全の基本方針

① 良好な自然環境の保全

区域周囲に広がる山林については、保安林、地域森林計画対象民有林などの法規制の指定・運用による保全に努めるとともに、自然体験や学習の場としての活用を図ります。

また、市街地に接する丘陵地の緑については、良好な樹林地や歴史資源と一体となった樹林地において緑地保全地域や風致地区などの指定も検討し、市民が身近に触れあうことのできる緑として保全・活用を図ります。

河川においては、生態系に配慮した整備を図るとともに、親水空間の整備や憩いの場の整備等によって水辺に親しめる環境づくりに努めます。

② 無秩序な市街化の抑制と農地の保全

郊外部における無秩序な市街地拡大を抑制するため、優良農地の適正な保全に努めるとともに、地域の特性や住民意向等も踏まえながら、用途地域の指定のない区域にも、都市計画に基づく土地の誘導手法を検討します。

③ 緑のネットワークによる連続性・回遊性の向上

市街地内の緑の連続性や市街地から公園までの回遊性を活かした緑のネットワーク、河川の連続性を活かした水辺のネットワークの形成を図り、市街地を緑や水辺がつなぐ都市構造を創出します。これら緑や水辺のネットワークについては、歩道、自転車・歩行者用道路の整備、緑化やベンチ等の設置などにより、安全で快適な歩行者空間の創出を図ります。

また、地域固有のテーマやストーリー性を持たせた回遊ネットワークの整備を図り、歩くことが楽しくなるような市街地の整備を推進します。

④ 身近な公園の整備

身近な公園が不足している地区において新たな公園の整備を図るとともに、既存の公園・緑地についても、より多くの人々に利用され愛着が持てるよう、利用者のニーズに対応した利用方法や維持管理方法を検討し、住民主体による公園づくりを進めます。

また、通常の公園整備が困難な地区においては、民有地を含めた環境資源を活かしたオープンスペースの確保を図ります。道路沿いの未利用地や歩道の一部を活かしたポケットパーク[※]や広場の設置等により、街なかを歩く人々が憩える空間の創出を図ります。

[※] ポケットパーク：ベスト・ポケット・パークの略で、チョッキのポケットほどの公園という意味です。多くの場合、まちのなかで創られる小公園をいいます。

⑤市街地内の緑化の推進

市民と行政が一体となった活動を通じ、建築協定[※]や緑地協定[※]等を活用しながら、住宅地や事業所敷地など身近な地域における緑化を推進します。

また、交流拠点である湯郷温泉地区においても緑化を推進し、潤いのある温泉街の形成に努めます。

その他、公園や道路などの都市施設や、多くの人が利用する市内公共施設敷地における緑化を推進し、適切な維持管理に努めます。

⑥環境への負荷の軽減

都市整備にあたっては、自然・社会の環境特性を考慮し、自然環境への負荷を軽減する手法や施設の導入を図り、豊かな自然や文化を将来の世代に継承していきます。

また、環境汚染を防止するため、公共下水道、農業集落排水施設などの整備を完了するとともに、住戸や施設の接続を推進します。

⑦緑の基本計画の策定

適切な自然環境の保全や緑豊かな環境と景観の創出、緑の拠点、市民のレクリエーション拠点としての公園緑地の適正な配置を行うため、緑の基本計画の策定について検討を行います。

[※] 建築協定：建築基準法に基づく制度で、地域の特性に応じた良好な環境を維持増進するために、自主的に一定の建築ルールを定めて、それを運営していく制度で、土地所有者等の全員の合意により協定を結ぶ制度。

[※] 緑地協定：都市緑地法に基づく制度で、都市の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により協定を結ぶ制度。

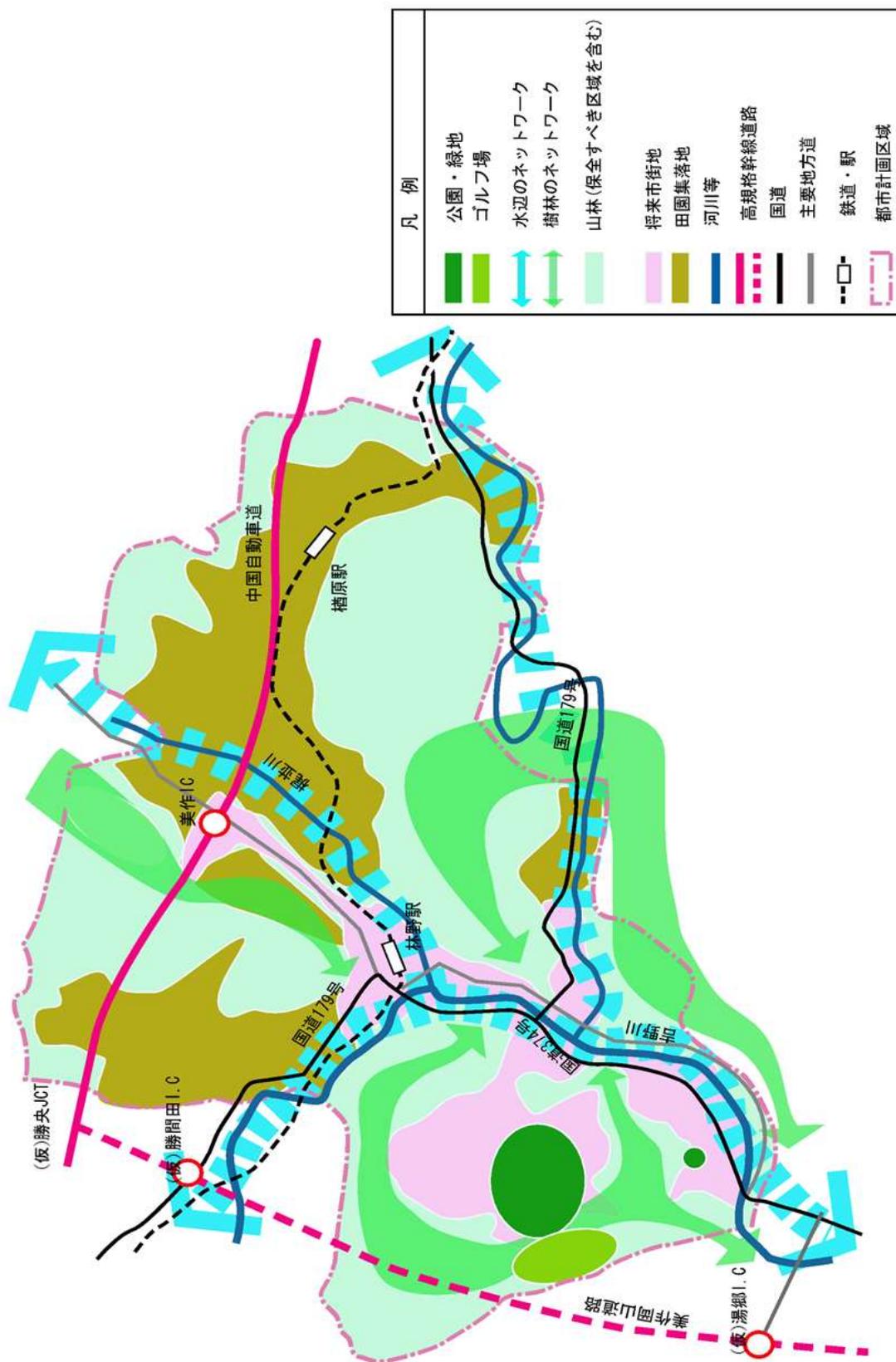


図 自然環境保全の方針図

3.6 景観形成に関する方針

(1) 景観形成に関する基本的考え方

良好な都市の景観を創出することは、地域の資源を美作らしい個性として育み“まち”の価値を高めるほか、市民に快適感や満足感を与え、まちに愛着や誇りを育むことにも繋がります。

そのため、吉野川や梶並川沿線、市の中心部を貫く幹線道路など本市の骨格となる軸を活かしたシンボルとなる景観軸を設定し、市街地の背景となっている自然やまち並み、歴史的資源など“きらり”と光る良好な景観の積極的な保全・活用を図り、自然景観と都市景観とが調和し、本市の個性を活かした魅力と活力ある街並みを創出できるよう、取り組んでいきます。そして、市民の豊かな日々の暮らしを育むクオリティ（質）の高い“まち”を創造し、交流のための魅力づくりや次世代に引き継いでいくことを目標としていきます。

景観形成の基本方針

■美作市らしい個性ある景観資源の発掘

市街地を取り囲む豊かな自然、そして、市内に分布する史跡や歴史的建造物が本市にとってどのような役割を担ってきたかを再確認し、将来にわたって保全すべき景観資源とその保全に対する考え方を市民と行政とで共有するよう努めます。

■優れた景観と調和する街並みの創出

優れた自然景観や歴史景観の周囲の市街地においては、景観を阻害することのないよう構造・デザイン等に配慮するとともに、周辺の景観との一体性や連続性を持つ良好な街並みの創出を目指します。

■景観の保全・創出を実現化するための規制・誘導の導入

景観資源の保全や、「住み良さ」を感じられる良好な街並みの形成を図るため、景観行政団体への移行も視野に入れ、地域の特性や市民の意向の把握、参加を踏まえながら適切な規制・誘導方策を検討します。

(2) 景観形成方針

① 市街地を取り巻く豊かな自然景観の保全

城山、三星山、塩垂山など市街地の周囲や背後地に広がる丘陵地・山地については、保安林、地域森林計画対象民有林、風致地区等によって緑豊かな自然景観の保全を図ります。また、自然とふれあえる登山道や展望台などの眺望点の整備により、市街地や中国山地の山並みを眺望できる場を確保します。

市街地周辺に広がる農地については、無秩序な市街化の抑制とともに健全な営農環境の維持を図ることにより、のどかな田園景観の保全を図ります。

吉野川、梶並川などの河川については、防災面、環境面で必要となる対策も考慮しながら、美しい河川景観の保全・整備、身近な水辺空間として連続性のある河川景観の形成を目指します。

② 歴史・文化を活かした個性ある都市景観の形成

当区域は、奈良時代に美作国として始まり、高瀬舟による物資の集積・搬出場所としての歴史性を有しています。こうした歴史性を活かした歴史・文化的景観が形成されるよう努めます。

また、湯郷温泉では歴史ある温泉観光として情緒あふれる魅力ある景観形成を今後も引き続き図ります。

③ にぎわい・魅力・住み良さを感じるまちの景観づくり

●住宅地の景観形成

- ・住宅地については、地域ごとの特性に応じて、敷地の最小規模や、住宅の形態・色彩、生け垣の設置等について、居住者との協働によりルールを定め、地域自ら良好な景観形成が図られるよう、適切な支援を図ります。

●商業・業務地の景観形成

- ・商業地区は、乱雑な景観にならないよう特に沿道の景観形成を検討します。
- ・湯郷温泉は、歴史・文化に配慮した温泉情緒たどよう街として商業機能の改善、交流機能の向上のもと、景観的にも魅力的な街なみの整備を今後も推進します。

●工業地の景観形成

- ・快適な就業環境の実現を図るとともに、周辺緑地の保全など周辺環境と調和する景観形成を働きかけます。

●観光・レクリエーション地区の景観形成

- ・ゴルフ場や運動公園など緑の拠点として、質の高い緑景観の創出を推進します。

●道路景観の整備

- ・都市の骨格を形成し、広域都市圏をネットワークする道路や、まちの顔となるシンボル性の高い以下の道路を景観軸として位置づけます。
- ・国道179号、374号をはじめ、主要地方道など、当区域の骨格となる広域幹線道路は、本市の顔となる景観軸と位置付け、沿道緑化や沿道建築物の景観誘導、広告物の整序などを促進します。

●公共施設の景観整備

- ・公共施設は、民間の景観整備をリードする役割を持ち、地域景観と調和した落ち着きと親しみのある景観形成を行うために、特に質の高い景観形成を図ります。
- ・公園は、防犯に配慮しながら、周辺環境と調和した緑豊かな景観形成を進めます。

④市民の理解と協力による景観形成

景観形成の必要性や方法、市民の日常生活における環境美化に関する普及・啓発活動を推進するとともに、市民の自主的な活動に対する支援措置を検討します。

また、学校教育において、地域の自然や歴史等への理解を深め、景観形成に対する関心を高めて、後世に伝承できるよう郷土学習等の充実を図ります。

⑤景観計画の策定

魅力ある景観形成をより実効性のあるものにするため、景観行政団体への移行や景観計画の策定について検討を行います。

3.7 都市防災に関する方針

(1) 都市防災の基本的考え方

近年、全国各地で発生している災害の状況をみると、大規模地震発生が予想されている地域以外でも大規模な地震が発生していることや、台風や前線に伴う集中豪雨や予測困難なゲリラ豪雨の発生頻度が著しく増加していることが指摘されています。また、被災した地域の状況から、中山間地域や急傾斜地の集落では、土砂災害による直接的な被害だけでなく、道路寸断によって集落が孤立する危険性も高いことが明らかになりました。

本市は、浸水や土砂災害の危険性のある地区や、消火が困難な地区もみられます。

今後、地震災害や水害、土砂災害、火災など、あらゆる災害から市民の生命と財産を守り、市民が安心・安全に暮らせるように、「減災」の視点に立って、災害に強い都市づくりを推進します。

都市防災の基本方針

■被害を軽減するための都市基盤整備の推進

道路、公園、河川などのオープンスペースは、災害時における避難路や避難場所、延焼遮断帯などの機能を備えており、これら都市基盤施設を整備することによって、災害による被害の拡大防止を図ります。また、災害の発生を未然に防止するため、河川改修、護岸整備、急傾斜地崩壊対策事業などの整備を推進します。

■災害危険性のある市街地の解消

都市基盤整備を進める一方で、建物の耐震化・不燃化等を進めることで、地震や火災に伴う被害発生及び被害拡大の抑制を図ります。特に、危険性の高い市街地については、地区計画等の導入可能性も検討しながら、危険性の解消に努めます。

■防災まちづくりと都市計画との連動

防災にとって重要な「自助」「共助」「公助」という基本的な考え方を踏まえ、地域住民の視点からみた安心・安全のまちづくりを、住民が主体となって進めていけるような仕組みの構築を図ります。

(2) 都市防災方針

① 市街地の防災機能の強化

●建築物、施設等の安全性の確保

- ・多くの人が集まる公共・公益施設や民間建築物、災害時の救護活動拠点となる医療機関等の公益施設については、重要度を考慮し、計画的・重点的に耐震性の向上を図るとともに、建物の建て替えや共同化による耐震性・耐火性の促進を図ります。
- ・避難場所及びその周辺など、都市防災上重要な地域における建築物の不燃化を推進します。
- ・災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、耐震性の向上を関係機関に働きかけます。

●土砂災害対策の推進

- ・地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所など、土砂災害の危険性の高い箇所の整備を進めるとともに、わかりやすく迅速な避難体制の構築を進めます。

●治水対策の推進

- ・吉野川、梶並川については、災害に強い河川の整備を働きかけます。

② 避難場所及び避難路の整備

●避難路の整備

- ・災害時の避難路となる道路や緑道は、安全性の確保を図るとともに、国道、主要地方道、県道、市道など、地域内の道路整備による代替ルートの整備を図り、避難路のネットワーク化を図ります。
- ・重要度の高い道路や災害応急対策活動となる道路は、のり面对策や耐震性の向上などを図り、安全性の高い整備を推進します。

●避難場所、防災拠点の整備

- ・美作市地域防災計画で指定されている避難場所は、耐震性能の確保など災害に対する安全性を確保するとともに、災害対策施設の整備や避難収容施設の整備を行い、機能強化を推進します。

③ 市民の防災意識の高揚の推進

行政からの防災情報の提供や防災訓練等を通じて、防災に対する住民の意識高揚や知識の普及徹底を図るとともに、地震時等の初期消火、避難等市民の自主的な防災活動の促進を図ります。

また、関係機関と調整を図り、高齢者・障害者等の避難、誘導についての対策を検討します。

第4章 地域別構想

4.1 地域区分

(1) 地域区分

地域区分は、それぞれ性格の異なる主要拠点である湯郷、中心部、美作 I.C 周辺を中心とした地域を、地形的な条件や大字界などによって区分し「南部」「中部」「北部」の3地域とします。

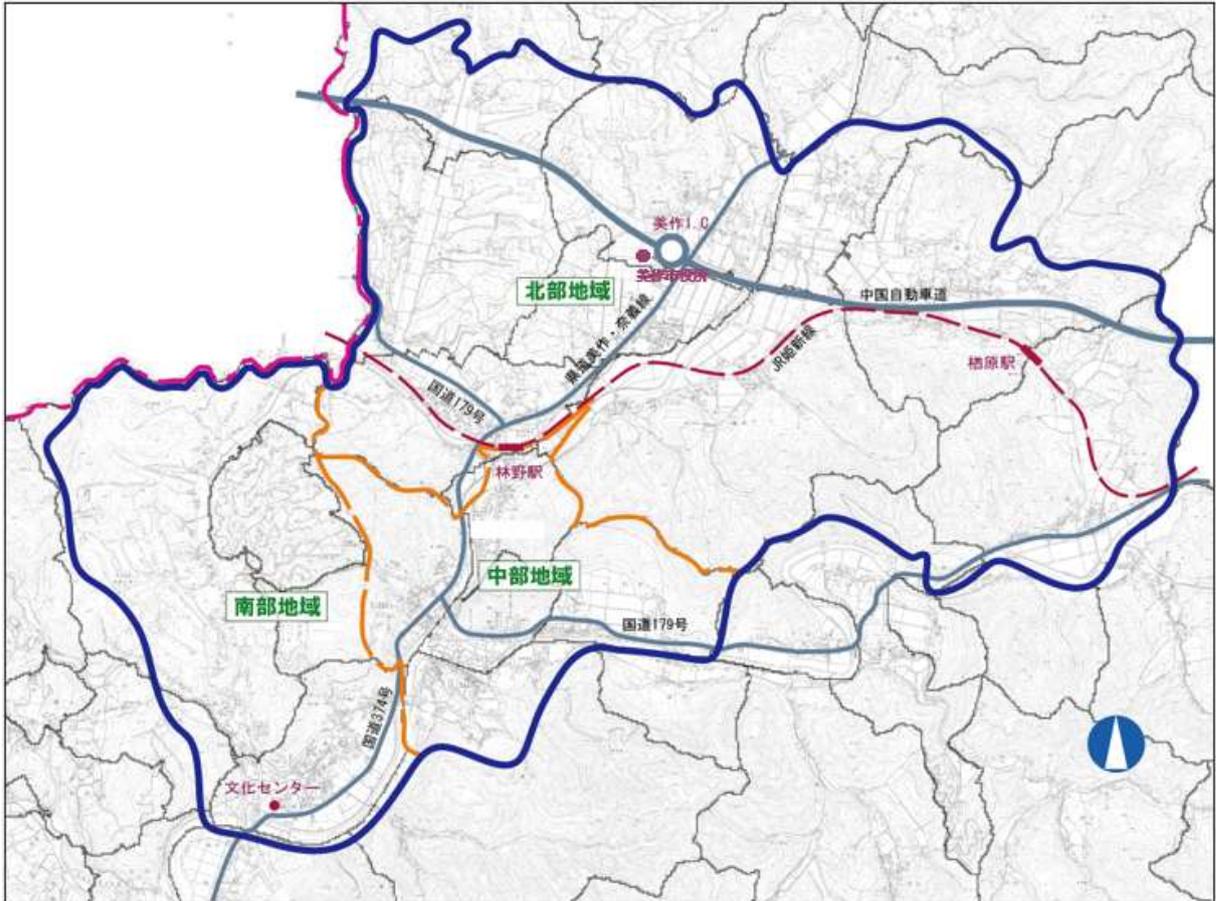


図 地域設定図

(2) 地域の現状と課題

各地域の現状と課題は次の通りです。

①南部地域

- ・ 南部地域は、本市の観光拠点である湯郷温泉のほか、市街地の北側に公園やゴルフ場などアウトドアレクリエーションが楽しめる場や別荘地が存在しています。
- ・ 主な市街地は国道 374 号の北側の湯郷温泉一帯の平地～丘陵地で、その北側は、丘陵地や農地が広がり、東側には吉野川が流れています。
- ・ 市街地内の県道は「ふれあい道路」として近年道路の環境整備が進められ、美作岡山道路、(仮称)湯郷 I.C の開通も控え、観光客の増加や、観光商店街的な発展が期待されます。
- ・ 国道 374 号の南側は用途地域内であり、宅地化が徐々に進行していますが、都市基盤の整備は充分に進んでいません。

②中部地域

- ・ 中部地域は吉野川と梶並川の沿線の地区で、林野駅や林野商店街が存在し、当地域の主要な市街地となっています。
- ・ この地区は江戸初期に倉敷として物資の集積運搬や集積の場となり大いに栄えた歴史性を有しています。
- ・ 行政施設の他、医療・福祉施設、学校など、多様な公共公益施設が立地していますが、商業施設は空き店舗が目立つなど徐々に減少してきています。
- ・ 市街地内は古くからの街であるため道路の狭いところも多く基盤整備も必要とされています。
- ・ 河川や山林丘陵地で囲まれ身近な自然はありますが、吉野川と梶並川の合流部周辺での水害や、急傾斜地での土砂災害が危惧されます。

③北部地域

- ・ 北部地域は林野駅前を中心に従来からの市街地がありますが、近年は中国自動車道美作 I.C から林野駅の県道沿いに、沿道サービス型の商業施設が多く立地してきていますが、周辺は広々とした田園や丘陵地で囲まれた地域です。
- ・ 美作 I.C に隣接する地区では、美作市役所庁舎が建設され、周辺道路整備、美作 I.C 隣接駐車場整備が進展しています。今後、住宅等の建築により新たな中心的な市街地となることが予想されるとともに、住宅、商業、工業などの土地利用の用途の混在が危惧されます。
- ・ 商業施設が立地する沿道の地区は、用途指定や基盤整備などのないままに農地と市街地が混在するような形で都市的な土地利用が進んでいます。
- ・ JR 林野駅は周囲に利用できる土地も少ないことから、国道 179 号からのアクセス^{*}や駅北側と南側の連続性が不十分となっています。

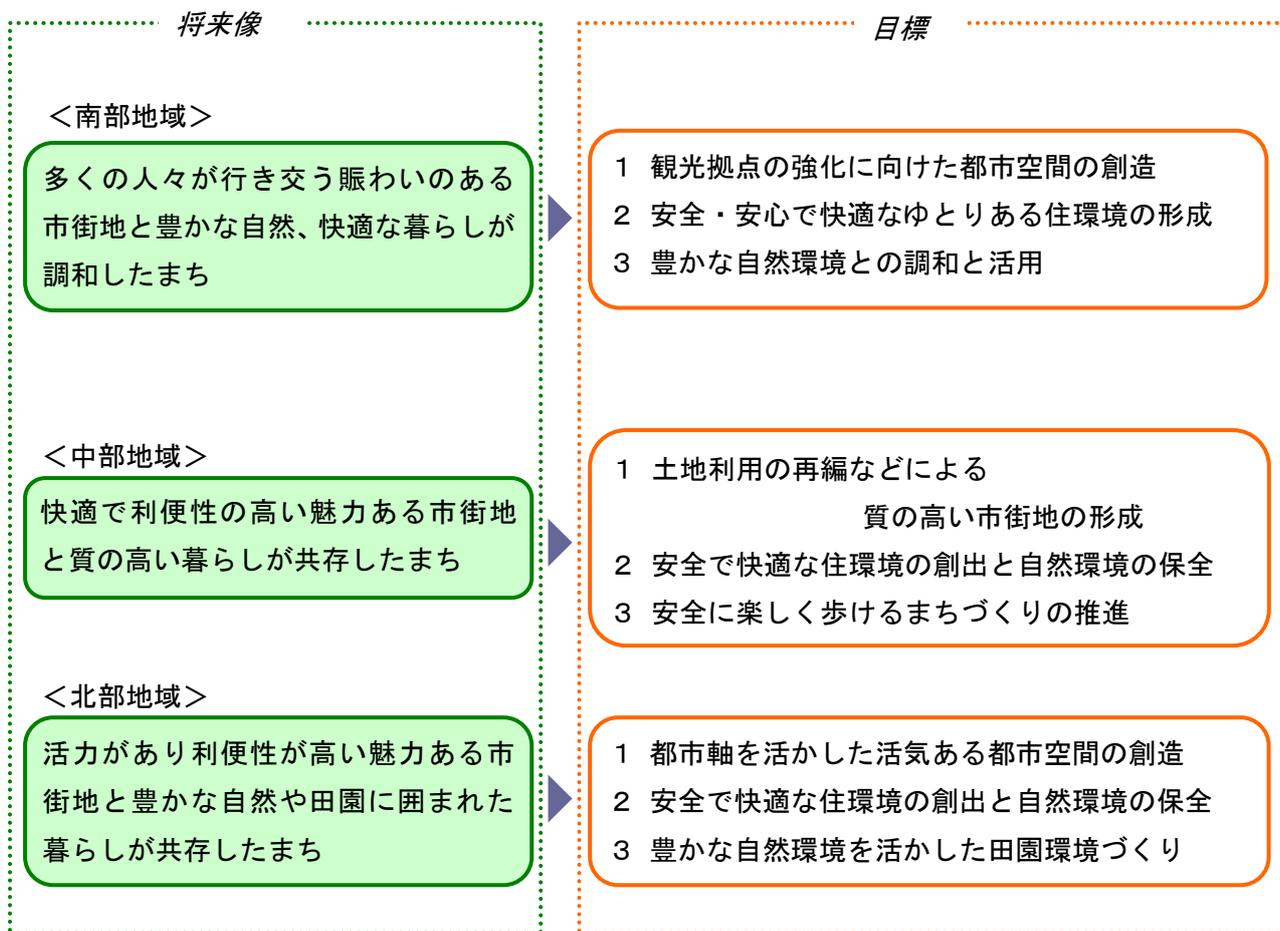
^{*} アクセスとは、近接、近づくこと、またはそのための手段のことです。アクセス道路とは、目的地へ行くための道路、アクセス性は、近づくやすさを意味します。

- ・ 美作 I.C に隣接する地区では、工業地も整備されており、今後美作岡山道路の開通に伴って、より一層発展する可能性を有しています。

(3) 各地域の将来像と目標

各地域の特性等を踏まえ、将来像及び目標を次のように設定します。

なお、次項に上位計画、全体構想からの流れを示しています。



■上位計画
 まちづくりの目標
 (第1次美作市総合振興計画)
 真の豊かさを実感できる愛の美作市
 ~賑わいのある田園観光都市 みまさか~

■新市のまちづくりの方向性

- 都市づくりの理念**
1. 美作固有の資源である農業・商工業・観光資源の利活用とこれらの連携による相乗効果の発揮
 2. 市街地機能の充実と再生による地域の新たな活力の創造
 3. 美作の個性を守り育て、日常生活の安全性、快適性、利便性を高める暮らしの質の向上

■都市の将来像
 「農業・商工業・観光」交流拠点都市・みまさか
 ~地域の新たな活力創出と暮らしの質の向上を目指して~

- 基本方針**
- 基幹産業である農業の振興と農業資源の利活用による交流・ふれあいの場の創造
 - 求心力の高い中心商工業地の形成による賑わいと自立性のあるまちづくり
 - 温泉を核とした市固有の豊富な観光資源や歴史・文化資源の保全と活用による地域振興
 - 地域資源相互の連帯による新たな魅力づくりと広域的な交流促進
 - 陸上交通の結節点、岡山県の玄関口としてのIC周辺における魅力ある空間づくり
 - 高速交通の優位性を活かし、IC周辺や幹線道路沿道における地域の新たな活力を生み出す効果的な土地利用の推進
 - 美作の個性を活かした中心市街地への多彩な機能集積による活気ある都市空間づくり
 - 暮らしの安全と、盛んな交流を支え、美作の新たな魅力を生み出す交通網の形成
 - 少子高齢化への対応や新たな人口の受け皿としての住環境の形成
 - 誰もが安全・快適に暮らし続けられるための福祉機能の充実、防災機能の高いまちづくり
 - 豊かな自然環境の保全と、交流・ふれあいの場の創造

■全体構想

- 将来都市構造**
 本市全体構造の基本的な考え方
- ・2つの連携軸の活用
 - ・6つの拠点の形成
 - ・地域特性に応じた保全整備
 - ・都市ゾーンと市街地地区、自然環境地区集落地区の地区区分
 - ・都市拠点の配置と拠点間連携の強化
 - ・広域・地域間の連携を強化するための「連携軸」の形成

- 全体構想**
- 土地利用の基本的な考え方
 - ・拠点の実現に向けたバランスのとれた土地利用の推進
 - ・交通網と連携した適正な市街地の形成
 - ・無秩序な市街地の抑制
 - ・活力ある産業地の形成
 - 交通体系整備の基本方針
 - ・安全で快適に移動できる道路空間の整備
 - ・持続可能な公共交通サービスの確保・提供
 - ・安全で快適な道路整備
 - 市街地整備の方針
 - ・安全・快適に生活できる市街地環境の整備
 - ・中心市街地の再生と賑わいの創出
 - ・健全な市街地の形成
 - 自然環境保全の方針
 - ・自然環境の保全と都市内における自然の回復
 - ・緑のネットワークと魅力ある公園の整備
 - ・環境負荷軽減
 - 景観形成に関する方針
 - ・美作市らしい個性ある景観資源の発掘
 - ・優れた景観と調和する街並みの創出
 - ・景観保全・創出を実現化するための規制・誘導の導入
 - 都市防災に関する方針
 - ・被害を軽減するための都市基盤整備の推進
 - ・災害危険性のある市街地の解消
 - ・防災まちづくりと都市計画との連動

■地域別構想

| 地域 | 将来像 | 整備方針 | | |
|------|--|--|--|---|
| 南部地域 | 多くの人々が行き交う賑わいのある市街地と豊かな自然、快適な暮らしが調和したまち | 観光拠点の強化に向けた都市空間の創造 ①湯郷温泉地域における拠点強化 ②交流を支える道路の整備促進 ③豊かな自然資源等の活用による魅力の増進 | 安全・安心で快適なゆとりある住環境の形成 ①良好な住環境の形成 ②生活の利便性を高める道路・公共交通基盤の整備 ③安心・安全で快適な住環境づくり | 豊かな自然環境との調和と活用 ①良好な田園環境の保全 ②田園環境の交流活用 |
| 中部地域 | 快適で利便性の高い魅力ある市街地と質の高い暮らしが共存したまち | 土地利用の再編などによる質の高い市街地の形成 ①日々様々な人々が往来する市民サービス拠点の形成 ②市民のふれあいを大切にしたい安心で安全な住環境づくり ③市民の交流を進める利便性、安全性の高い道路・公共交通基盤の整備 | 安全で快適な住環境の創出と自然環境の保全 ①良好な住環境の形成 ②美しい水辺や樹林地を取り巻く良好な自然環境の保全と活用 ③安心して暮らすことのできる環境の確保 ④営農環境と調和のとれた良好な田園景観の保全 | 安全に楽しく歩けるまちづくりの推進 ①歩いて楽しいまちづくりの推進 ②安全に歩ける道づくり |
| 北部地域 | 活力があり利便性が高い魅力ある市街地と豊かな自然や田園に囲まれた暮らしが共存したまち | 都市軸を活かした活気ある都市空間の創造 ①美作 I.C~林野駅沿道における拠点の形成 ②広域的な交流を促進する幹線道路の整備 ③交通結節機能の強化 | 安全で快適な住環境の創出と自然環境の保全 ①良好な住環境の創出 ②生活の利便性を高める道路・交通公共基盤の整備 | 豊かな自然を活かした田園環境づくり ①貴重な自然や地域の歴史を大切にしたい田園環境づくり ②営農環境と調和のとれた良好な住環境の形成 |

4.2 南部地域の整備方針

(1) 地域の将来像

**「多くの人々が行き交う賑わいのある市街地と豊かな自然、
快適な暮らしが調和したまち」**

～魅力の高い観光商業施設や交流施設が集積し、
暮らしやすい住宅地が調和した、広域交流と活力を生み出す地域を目指します～

(2) 地域のまちづくりの目標

1 観光拠点の強化に向けた都市空間の創造

湯郷温泉の温泉街周辺は地域経済の活性化や雇用の拡大を図るため、観光拠点としての機能がさらに拡充強化できるように誘導を行います。

また、美作総合運動公園はスポーツを中心としてより多様な活動を支援する拠点としての充実に努めます。

2 安全・安心で快適なゆとりある住環境の形成

生活道路などの改善整備や交通安全対策の充実、バリアフリー[※]整備など、誰もが安全・安心、快適に住み続けられる住環境づくりを進めるとともに、若者の定住促進に努めます。

3 豊かな自然環境との調和と活用

塩垂山や吉野川、穏やかな田園景観などの豊かな自然環境を、共有の財産として保全し、守り育てながら、人々が憩いふれあい安らげる空間の確保や交流のための活用を進めます。

[※] 都市施設や住宅などを高齢者や障害者などに使いやすいものにする。元来の障壁がないという物理的バリア(障壁)がないことのみならず、心理的・制度的バリアのないことを含める場合があります。

(3) 地域整備の方針

1) 観光拠点の強化に向けた都市空間の創造

① 湯郷温泉地域における拠点強化

- ・湯郷温泉地区は、さらに地区整備を進めるとともに、美作岡山道路や（仮称）湯郷 I.C からのアクセス道路や地区内道路など、地域を活性化するための基盤整備を図ります。
- ・道路整備が完了した湯郷温泉地区内のふれあい道路（県道吉ヶ原・美作線）への集客拠点をはじめとする商業施設の立地を促進し、賑わいの創出を図り観光拠点としての強化を図ります。
- ・来訪者に安全で快適な歩行者空間を提供し、地域内の回遊性を高め賑わいの創出を図ります。そのため、歩くことが楽しくなる街づくりを目指し、個性的な飲食店や土産物等や地域農産物等を販売する小売店舗などの立地を促進します。
- ・景観的にも温泉観光地としての落ち着いた^{たたず}佇まいを楽しめるような誘導を行うことや、地域内の歩車共存道路の整備や温泉地景観にふさわしい照明灯やベンチ、案内板等の設置などにより、歩くことが楽しい歩行者空間の整備をさらに進めます。
- ・総合運動公園は隣接するラグビー・サッカー場と一体的に運用を図り観光・レクリエーション拠点としても魅力を高め交流を促進するための活用を積極的に図ります。
- ・旧国民宿舎周辺は、美作岡山道路を介しての湯郷温泉地区への新たな入口空間となることから特徴ある整備を進め印象的な空間の創出に努めます。

② 交流を支える道路の整備促進

- ・美作岡山道路については、さらに整備を促進し早期供用開始を目指します。
- ・国道 374 号は、安全で快適な道路環境の確保を図るとともに、観光拠点である湯郷温泉の特徴を示すよう温泉地らしい沿道景観の整備を推進します。
- ・（仮称）湯郷 I.C から湯郷温泉へ至る連絡路線についても交流を支える道路として位置づけ、魅力ある沿道景観の形成に努めます。
- ・広域交通に対応した広域からの受け入れ体制を充実し、市内観光を促進するため、遠距離バスと他の路線バスの乗り換え場となるバスステーションの整備を検討します。

③ 豊かな自然資源等の活用による魅力の増進

- ・河川空間の活用を進めるため、吉野川沿線では既存のゆーらぎ橋の噴水や河川敷の活用、休憩スペースの整備や花による演出など魅力ある歩行者空間の創出に努めるとともに、貸し自転車のための施設などの整備も検討し、観光客の回遊性の向上や市民のレクリエーションの場としての活用を進めます。
- ・湯郷温泉背後の塩垂山樹林地においても、散策路等の整備を進め、川や山といった地域の自然を楽しめるような魅力の創出に取り組みます。

2) 安全・安心で快適なゆとりある住環境の形成

①良好な住環境の形成

- ・美作第一小学校周辺や大井ヶ丘の住居系地域は、現在の自然環境と調和した居住環境を今後も保全します。
- ・国道 374 号沿道は、基盤となる地区内道路の整備を図るとともに、居住環境と商業環境の両立を図るため住宅や商業施設とのすみ分けや、若者定住促進のための集合住宅等の誘導について適切な方法を検討します。

②生活の利便性を高める道路・公共交通基盤の整備

- ・丘陵地の住宅地などでは、狭あい道路[※]の解消に努め良好な居住環境を確保します。
- ・集落地や住宅地を通る生活道路については、歩行者や自転車利用者が安全に通行できる空間の確保や交通安全施設などの環境整備を進めます。
- ・周辺地域とのネットワーク形成や（仮称）勝間田 I.C との連絡道路として畑沖勝間田線をネットワーク道路として位置づけ、その整備を促進します。
- ・高齢者など交通弱者の移動手段となり来訪者の移動にも活用できる市街地内の循環バス、デマンドバス[※]、デマンドタクシー[※]等の生活交通の維持・充実を図ります。

③安全・安心で快適な住環境づくり

- ・街区公園など身近な公園については、現在の整備状況や市民ニーズを踏まえつつ、適正な維持管理に努めながら、誰もが利用しやすく親しみのある公園づくりを進めます。
- ・快適な生活環境の形成に向け、公共下水道計画等に基づき進めている下水処理環境の整備を完了します。また、各敷地から下水道への接続をより一層促進するよう取り組みます。
- ・地域防災計画で指定されている美作第一小学校、地域交流センター、公民館などの避難場所は、災害に対する安全性を確保するとともに、災害対策施設の整備や避難収容施設などを整備し機能強化を推進します。

[※] 狭あい道路：一般的にはすれ違いが困難な道路や、大型車の通行が不可能な道路を指します。また、行政的には、建築基準法第 42 条第 2 項・第 3 項の指定を受けた道路（[2 項道路](#)・[3 項道路](#)）、未指定の通路などを狭あい道路としています。

[※] デマンドバス：利用者の要望に応じて、運行ルート・時間・乗降場所などを対応させる仕組みのバスです。

[※] デマンドタクシー：交通手段に不便を来している方を自宅や指定場所から目的地まで、乗り合いタクシー方式で送迎するサービスです。

3) 豊かな自然環境との調和と活用

①良好な田園環境の保全

- ・中山地区等の集落地区は優良農地と周辺樹林地の保全を図りながら良好な田園地として農業と居住環境の調和した適切な土地利用を進めます。
- ・美作岡山道路が通過する中山地区では、集落との間にある斜面樹林地を緩衝帯として位置づけその保全を図ります。

②田園環境の交流活用

- ・当区域の田園集落地は、観光拠点となる湯郷温泉とも近接していることから、農業の振興や観光の振興につながるよう、体験型活動の場の整備など、観光交流のための活用を地域との協議等を踏まえながら推進していきます。

4.3 中部地域の整備方針

(1) 地域の将来像

「快適で利便性の高い魅力ある市街地と質の高い暮らしが共存したまち」

～魅力に溢れた商業・業務・文化などの施設集積、豊かな自然環境、そして暮らしやすい住宅地が調和した地域を形成し、市民が交流し活力を生み出すまちとしての再編を目指します～

(2) 地域のまちづくりの目標

1 土地利用の再編などによる質の高い市街地の形成

林野駅前から林野地区の沿道や林野商店街において、市街地の再編等により魅力を高めていきます。

2 安全で快適な住環境の創出と自然環境の保全

住宅地については、周辺の自然地と一体となったゆとりある居住環境の保全を図ります。また、地域を流れる吉野川や、市街地周辺の農地、丘陵地については、自然環境の保全を図るとともに、市民の憩いや交流の場として活用を図ります。

3 安全に楽しく歩けるまちづくりの推進

安全に歩いて暮らせる、楽しく歩けるまちづくりを目指して、旧市役所、図書館、医療施設、学校などの公共公益施設や吉野川、梶並川を回遊する歩行者ネットワークやまちなかの歩行者空間の整備を図ります。

(3) 地域整備の方針

1) 土地利用の再編などによる質の高い市街地の形成

①日々様々な人々が往来する市民サービス拠点の形成

- ・ J R 林野駅の交通結節機能の強化や南北の連続性の確保を進めるとともに、人々が集い、楽しめる場としての充実に努めます。
- ・ 栄町周辺の地域では既存施設を有効に活かすことで、住民の利便性やサービスを向上させ、地域の活性化と交流を促進していきます。
- ・ 林野商店街地区については、市民ニーズ*や広域的なニーズへの対応や地域住民との協議を行いながら、高齢者が安心して住める福祉のまちづくりなど新たな機能への土地利用再編の検討を進めます。また、空き店舗が増加しつつあるものの依然商業施設の集積が見られることから、土地利用の再編とあわせ、これらを活かした商業機能の再編を進めていきます。
- ・ 利便性の高い地区の形成にとって人口の維持や増加が重要な課題となることから、魅力ある地域づくりや良質な住宅の供給などを推進します。
- ・ 国道 374 号沿線においても、市民サービスの向上に資する商業業務施設等を中心に、適正な土地利用の推進に努めます。

②市民のふれあいを大切にしたい安心で安全な住環境づくり

- ・ 公共施設や多くの人が集まる施設では、高齢者や障害者のみならず、だれもが安全で快適に利用できるように、バリアフリー化を推進します。
- ・ 街区公園など身近な公園等について市民ニーズを踏まえつつ、誰もが利用しやすく親しみのあるコミュニティの育まれる公園づくりを進めます。

③市民の交流を進める利便性、安全性の高い道路・公共交通基盤の整備

- ・ 国道 374 号と連結する地区内の道路については、幹線道路体系を踏まえつつ、様々な車両が安全、円滑に通行できる交通体系を検討します。なお、都市計画道路入田・檜原中線については、長期未着手であることから関係機関や地域住民などと協議を進めながら、見直しを行います。
- ・ 林野地区の幹線道路となる都市計画道路林野・入田線については、地域の土地利用の再編などと合わせて必要に応じた見直しを行います。
- ・ 公共交通については、高齢者など交通弱者の移動手段となる市街地内の循環バス、デマンドバスやタクシー等生活交通の維持・充実に努めます。

* ニーズ：「必要」、「要求」、「需要」などを意味しています。「市民が求めているものやこと」を指しています。

2) 安全で快適な住環境の創出と自然環境の保全

①良好な住環境の形成

- ・三倉田地区等の住宅地については、ゆとりと潤いのある落ち着いた住宅地としての形成を目指します。
- ・快適な生活環境の形成に向け、公共下水道計画等に基づく下水処理環境整備の完了と各敷地との接続をより一層促進するよう取り組みます。
- ・住宅地と工場などとの遮断や、住宅との住み分けなどを進め快適な住環境の創出に努めます。

②美しい水辺や樹林地が取り巻く良好な自然環境の保全と活用

- ・吉野川、梶並川の河川空間は地域特有の自然的空間として防災性に配慮しつつ、良好な景観の創出や、親水性の確保を行います。
- ・市街地を取り巻く樹林地の保全を図るとともに、三星山や城山、安養寺等の社寺仏閣等を市民が地域の自然や歴史にふれあえる場として活用を進めます。

③安心して暮らすことのできる環境の確保

- ・当区域のうち、吉野川と梶並川の合流部にあたる林野商店街地区や入田地区では、護岸の整備や河川の改良など水害に対する防災機能の確保を図ります。
- ・城山などの急傾斜部が住宅地まで迫っている箇所では土砂災害に対応した整備を図るなど、安全性の確保を図ります。
- ・地域防災計画で指定されている公民館などの避難場所は、災害に対する安全性を確保するとともに、災害対策施設の整備や避難収容施設などを整備し機能強化を推進します。

④営農環境と調和のとれた良好な田園景観の保全

- ・朽木などの集落地については、田園景観の保全と営農環境と調和の取れた良好な住環境の形成に努めます。

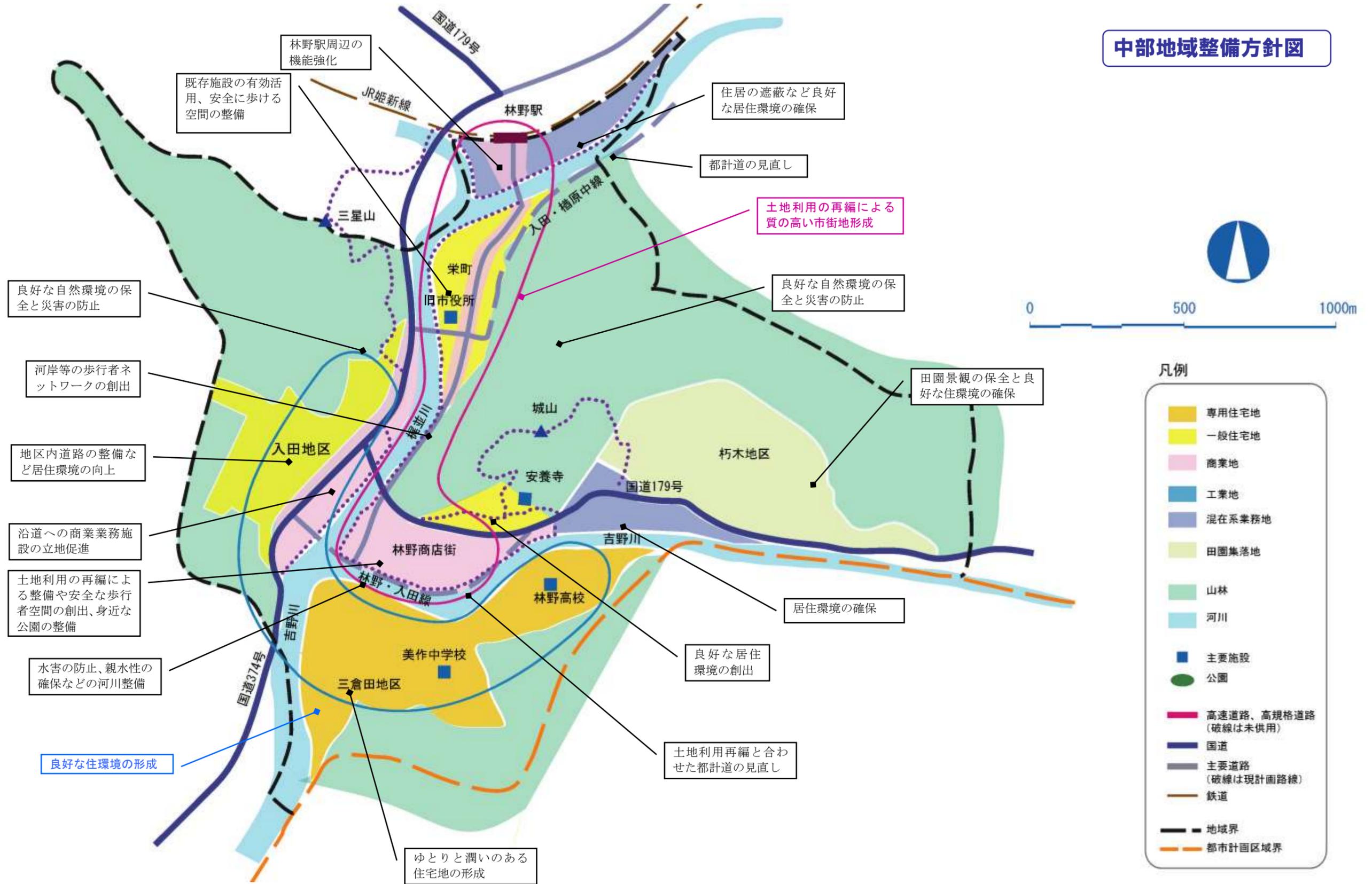
3) 安全に楽しく歩けるまちづくりの推進**①歩いて楽しいまちづくりの推進**

- ・歩いて楽しいまちづくりを目指して、駅から旧市役所、図書館、医療・福祉施設、学校などの公共施設や吉野川、梶並川を回遊する歩行者ネットワークの整備を図ります。
- ・歩行者ネットワークでは、休憩スペースとしてのポケットパークなどの整備等を進めるとともに、周辺樹林地や歴史資源とのネットワークも図り、身近な自然や文化に触れることができ、歩くことが楽しくなるようなまちづくりを推進します。

②安全に歩ける道づくり

- ・歩行者ネットワークでは、バリアフリー化や歩道の確保、歩車共存道路の整備等を進め、安心して歩くことのできるまちづくりを推進します。
- ・林野駅と林野高校、美作中学校間は、通学路となっており、歩行者や自転車の通行が多く、特に安全性に配慮した道づくりを推進します。

中部地域整備方針図



4.4 北部地域の整備方針

(1) 地域の将来像

「活力があり利便性が高い魅力ある市街地と
豊かな自然や田園に囲まれた暮らしが共存したまち」

～にぎやかな沿道の商業施設集積、快適な住宅のたたずまいと

水辺や田園環境など豊かな自然が共生した、生き活きとしたまちを目指します～

(2) 地域のまちづくりの目標

1 都市軸を活かした活気ある都市空間の創造

美作I.C～林野駅の沿道を中心に商業・業務施設が立地する場所については、本市の中心的な商業地としての役割を果たすため、道路をはじめとする都市基盤の充実、土地利用の適切な誘導などに努め、活力にあふれた拠点の形成を進めます。

2 安全で快適な住環境の創出と自然環境の保全

美作市役所周辺については、防災拠点となる美作市役所を中心に、秩序ある優良な住宅地として居住を誘導します。美作市役所西側の丘陵地には防災公園の整備を予定しており、美作市役所と共に地域防災拠点施設として活用を図ります。

また、地域を流れる梶並川や滝川、市街地周辺の農地、丘陵地については、自然環境の保全を図るとともに、市民の憩いや交流の場として活用を図ります。

3 豊かな自然を活かした田園環境づくり

地区特性にあわせながら、誰もが安全・安心、快適に住み続けられる良質な住環境づくりを進め、暮らしやすさを支える計画的なまちづくりを進めます。

(3) 地域整備の方針

1) 都市軸を活かした活気ある都市空間の創造

①美作I.C～林野駅沿道における拠点の形成

- ・中国自動車道美作I.C～林野駅間の様々な施設が集積する周辺については、沿道型商業サービス施設等の集積を進め、商業・業務の拠点となる新たな市街地として、魅力と活力のある空間の創出を図ります。
- ・沿道については、良好な沿道景観の形成に向けて、良好な街並みの形成や緑化の充実、屋外広告物の適正な誘導を図り、美作市のメインストリートとしてふさわしいものとします。
- ・美作I.C周辺については、防災機能をもった美作市役所が拠点となり新たな中心的な市街地となることが予想され、周辺道路整備、美作I.C隣接空地の駐車場等整備により利便性の向上、魅力ある住環境の創出を図ります。
- ・美作I.Cに隣接する工業地については、幹線道路からのアクセス強化を進めるとともに、雇用の創出や地域の活力増進のため強化拡充を図り、新たな企業の誘致を進めることや、住宅団地などの別用途への転換も検討します。
- ・道の駅「彩菜茶屋」は、本市の農業との交流を進める拠点であり、今後も多くの来訪者が立ち寄る魅力拠点として機能の拡充を図ります。
- ・若者定住を図るため、定住促進住宅の適切な活用方法を検討します。

②広域的な交流を促進する幹線道路の整備

- ・美作岡山道路は広域的な利便性や交流を高める軸であり、整備の促進を図ります。
- ・(仮称) 勝間田I.Cから湯郷温泉へのアクセス道として国道179号(明見・中尾線)を位置づけ魅力ある道路空間整備を推進します。
- ・美作I.C周辺は、本市や岡山県の北の玄関口としての特色と風格のある特徴的な景観整備を図ります。

③交通結節機能の強化

- ・JR林野駅における交通結節機能の強化、バリアフリー化及び南北の連続性確保を進め、分かりやすく、安全に公共交通機関が利用できるよう改善を図ります。
- ・駅北側の都市計画道路駅前線及び駅前広場を整備し、高齢者など交通弱者の移動手段となる既存路線バス、高速バス等のターミナルとして交通結節点としての機能の強化を図ります。
- ・市民ニーズの高い交通利便性の向上を図るため、美作I.C隣接地において高速バス利用者等の駐車場及びトイレなどの施設を整備し、パークアンドバスライド*に活用します。

* 自宅から自家用車で最寄りのバス停まで行き、車を駐車させた後、バス(ここでは高速バス)を利用して目的地に向かうシステム。

2) 安全で快適な住環境の創出と自然環境の保全

①良好な住環境の創出

- ・区画道路等の基盤整備が不十分なまま虫食いの市街化が進行しつつある主要地方道美作・奈義線の沿線については、生活道路の整備やオープンスペースの創出などを、土地区画整理事業や個別事業など地区の実情にあった整備手法を導入し、基盤整備を推進します。
- ・美作市役所周辺は、魅力ある住環境を創出するため優良な住宅地として秩序ある建築の推進を図ります。

②生活の利便性を高める道路・公共交通基盤の整備

- ・集落地や住宅地を通る生活道路については、歩行者や自転車利用者が安全に通行できる空間の確保や交通安全施設などの環境整備を進めます。
- ・高齢者など交通弱者の移動手段となる既存路線バス、高速バス、デマンドタクシー等の生活交通の維持・充実を図るとともに循環バスの運行を検討します。
- ・骨格軸とつながる市道や県道の整備・改良などにより、地域や市域全体をネットワークする交通ネットワークの強化を図ります。

3) 豊かな自然環境を活かした田園環境づくり

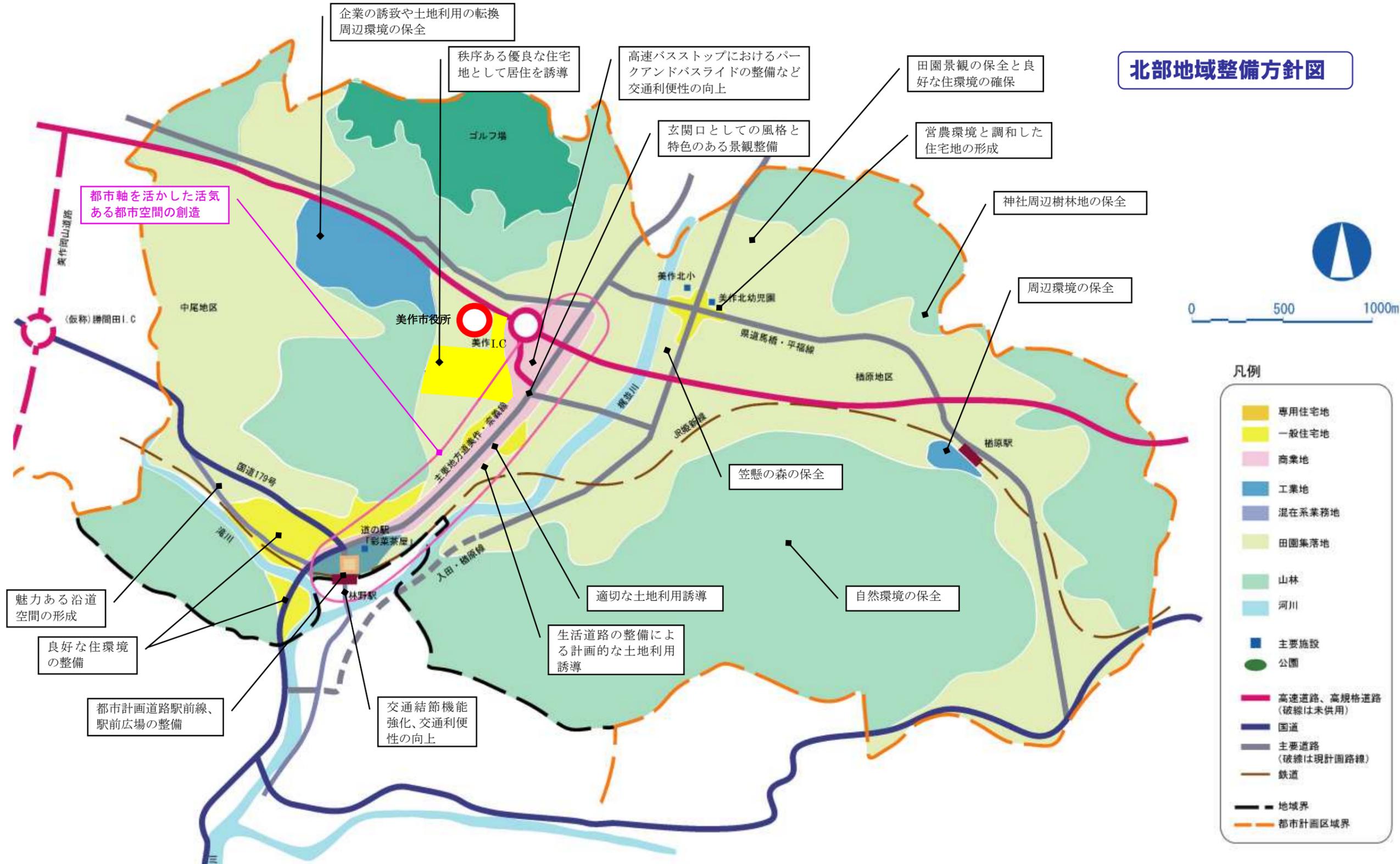
①貴重な自然や地域の歴史を大切にした田園環境づくり

- ・檜原や豊国原、中尾等の集落地は、広がりのある特徴的な田園景観を有しており、これらの保全に努めます。
- ・まとまりのある優良な農地については、生産基盤の充実に努めながら、広がりのある美しい田園景観の保全に努めます。
- ・笠懸の森や集落地の周辺に点在する神社などは、地域の歴史性を表すものとして、周辺の樹林地の保全を図ります。

②営農環境と調和の取れた良好な住環境の形成

- ・県道馬橋平福線沿線の美作北小学校、美作北幼稚園周辺では、今後宅地化の進展が予想されることから、土地利用状況に注意しつつ、営農環境と調和の取れた良好な住環境の整備に努めます。
- ・美作I.Cに隣接する工業地、檜原駅に隣接する工業地周辺は、周辺樹林地の保全などにより、良好な田園景観や周辺住環境の確保を図ります。

北部地域整備方針図



第 5 章 實現化方策

5.1 実現化方策の基本的な考え方

都市計画マスタープランは、都市の将来像を描き都市計画の指針として、まちづくりの基本方針を定めたものです。今後この方針に基づき、都市計画の決定・変更、各事業の検討や実施を具体的に進めていきます。

なお、その実現にあたっては、上位計画や都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を適切に反映させ推進していきます。

また、地域別構想については、実現化の方策において示された方針や施策、事業等をそれぞれの地域整備の方針に基づいて展開していくとともに、地域住民の主体的な発想や取組みを積極的に取り入れ地域整備の基本方向の実現を図ります。

そのため、関係機関との連携はもとより、市民・事業者との協働によるまちづくりを推進していきます。

5.2 住民との協働によるまちづくりの推進

(1) 都市計画マスタープラン等の市民への周知

都市計画マスタープランを今後の都市計画、まちづくり全般の指針として理解・活用してもらうため、市役所等で常時閲覧できるようにするだけでなく、パンフレットの配布や市のホームページへの掲載などを通じて計画内容の周知を行っていきます。

(2) 市民と行政との連携・協働体制の強化

市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりにあたって活用すべき地域資源の中心となる人的資源です。まちづくりを計画的に実現していくためには、市民の理解と協力が欠かせません。

そのため、まちづくりのあらゆる領域で、市民と行政が共に知恵を出し合い、汗を流し合うことができる、市民と行政の協働のための市民参加の仕組みを構築していくとともに、市民と行政との連携・協働体制の強化を図ります。

(3) 住民のまちづくり参加機会の創出

今回、都市計画マスタープランの策定に当たって開催した市民参加による委員会形式をはじめ、今後は「まちづくり市民塾」や「地域別ワークショップ」のように、個別のまちづくりの検討や具体の事業展開において、委員会やワークショップなど、住民が主体的に参加できる機会の確保・増大に努めていきます。

その他、住民と行政とが一緒にまちづくりを考える場として、今後、まちづくりに関するシンポジウムの開催なども検討していきます。

(4) 住民が主体となったまちづくり活動の支援

地域レベルでのまちづくりの推進にあたっては、それぞれのまちづくりの規模や内容などにあわせた組織・支援体制づくり、さらには、組織体制だけでなく、まちづくりを総合的に進めることができる人材の確保・育成が必要です。

このような住民との連携や参加機会の創出を通じ、まちづくりの機運が高まった地域から、順次「まちづくり協議会」を発足できるように支援することや、まちづくり活動を展開するNPOの設立に向けた支援に努めます。

以上のように、都市計画マスタープランの策定後も住民のまちづくりグループなどの育成とともに、その活動を支援する体制づくりを行います。

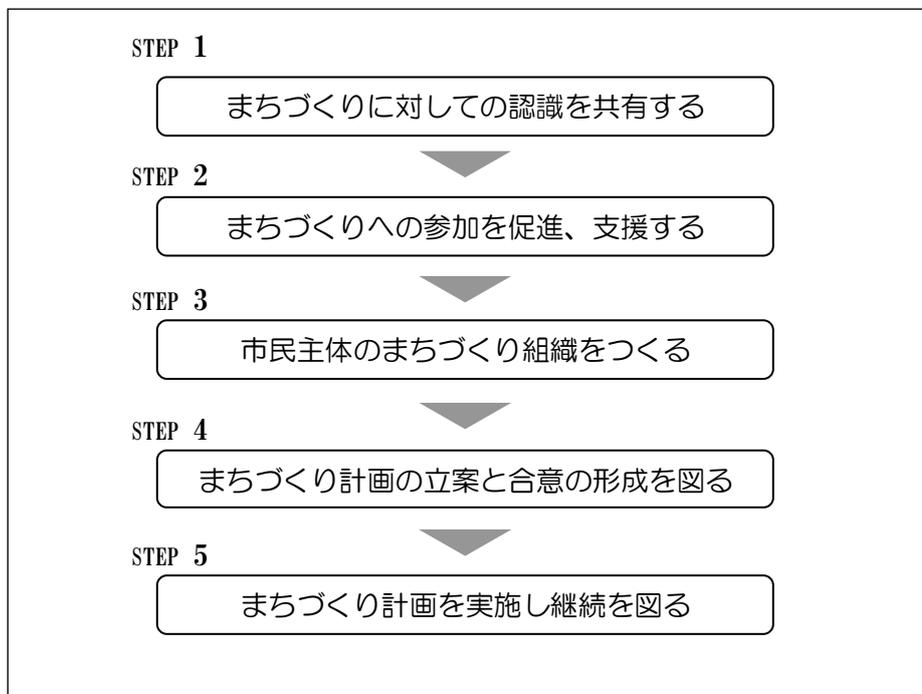


図 住民参加のまちづくりの考え方

5. 3 計画の実現に向けて**(1) 国・県・周辺都市との連携・協力**

まちづくりを実現していくためには、基礎的自治体である美作市が主体性を発揮して努力していくことはもちろんですが、各種制度の創設、事業の執行や財政面で限界があります。このため、総合的なまちづくりを進めるためには、国、県の連携・協力が不可欠であり、援助・協力を要請していきます。

また、まちづくりは広域的な視点からの整備も重要であり、必要に応じて周辺市町村との連携・協力体制を強化していきます。

(2) 庁内組織体制の充実

まちづくりを進めていく上で、様々な課題に対処し、総合的なまちづくりを進めていくためには、都市計画だけでなく農林、商工観光、保健・福祉など総合的に関わっていく必要があります。そのため、行政内部も横断的な取り組みができる推進体制を充実させていきます。

(3) 効率的、重点的なまちづくり

厳しい財政状況や、公共事業全般に関わる構造改革の流れなどにより、これまで以上に効率的、重点的な事業の推進が求められています。

そのため、住民ニーズや都市整備上重要度の高い事業の選択、費用対効果の検証などにより整備を進めていきます。

(4) 都市計画の決定・変更

都市計画マスタープランの内容には、実現に向けて都市計画の決定や変更が必要なものがあります。これらについては、個別の計画の熟度や市民意識などを踏まえながら、適切に対応していきます。

5. 4 都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、概ね20年後を目標とした計画であり、長期にわたることから、定期的な見直しを図ります。

また、上位計画である総合計画の改訂や、社会経済状況の大きな変化などが生じた場合には、計画全体の見直しについても検討することとします。

こうした見直しの際にも、積極的に住民参加の取り組みを行います。

■ 資料編



1. 都市計画基礎調査結果

1. 美作市全体

(1) 人口構造

美作市の人口は、平成 20 年で 32,720 人であり、平成 9 年以降、減少を続けている。年齢別の人口構成比は、平成 17 年時点で 15 歳未満が 12.0%、65 歳以上が 33.7%であり、少子高齢化が進展している。

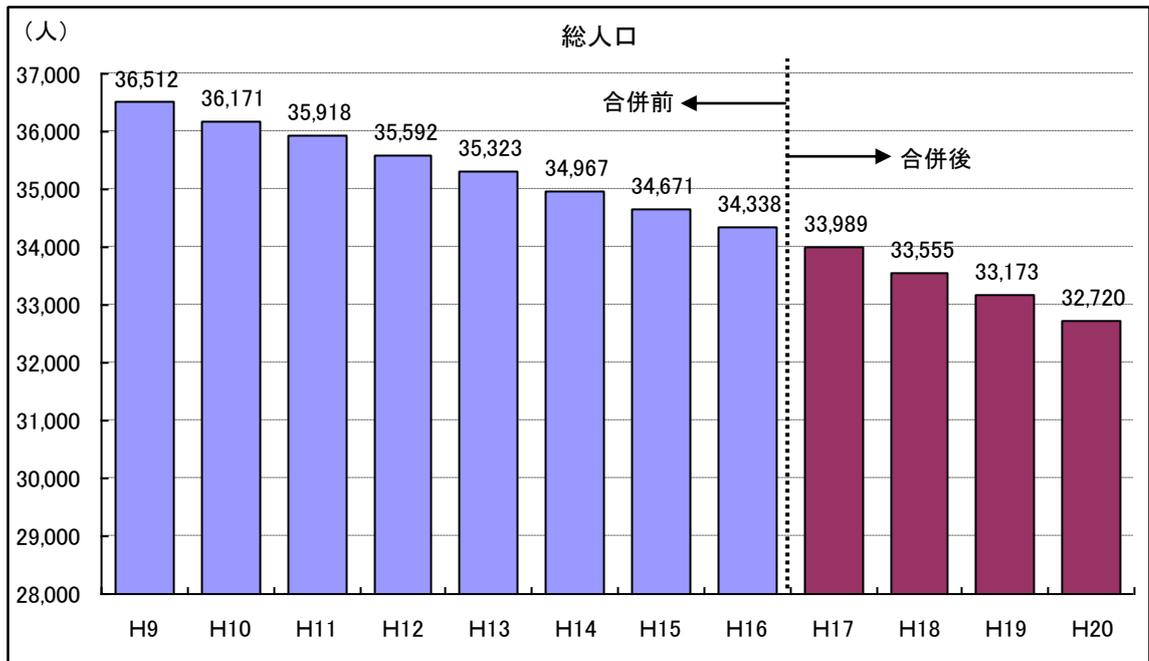


図 美作市の人口推移

資料：住民基本台帳(各年とも3月末時点の人口)

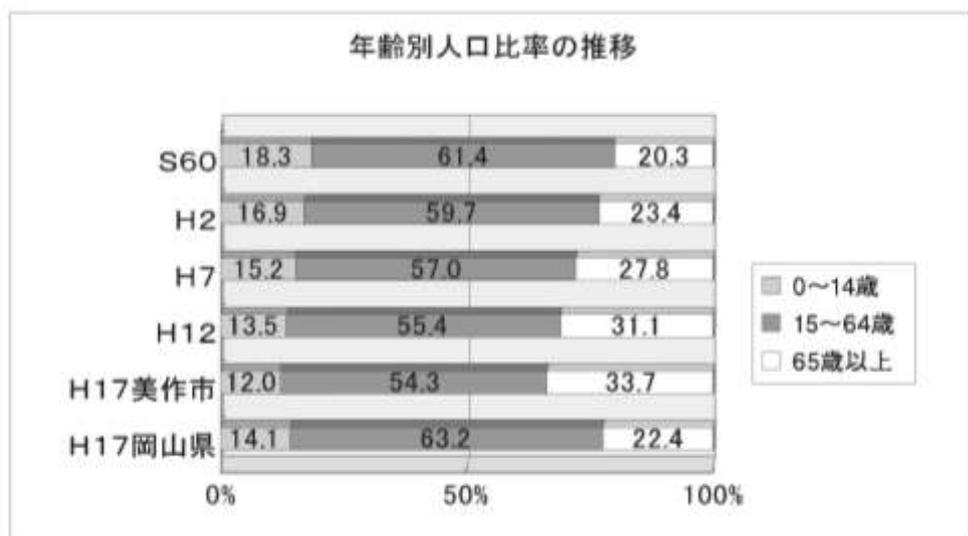


図 美作市の年齢別人口比率の推移

資料：国勢調査

地域別の人口を見ると、旧美作町が12,882人（平成20年）と最も多く、市全体人口の約4割が集中している。旧東粟倉村の人口は1,338人（平成20年）で、市全体人口の約4%にすぎず、地域により人口密度に大きな差が見られる。

いずれの地域でも、平成9年以降で人口が減少し続けている。

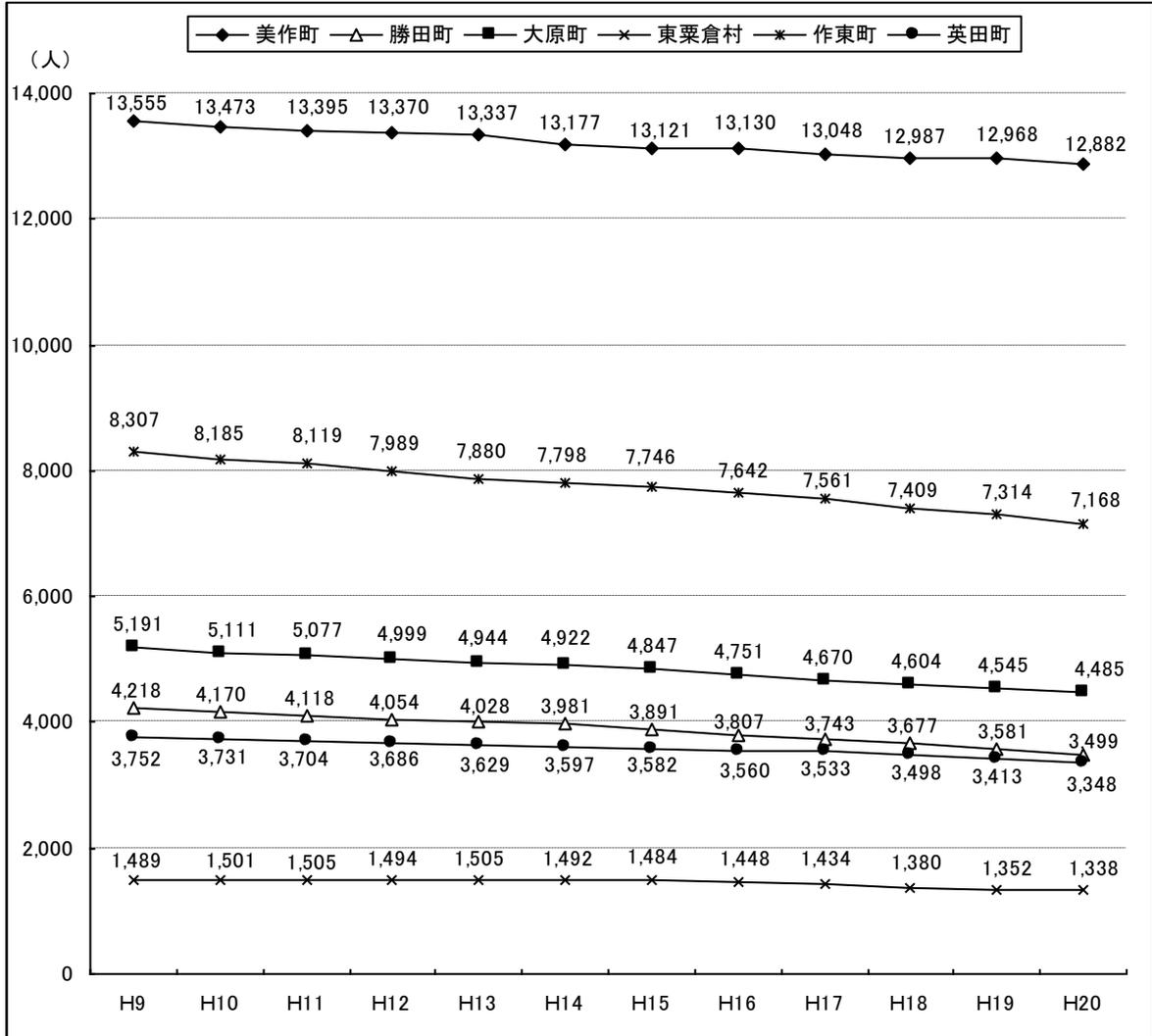


図 地域別の人口推移

資料：住民基本台帳（各年とも3月末時点の人口）

H20.10 時点における大字別の高齢化の状況をみると、全体（143 地区）の約 8 割にあたる 116 地区で高齢化率が 30%を超えている。また、このうち約 4 割の地区では高齢化率が 40%を超えており、高齢化の進展が著しい。

さらに、全体の約 1 割にあたる 15 地区では、高齢化率が 50%を超えている。

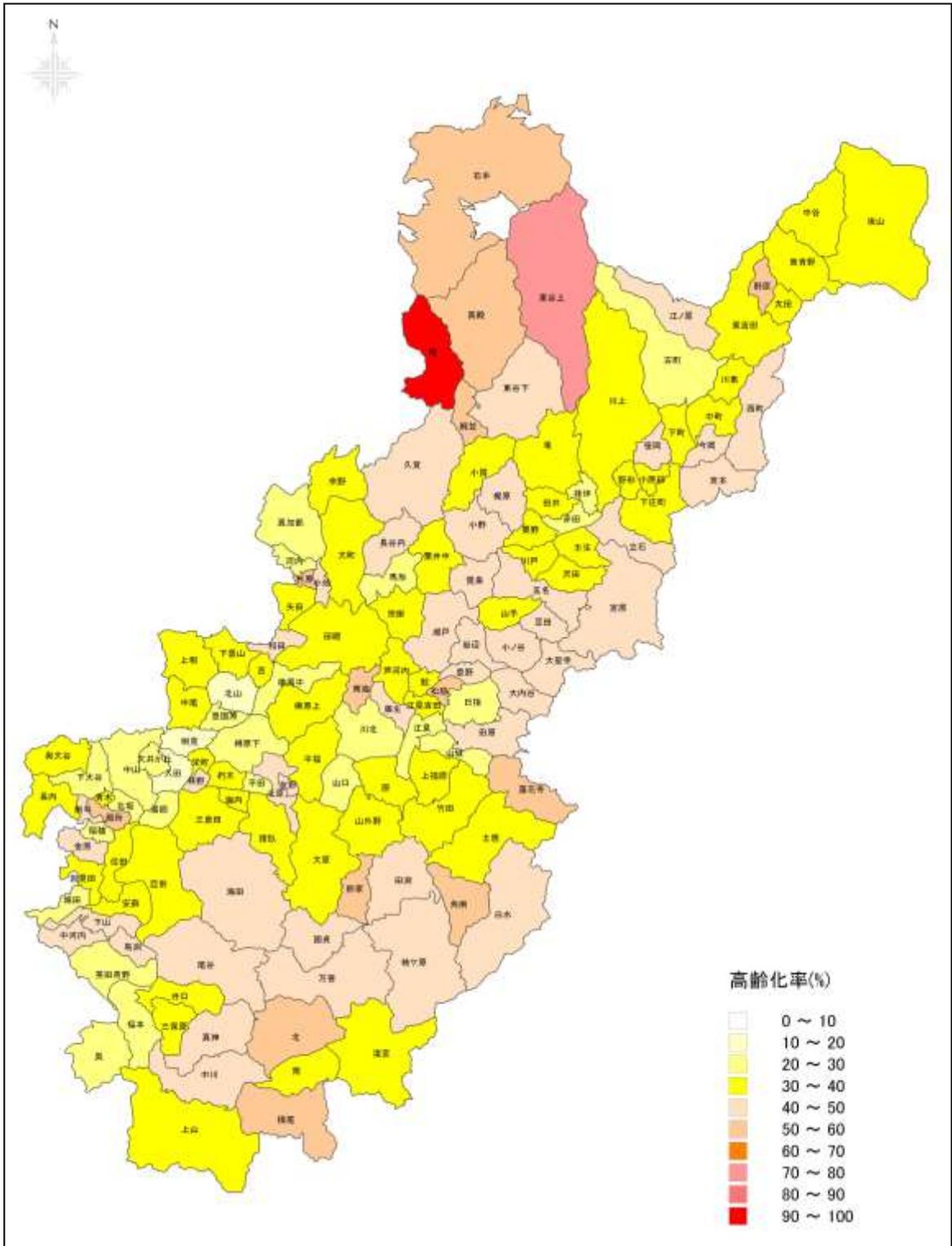


図 大字別の高齢化率 (H20.10 時点)

資料：住民基本台帳

(2) 流入・流出別人口

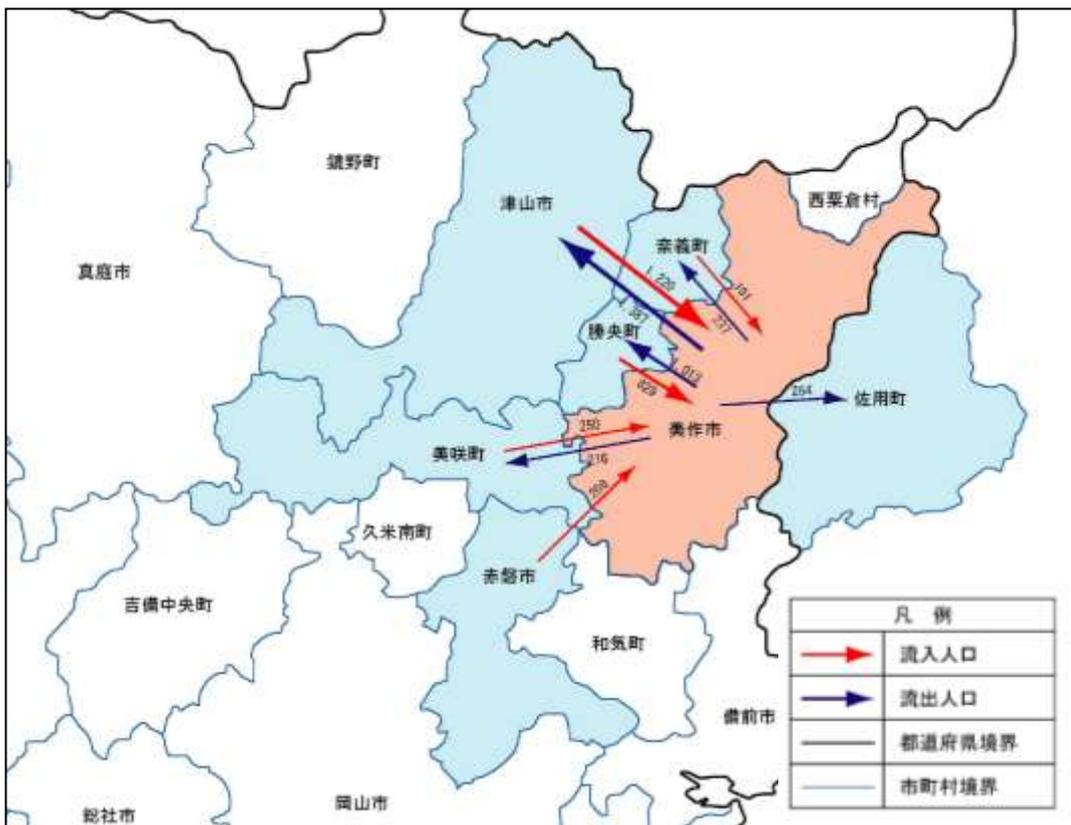
平成17年における美作市の流入・流出別人口を見ると、流出就業者数が3,990人で流入就業者数3,568人を上回っている。(従/常の就業者比率97.3%)

平成17年の流入・流出先の上位を見ると、いずれも津山市や勝央町で多く、これらの地域との関わりが深いことが伺える。

表 流入・流出別人口

| | 常住地による 就業者数 (人) | 流出 | | 従業地による 就業者数 (人) | 流入 | | 従/常 就業者比率 (%) |
|-------|-----------------------|-------------|------------|-----------------------|-------------|------------|---------------------|
| | | 就業者数 (人) | 流出率 (%) | | 就業者数 (人) | 流入率 (%) | |
| 平成2年 | 19,193 | 3,312 | 17.26 | 18,692 | 2,811 | 15.04 | 97.4 |
| 平成7年 | 18,689 | 3,598 | 19.25 | 18,364 | 3,273 | 17.82 | 98.3 |
| 平成12年 | 16,956 | 3,895 | 22.97 | 16,530 | 3,469 | 20.99 | 97.5 |
| 平成17年 | 15,465 | 3,990 | 25.80 | 15,043 | 3,568 | 23.72 | 97.3 |

資料：国勢調査



注) 流入・流出人口ともに、上位5市町村のみ表示

図 流入・流出別人口流動図 (平成17年)

(3) 土地利用

本市は、北部の兵庫県との境界に、岡山県で最も標高の高い後山（1,345m）がそびえ、氷ノ山後山那岐山国定公園に指定されている中国山地が広がり、また南部には標高約 50～500 mの丘陵台地が広がるなど、約8割が山林・原野に覆われている。

市のほぼ中央には、南北方向に吉井川の源流である吉野川・梶並川が貫流し、市街地や農村集落はこれらの河川沿いに帯状に形成されている。

その他、農地は吉野川・梶並川などの河川沿いの開けた平坦地や緩傾斜地などに分布している。

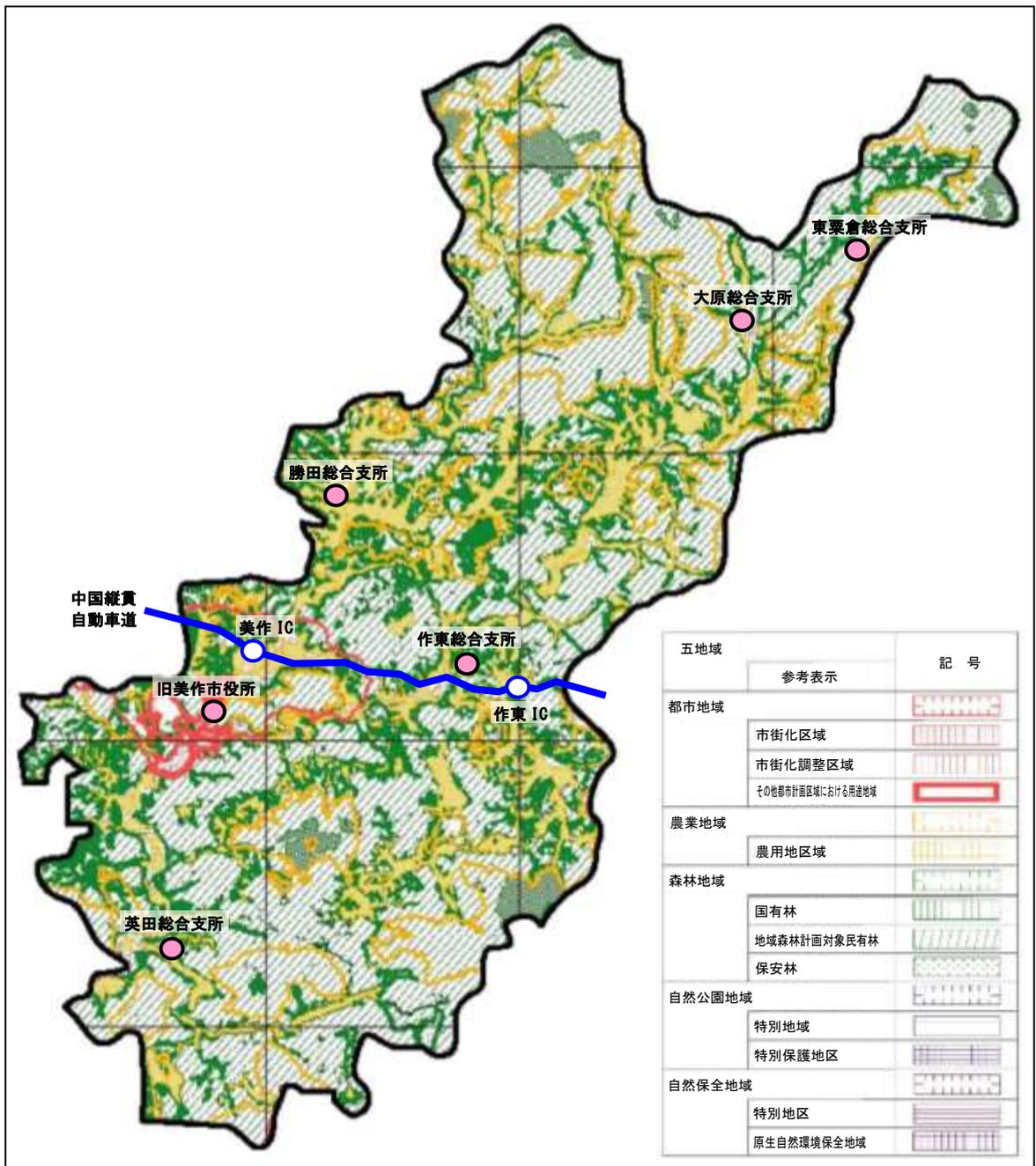


図 美作市の土地利用現況図

資料：岡山県土地利用計画図

(4) 交通条件

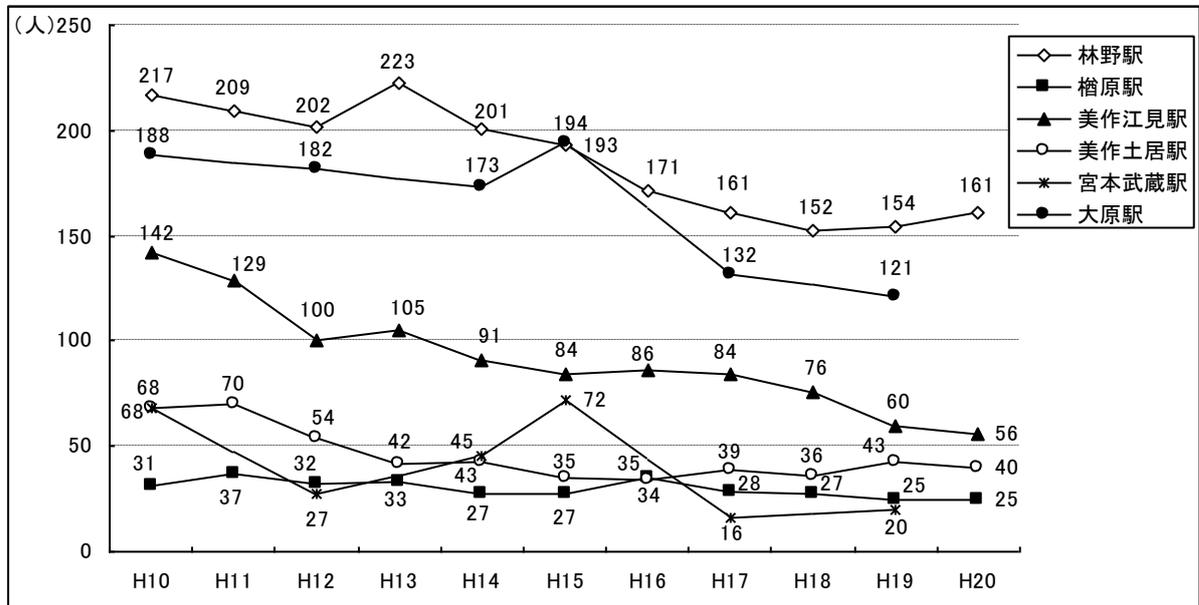
広域交通である高速道路は、市域内には中国縦貫自動車道が東西に走り、京阪神方面との結びつきを強めている。また、北東部では中国横断自動車道姫路鳥取線、南西部では美作岡山道路の整備が進められており、今後3ヶ所のインターチェンジの設置が予定されている。

周辺地域や市域内移動の幹線道路となる国道は、市の中央部を東西に横断する国道179号、兵庫県から大原地域を経て鳥取県に至る国道373号、国道179号から分岐して美作・英田地域を縦断して備前市に至る国道374号、津山市から勝田・作東・大原・東粟倉地域を経て兵庫県に至る国道429号が走っている。



図 美作市内の交通網

公共交通のうち鉄道は、市の中央部をJR姫新線が東西に走り、津山市や姫路市などと連絡する。また、北東部を智頭急行智頭線が南北に走り、直通運行で京阪神や山陰方面を結んでいる。しかし、これらの鉄道は運行本数が少ないなど利便性が低く、各駅の利用者数も近年では減少傾向にある。



※智頭急行智頭線（宮本武蔵駅、大原駅）は隔年調査

図 鉄道利用者数の推移 資料：西日本旅客鉄道(株)、智頭急行(株)

バス交通は、路線バスのほか勝田・大原・英田・東粟倉地域では福祉バスが運行されている。しかし、美作市街地以外の路線では、運行便数が非常に少なく、利便性が低くなっている。また、一部路線ではデマンド運行などを実施しているが、いまだに公共交通の不便・空白地域が存在している。

表 各バス路線の運行回数

| 種別 | 路線名 | 上り本数 | 下り本数 | 合計本数 |
|----------------------|------------------------|------|------|------|
| 美作市営バス | 梶並～津山市内（かつたバス） | 4 | 3 | 7 |
| | 林野駅～柵原病院前（あおぞら号） | 2 | 2 | 4 |
| | 豊田～榎原～豊国地区循環（あおぞら号） | 2 | — | 2 |
| | 海田～安蘇～湯郷～田殿地区循環（あおぞら号） | 2 | — | 2 |
| | 江見～万善（作東バス） | 4 | 4 | 8 |
| | 江見～小野（作東バス） | 4 | 4 | 8 |
| | 江見地区循環バス | 5 | — | 5 |
| | 滝宮（横川）～福本～林野駅前（英田バス） | 3 | 3 | 6 |
| | 福本～津山市内（英田バス） | 4 | 4 | 8 |
| | 福本～大芦高原温泉雲海（英田バス） | 2 | 2 | 4 |
| 美作共同バス | 大原駅～湯郷温泉～勝間田駅 | 6 | 7 | 13 |
| | 後山～大原駅 | 4 | 7 | 11 |
| | 大原駅～真加部上～勝間田駅 | 3 | 3 | 6 |
| 宇野バス | 林野駅～岡山駅前・表町 | 12 | 13 | 25 |
| 豊沢交通 | 豊沢～林野駅前・林野高校 | 6 | 6 | 12 |
| 小野上～小畑路線バス 廃止代替バス | 小野上～小畑（勝田地域福祉バス） | 4 | 4 | 8 |

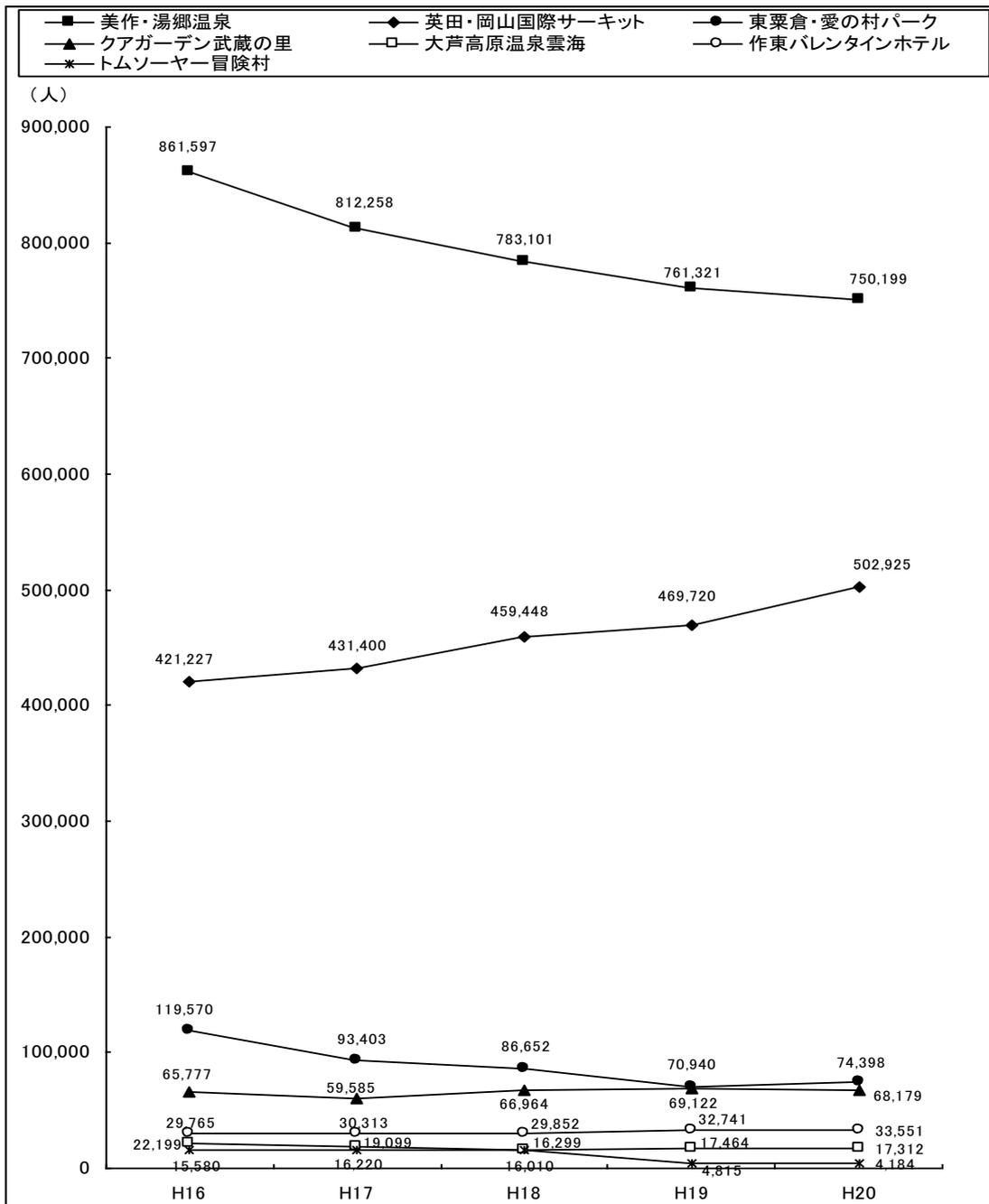
資料：美作市庁内資料

(5) 観光動態

市内の観光地で、最も入込観光客数が多いのは「美作・湯郷温泉」で、平成20年で約750,000人／年となっている。入込観光客数は近年、減少傾向にあり、平成16年～20年の5カ年で、12.9%減（約111,000人減）となっている。

次いで、入込観光客数が多いのは、「英田・岡山国際サーキット」の約503,000人／年（平成20年）で、近年、増加傾向にあり、平成16年～20年の5カ年で、19.4%増（約82,000人増）となっている。

その他、主要観光地の入場者数の推移を見ると、多くの観光地が減少傾向にある中で、「クアガーデン武蔵の里」と「作東バレンタインホテル」は横ばいから微増傾向にある。



注) 美作・湯郷温泉は「鷺温泉館」「道の駅 彩葉茶屋」への来訪者、及び「湯郷温泉への入湯者」の合計

図 主要観光地の入場者数の推移

資料：美作市商工観光課

2. 都市計画区域

(1) 人口構造

美作都市計画区域内の人口は、平成 17 年で 8,681 人であり、市全体人口の 26.7% を占める。用途地域内外の人口構成比は、ほぼ 1 : 1 である。人口の推移を見ると、平成 12 年までは微減傾向にあったが、直近の 5 ヶ年では微増傾向にある。

また、H17 における地区別の人口密度を見ると、湯郷や林野地域など幹線道路沿線の一部地域では 40~100 人/ha と人口が集中しているが、その他の大部分では 20 人/ha 未満であり、人口密度は低い。

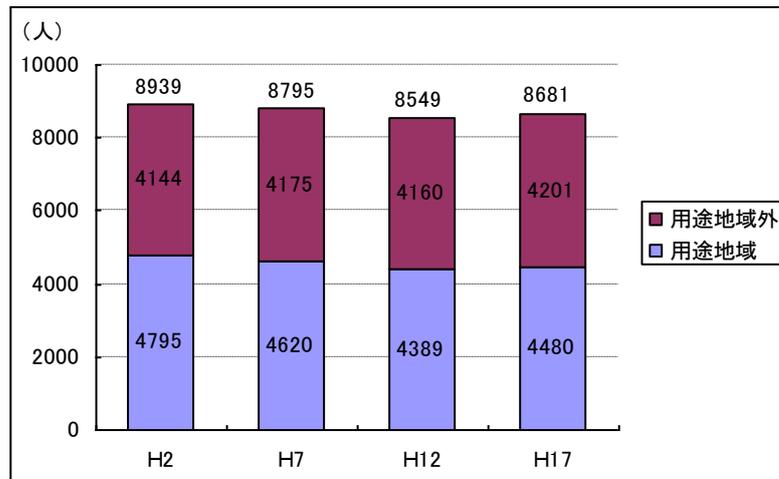


図 都市計画区域人口の推移 資料：国勢調査

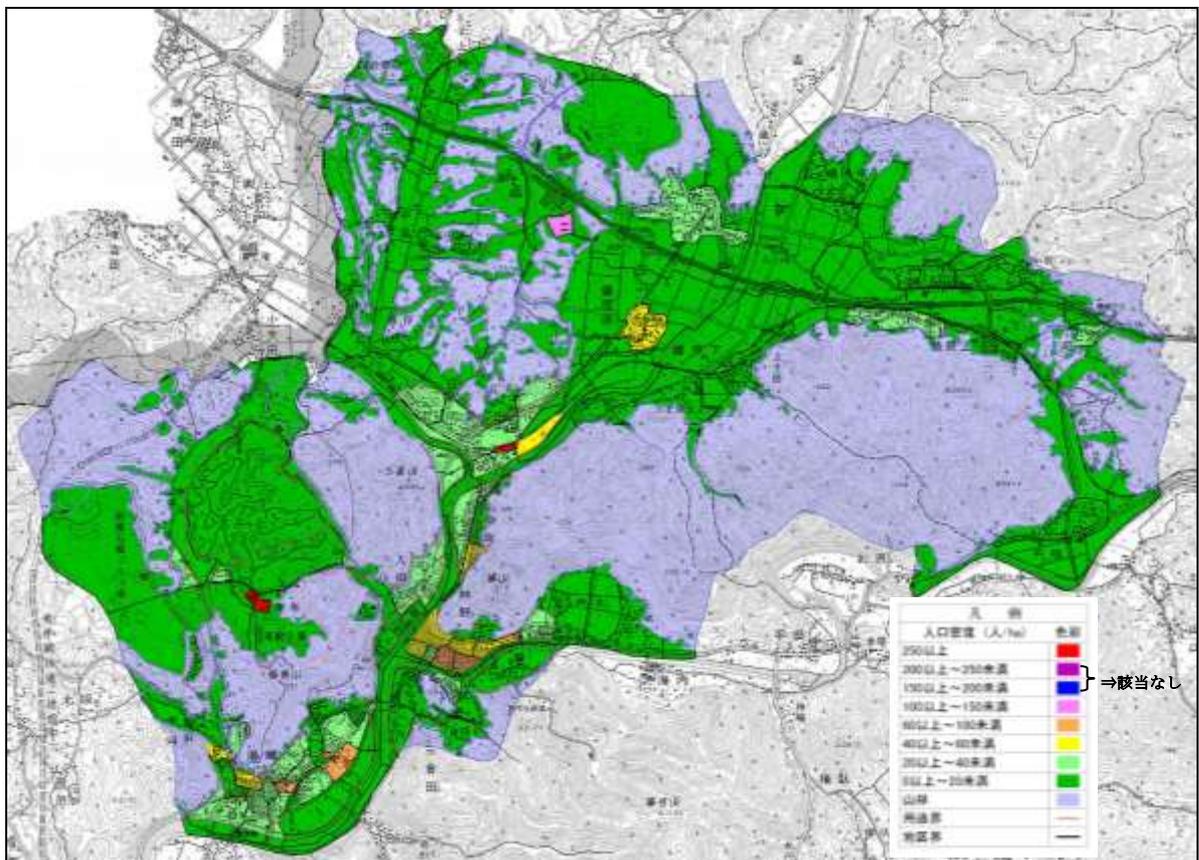


図 都市計画区域の人口密度現況 (H17) 資料：都市計画基礎調査

(2) 土地利用

H20 における都市計画区域の土地利用をみると、用途地域外を中心として山林が広範囲に広がり、全面積の約 50%を占める。用途地域内では、吉野川沿いや国道沿線を中心に住宅地や商業地が多く形成され、また、美作 I C の西側では大規模な工業地が形成されているなど、都市的土地利用の割合が高い。

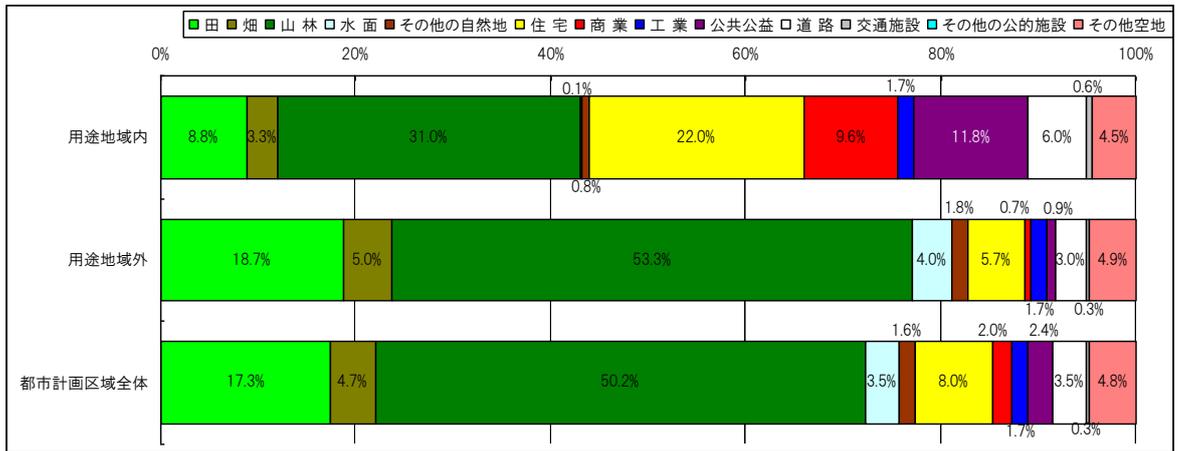


図 都市計画区域の土地利用別面積 (H20)

資料：都市計画基礎調査

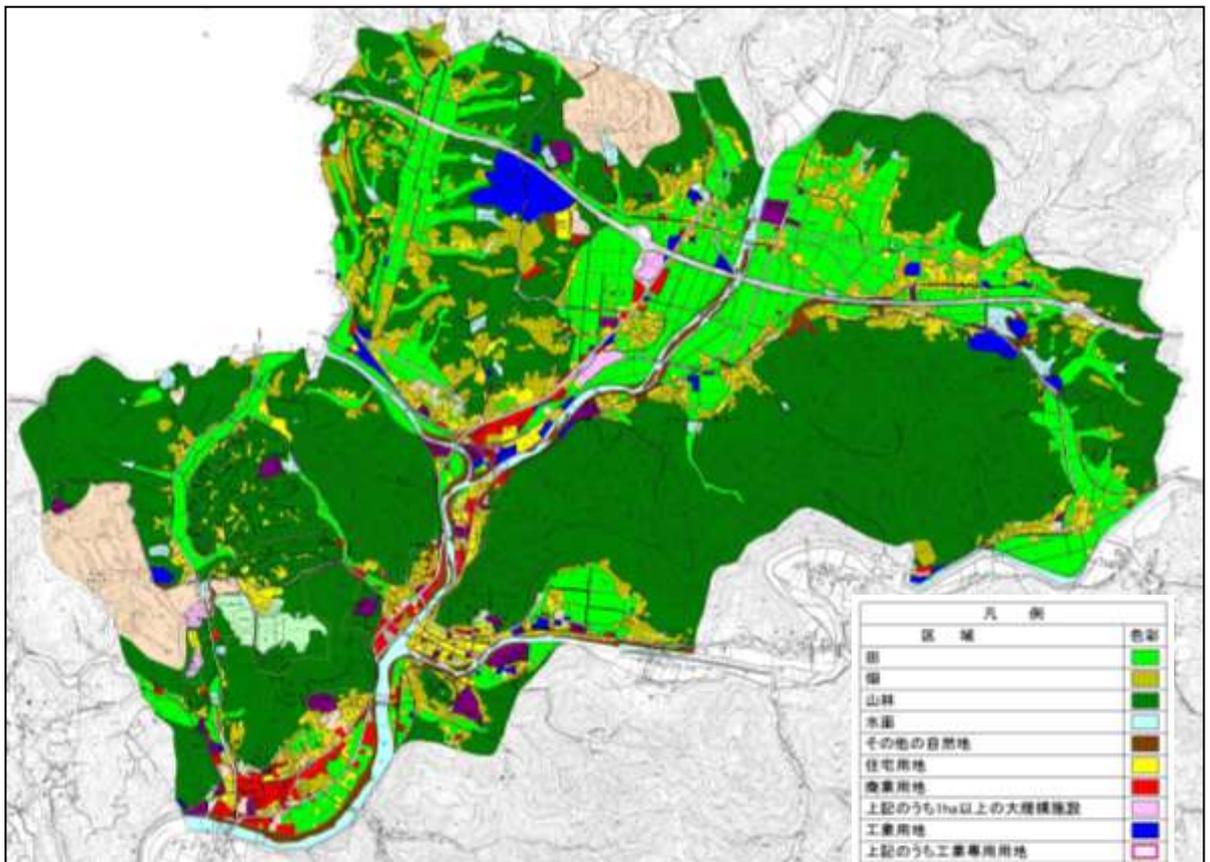


図 都市計画区域の土地利用現況 (H20)

資料：都市計画基礎調査

(3) 交通条件

都市計画区域内の主要道路としては、国道 179 号、国道 374 号のほか県道美作奈義線、吉ヶ原美作線、県道畑沖勝間田線が走っている。その他、都市計画道路も概ね整備が終了しているなど、道路網は充実している。H17 の交通量を見ると、国道 179 号などでは 10,000 台/12h 以上ある。

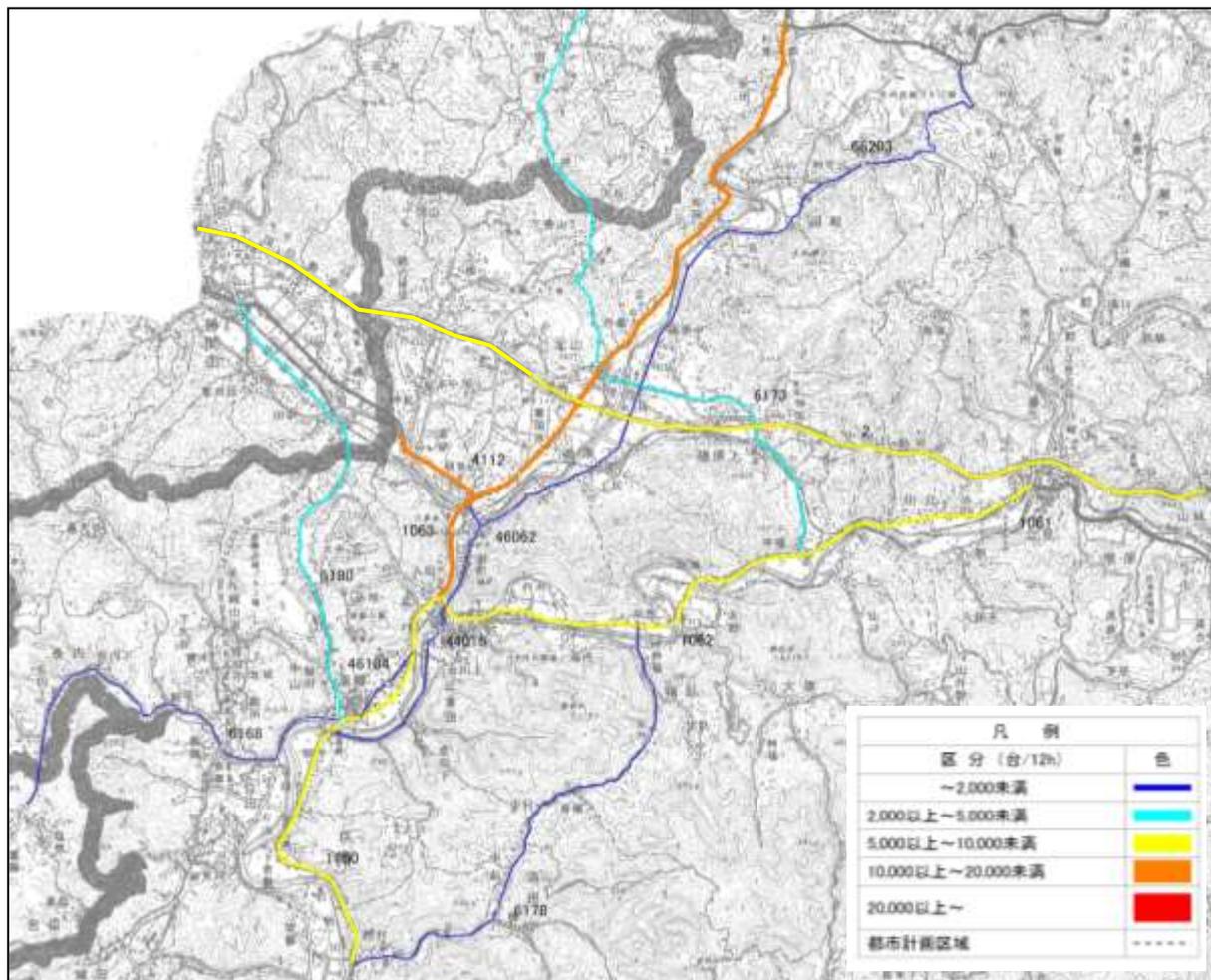


図 都市計画区域内の道路網と交通量 (H17)

資料 : H17 道路交通センサス

公共交通は、区域内に津山方面・大原地域方面・岡山市方面の路線バスが運行しているほか、JR 姫新線の林野駅があり、周辺市町や近畿地方・中国地方への交通手段となっている。しかし、いずれの路線においても、運行頻度が低いため、利便性が低く、利用者数は減少し続けている。

(4) 施設等の分布

美作都市計画区域では、山林・農地を中心とした土地利用が広がるなかで、吉野川や国道等の幹線道路沿道に宅地が形成される都市構造となっている。

林野駅～美作郵便局までの吉野川や国道沿道では、旧美作市役所をはじめとする公共公益施設が集積している。林野地域では、商業系施設が集積し林野商店街を形成していたが、近年では衰退の一途をたどっており、現在では営業している店舗は少ない。湯郷地域では、温泉旅館や観光協会などの観光関連施設が集積している。

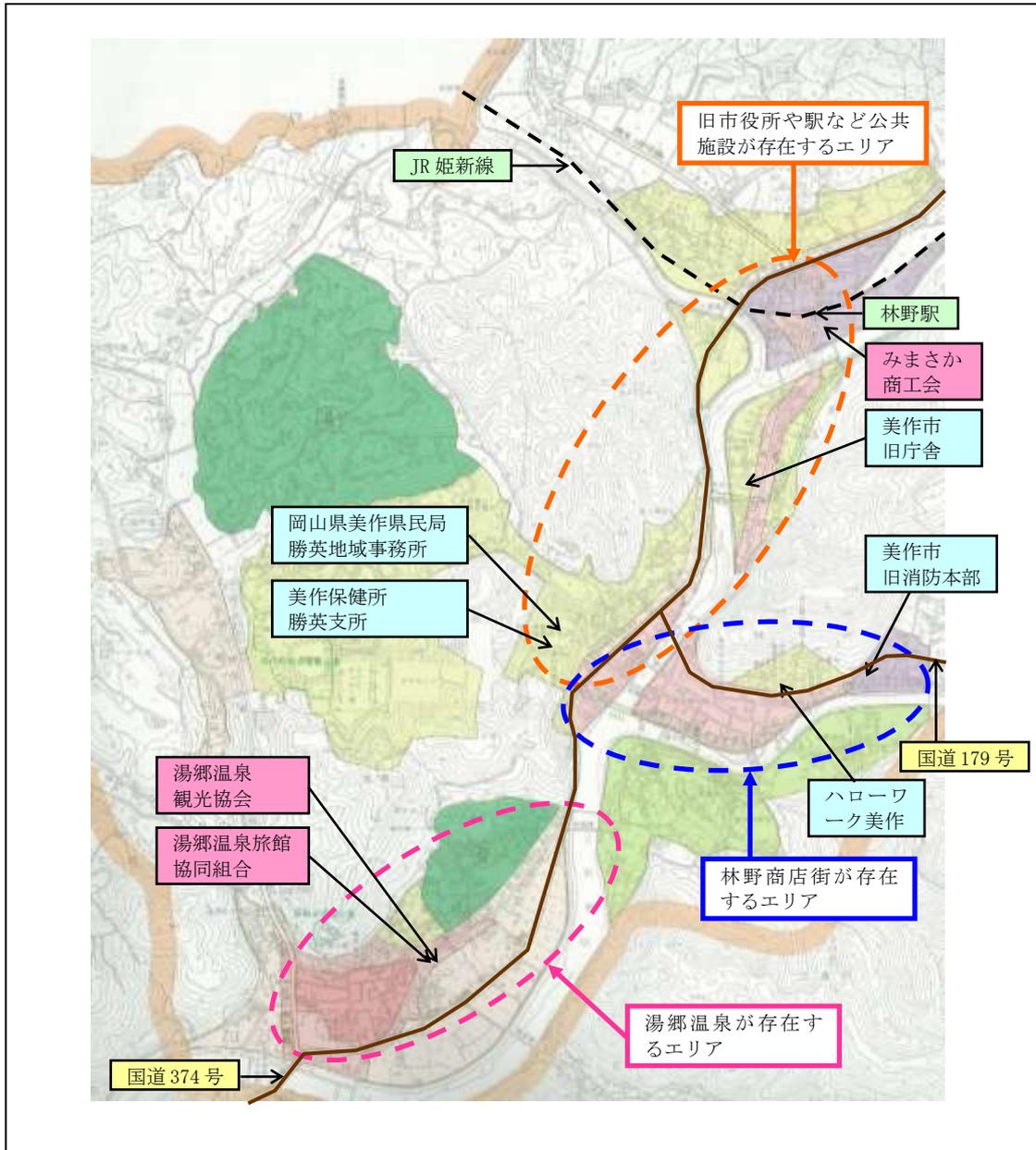


図 都市計画区域内の主要施設の分布状況

2. 市民アンケート調査結果

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

美作市都市計画マスタープランに係る市民意識向調査（アンケート調査）は、“まちづくり”に対して市民が日常的に感じていること、意見、要望等を尋ね、都市計画マスタープランを検討するための貴重な意見として活用することを目的に実施した。特に、身近な問題点や様々な人が考える将来のまちの姿をできる限り具体的に捉え、各地域の構想に住民意見を反映させることを目的とした。

また、町村合併前後に行った類似のアンケート結果と対比し、まちづくりに対する合併後の意識変化について分析することを目的とした。

(2) 調査の方法

1) 調査対象

- ・平成 20 年 10 月 1 日現在、美作市に居住する満 20 歳以上の男女 2,500 人（外国人を除く）を対象とした。対象者は、住民基本台帳から地区別・年齢階層別に無作為抽出した。

2) 調査方法

- ・郵送配布、回収方式

3) 調査期間

- ・平成 20 年 11 月 28 日（金）～平成 20 年 12 月 19 日（金）

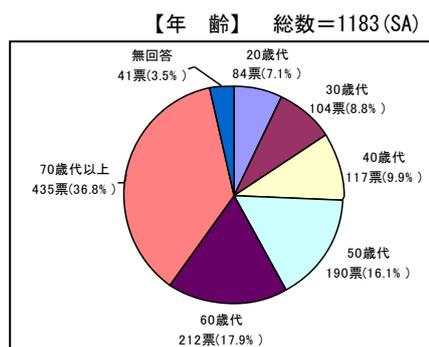
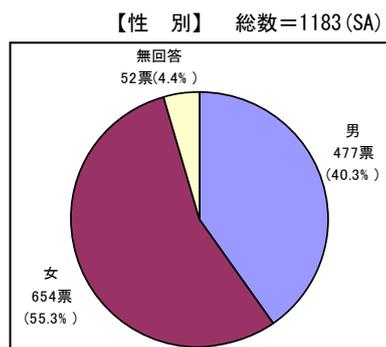
(3) 回収結果

| 分類 | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|-------|---------|---------|-------|
| 旧美作町 | 901 通 | 361 通 | 40.1% |
| 旧勝田町 | 308 通 | 129 通 | 41.9% |
| 旧大原町 | 358 通 | 137 通 | 38.3% |
| 旧東粟倉村 | 103 通 | 47 通 | 45.6% |
| 旧作東町 | 565 通 | 242 通 | 42.8% |
| 旧英田町 | 265 通 | 122 通 | 46.0% |
| 市全体 | 2,500 通 | 1,183 通 | 47.3% |

※市全体の回収数には住所不明 145 通を含む

(4) 回答者の属性

- ・回答者の男女構成比は約 4:6 である。年齢別では 60 歳代以上が約半数が占める一方で、各世代とも約 1 割の構成比を確保しており、幅広い世代からの回答を得られている。



注)
SA⇒選択肢（カテゴリ）の中から 1 つだけを選んでもらうタイプの質問。
MA⇒選択肢（カテゴリ）の中から 2 つ以上選んでもらうタイプの質問

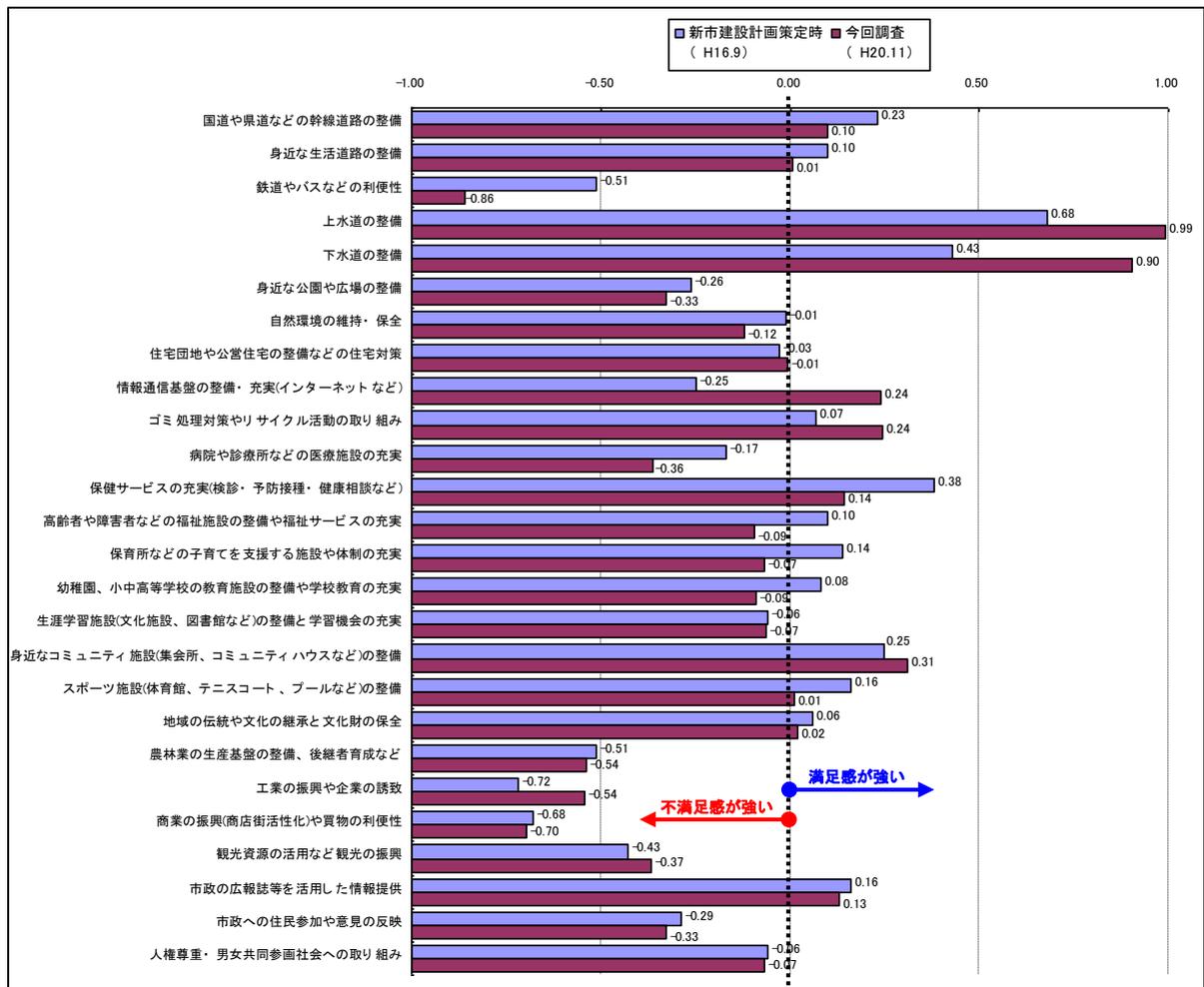
2. 集計・分析

(1) 生活環境評価

1) 現状の満足度

◆情報通信基盤は満足度が向上、医療・福祉・教育関連は満足度が低下

【現状の満足度の推移】(市全体)



<評価点の計算方法>

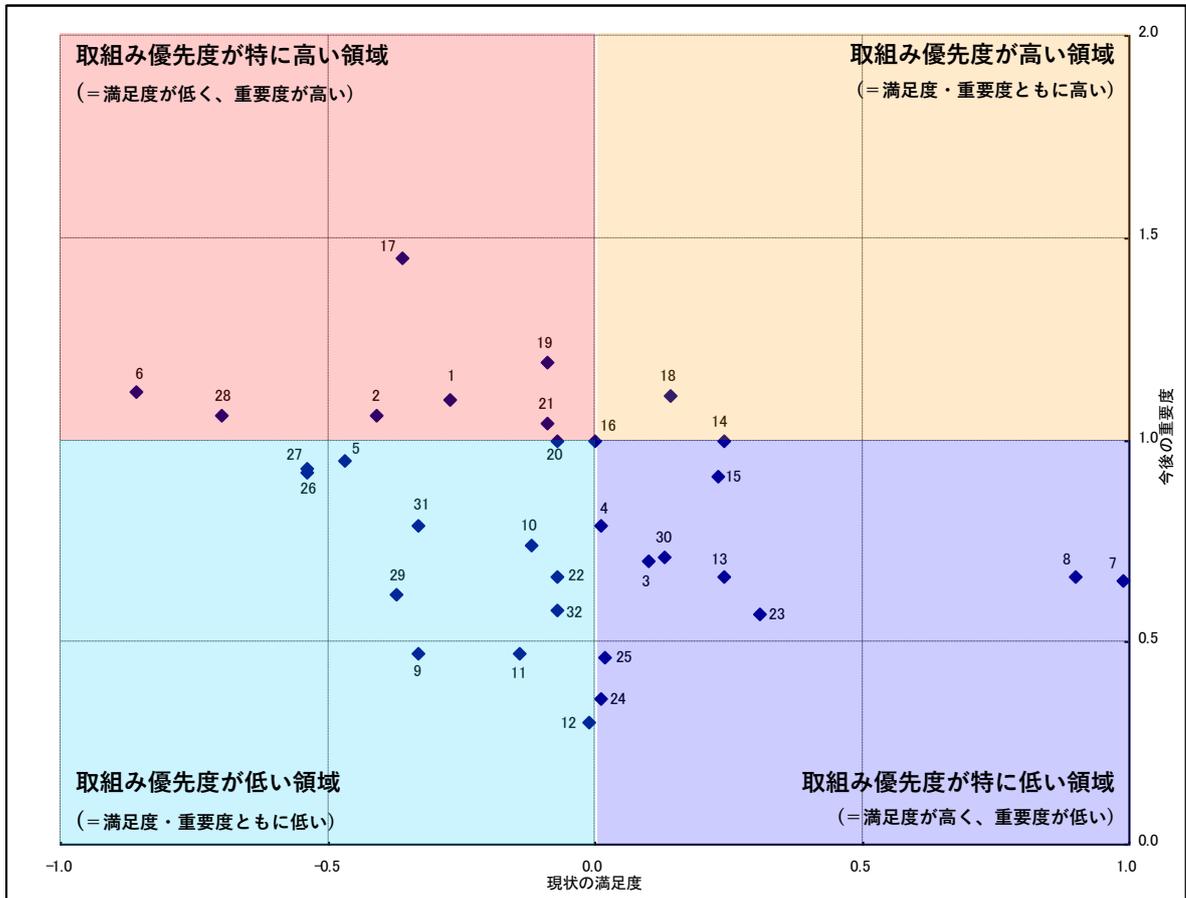
・「満足」に+2点、「やや満足」に+1点、「どちらでもない」に0点、「やや不満」に-1点、「不満」に-2点として計算し、無回答を除く回答者数で平均したものを。

$$\text{評価点} = \frac{(2 \times \text{「満足」の回答者数} + 1 \times \text{「やや満足」の回答者数} - 1 \times \text{「やや不満」の回答者数} - 2 \times \text{「不満」の回答者数})}{\text{無回答を除く回答者数}}$$

2) 今後の取り組みの優先度

◆取り組み優先度が高いのは医療・福祉サービス、公共交通・買物利便性

【今後の取り組みの優先度】(市全体)



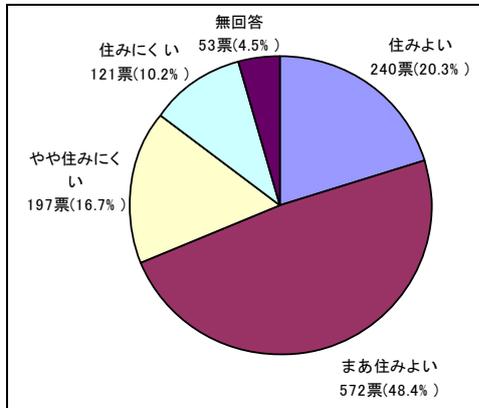
- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1: 日常の買物の便利さ 2: 通勤・通学の便利さ 3: 国道や県道などの幹線道路の整備 4: 身近な生活道路の整備 5: 歩道やバリアフリー環境の整備 6: 鉄道やバスなどの利便性 7: 上水道の整備 8: 下水道の整備 9: 身近な公園や広場の整備 10: 自然環境の維持・保全 11: 街並みの美しさなどの景観形成 12: 住宅団地や公営住宅の整備などの住宅対策 13: 情報通信基盤の整備・充実(インターネットなど) 14: ゴミ処理対策やリサイクル活動の取り組み 15: 防災、消防活動などの取り組み 16: 防犯、交通安全などの取り組み | <ul style="list-style-type: none"> 17: 病院や診療所などの医療施設の充実 18: 保健サービスの充実(検診・予防接種・健康相談など) 19: 高齢者や障害者などの福祉施設の整備や福祉サービスの充実 20: 保育所などの子育てを支援する施設や体制の充実 21: 幼稚園、小中高等学校の教育施設の整備や学校教育の充実 22: 生涯学習施設(文化施設、図書館など)の整備と学習機会の充実 23: 身近なコミュニティ施設(集会所、コミュニティハウスなど)の整備 24: スポーツ施設(体育館、テニスコート、プールなど)の整備 25: 地域の伝統や文化の継承と文化財の保全 26: 農林業の生産基盤の整備、後継者育成など 27: 工業の振興や企業の誘致 28: 商業の振興(商店街活性化)や買物の利便性 29: 観光資源の活用など観光の振興 30: 市政の広報誌等を活用した情報提供 31: 市政への住民参加や意見の反映 32: 人権尊重・男女共同参画社会への取り組み |
|---|--|

(2) 定住意向

1) まち住みやすさ

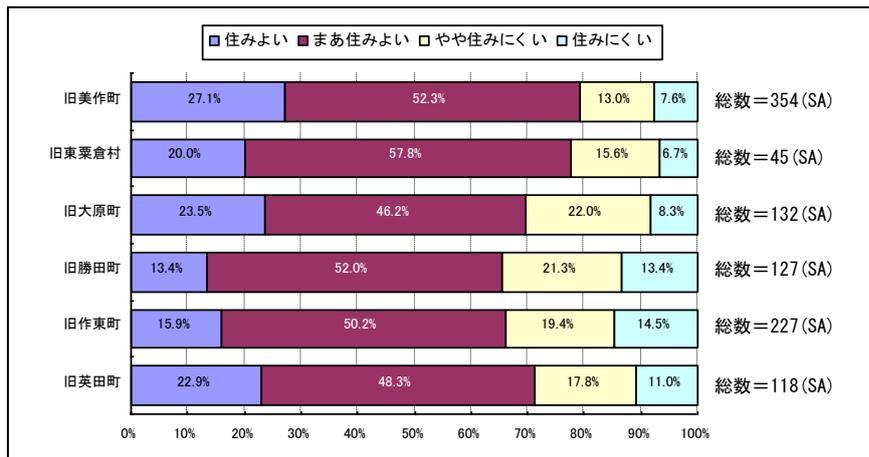
◆約7割の市民が「住みよいまち」と感じている

【まちの住みやすさ】(市全体) 総数=1183(SA)



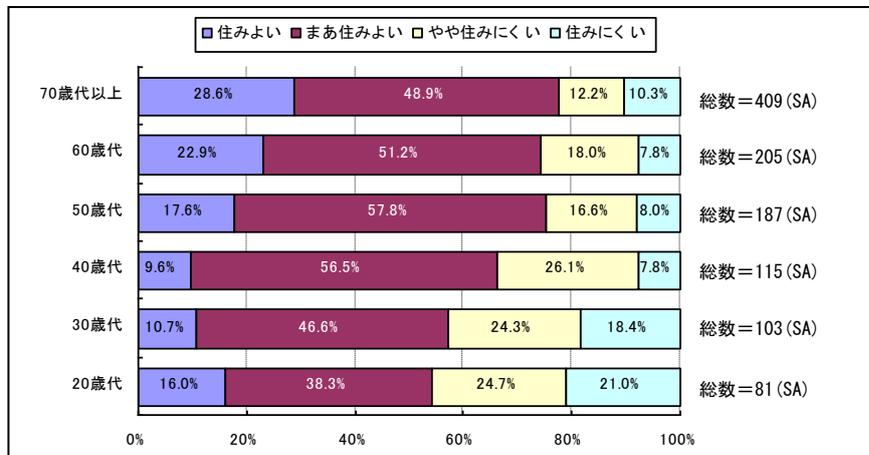
◆若年層は約半数が「住みにくいまち」と感じている

【まちの住みやすさ】(旧町村別)



※無回答を除く

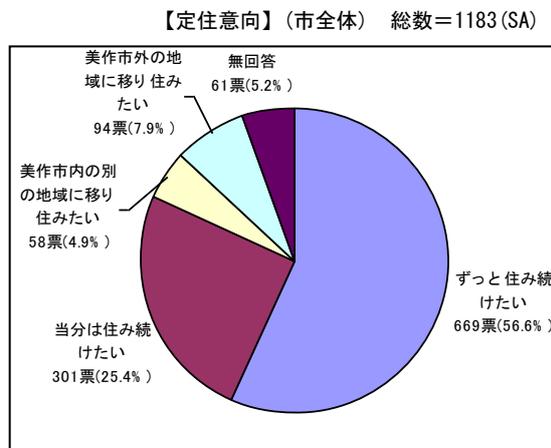
【まちの住みやすさ】(年代別)



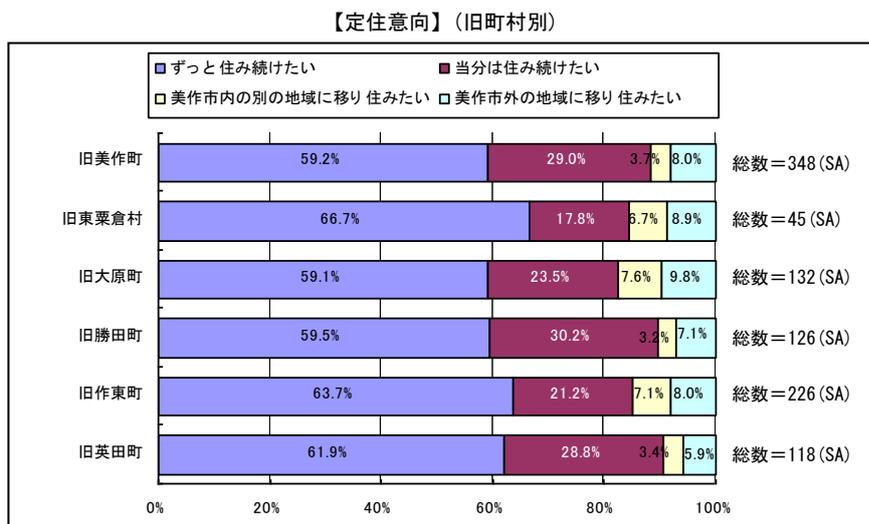
※無回答を除く

2) 定住意向

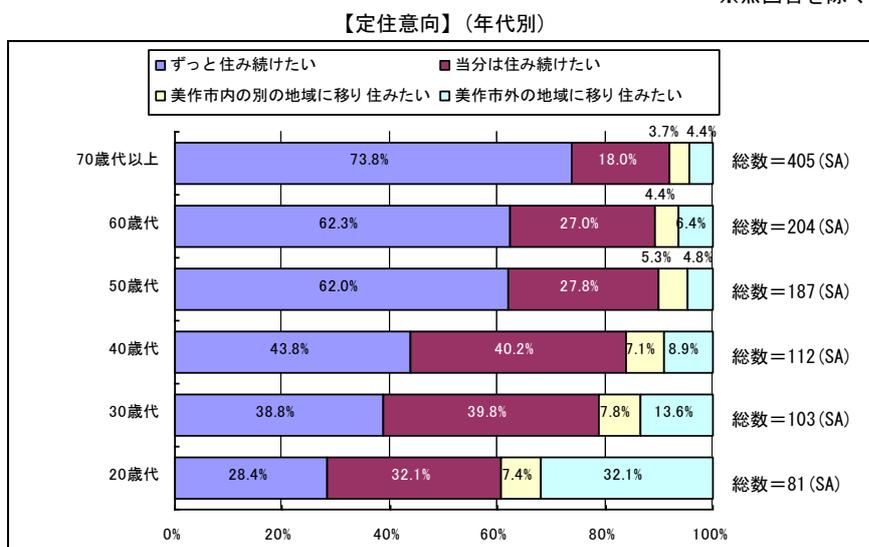
◆約8割の市民が「住み続けたい」と感じている



◆若年層は約3割が「市外の地域に移り住みたい」と感じている



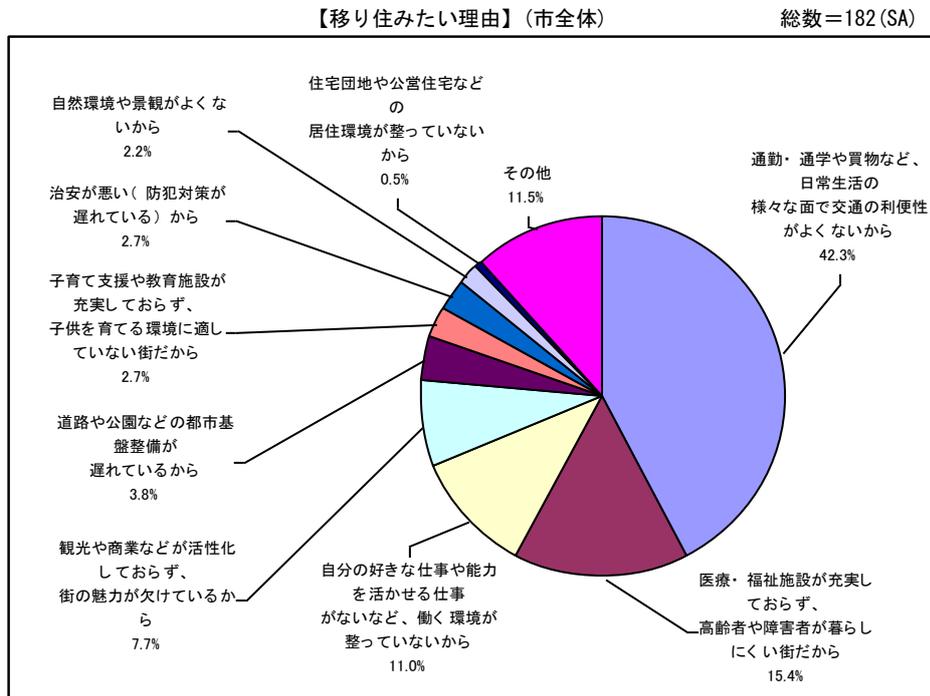
※無回答を除く



※無回答を除く

3) 他に移り住みたい理由

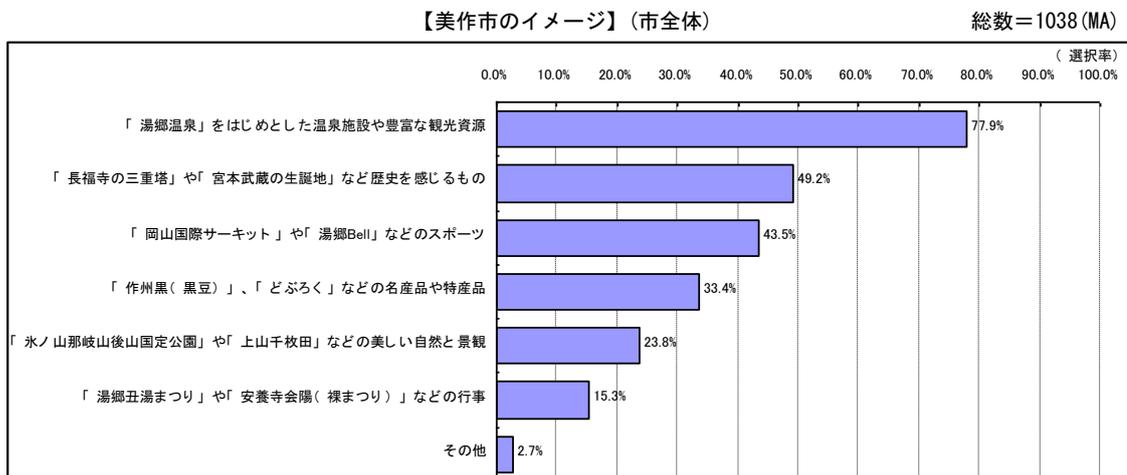
◆「交通利便性の悪さ」が他に移り住みたい一番の理由



※美作市内の別の地域または美作市外に「移り住みたい」と答えた人のみ回答

(3) 美作市のイメージ

◆美作市のイメージは「湯郷温泉」

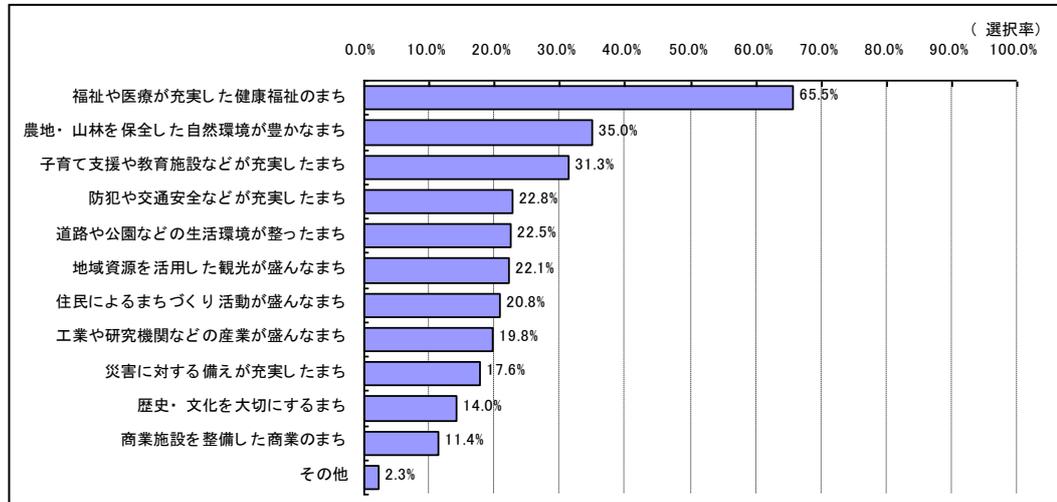


(4) まちの将来像

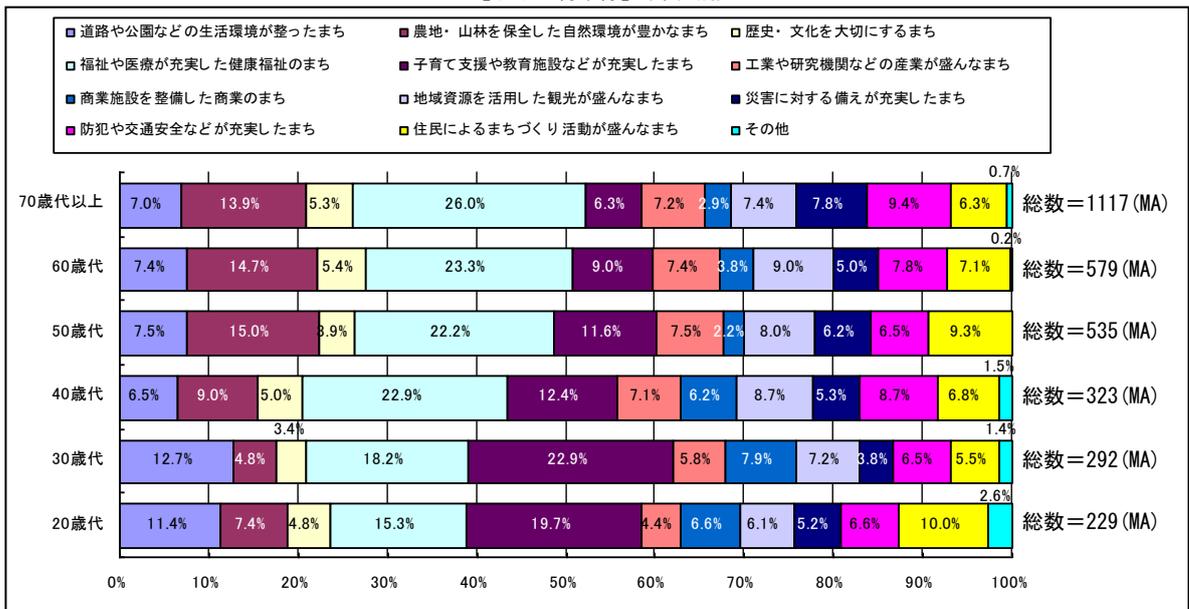
◆まちの将来像は「福祉・医療の充実したまち」を重視

【まちの将来像】(市全体)

総数=1108(MA)



【まちの将来像】(年代別)



※無回答を除く

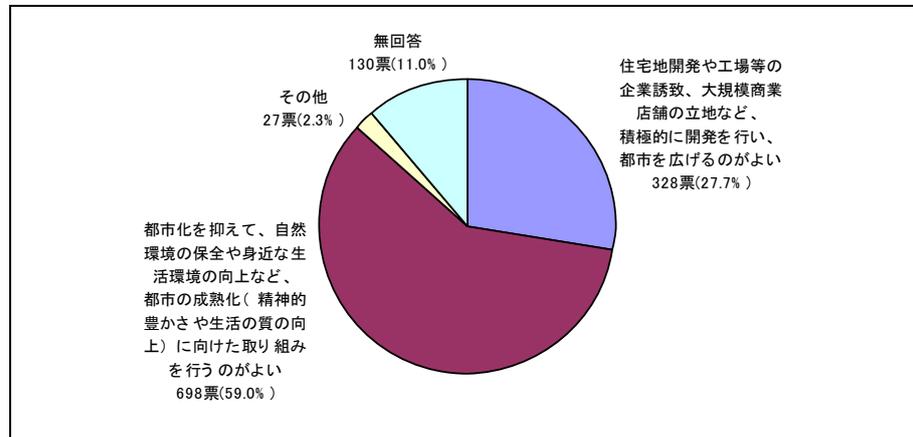
(5) 今後の土地利用

1) 都市化について

◆ 今後は積極的な都市開発ではなく、「都市の成熟化」が望ましい

【都市化について】(市全体)

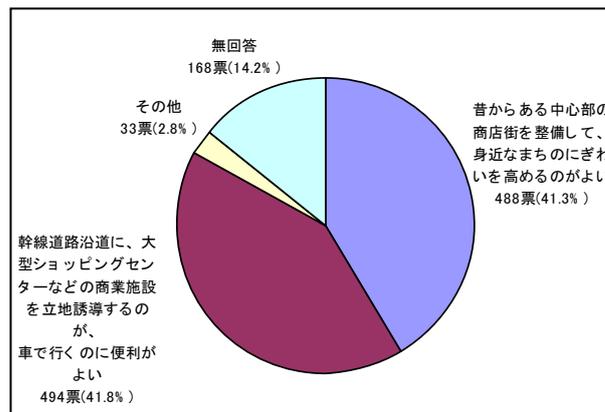
総数=1183(SA)



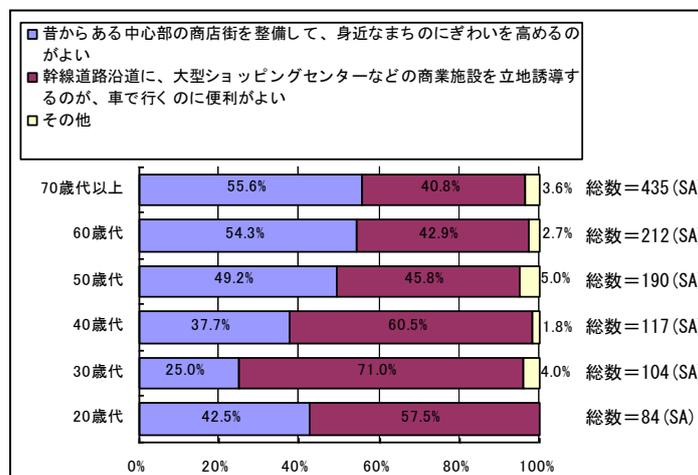
2) 商業施設について

◆ 高齢者は「商店街整備」、若年層は「大型店の立地」

【商業施設について】(市全体) 総数=1183(SA)



【商業施設について】(年代別)

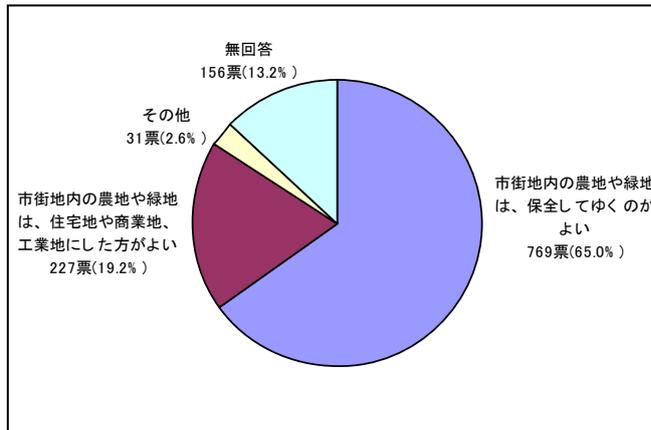


※無回答を除く

3) 農地や緑地の保全について

◆市街地内の農地・緑地は保全してくのがよい

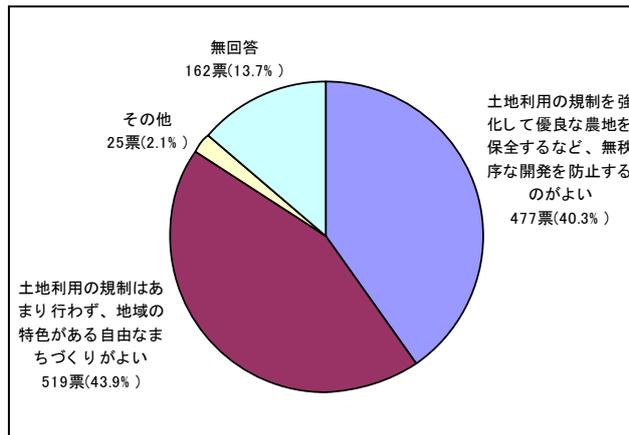
【農地や緑地の保全について】(市全体) 総数=1183(SA)



4) 土地利用の規制について

◆「開発抑制」と「特色ある自由なまちづくり」に意見が二分

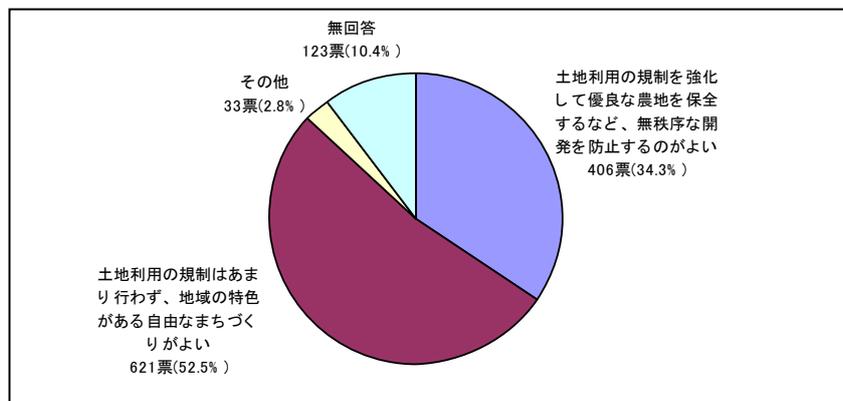
【土地利用の規制について】(市全体) 総数=1183(SA)



5) 美作 I C 周辺の今後の土地利用

◆美作 I C 周辺は「特色ある自由なまちづくり」

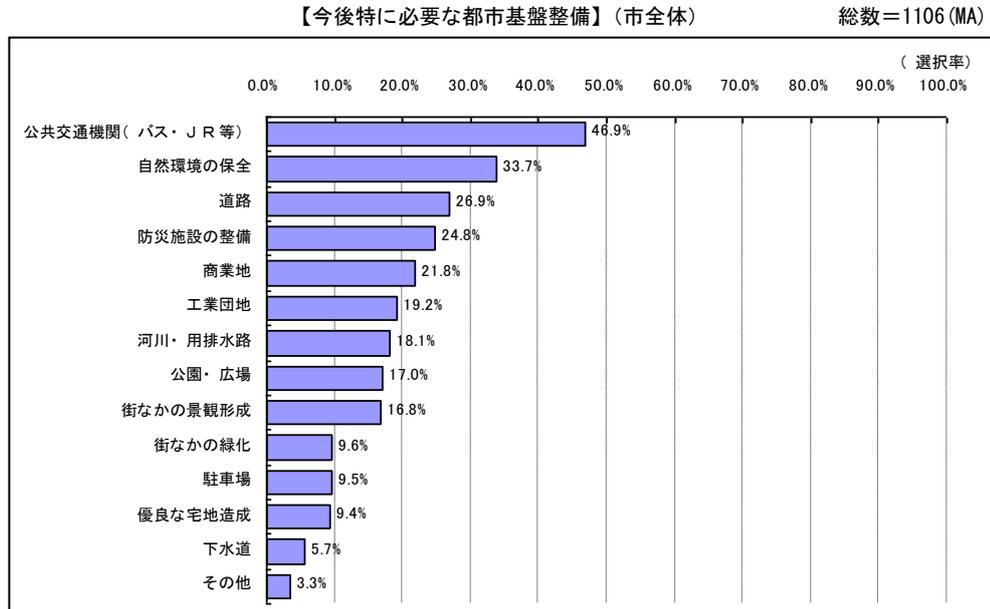
【美作 I C 周辺の今後の土地利用】(市全体) 総数=1183(SA)



(6) 今後の都市基盤整備

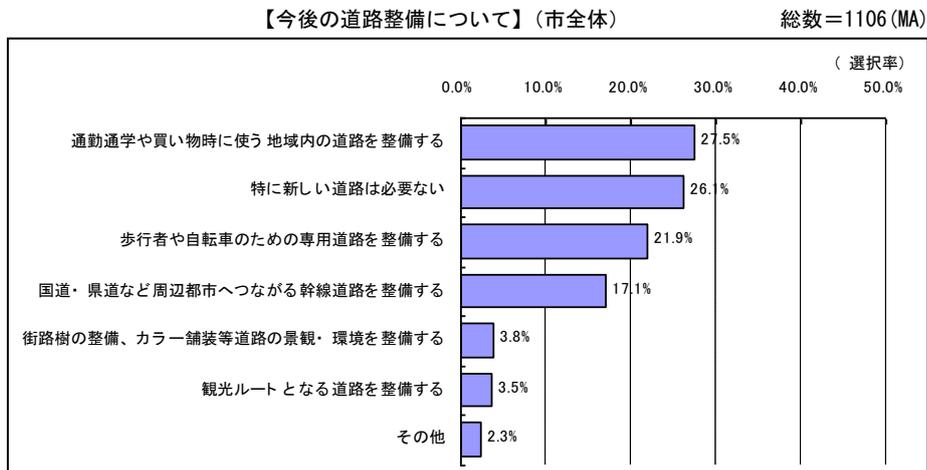
1) 今後特に必要な都市基盤整備

◆公共交通機関（バス・JR）の整備が特に必要



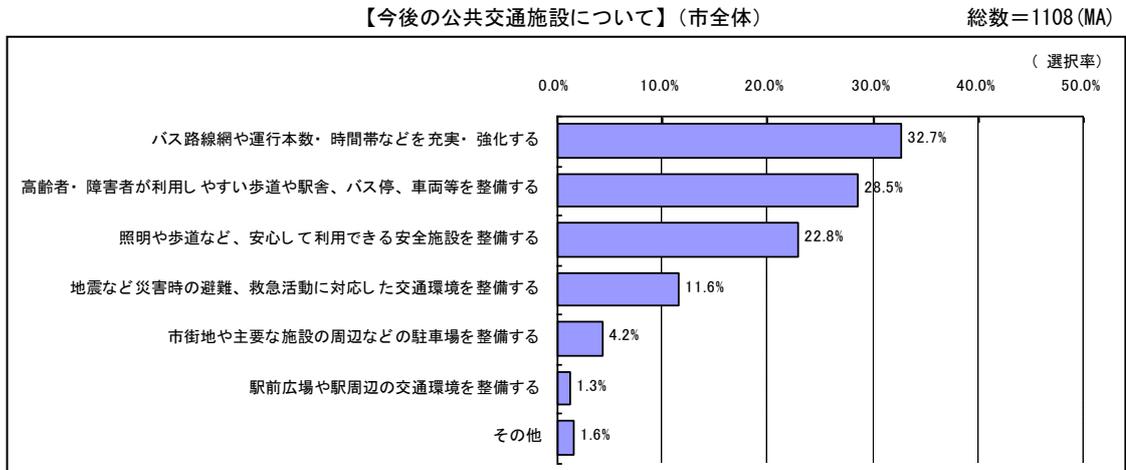
2) 今後の道路整備について

◆日常生活に密着する地域内道路の整備が求められている



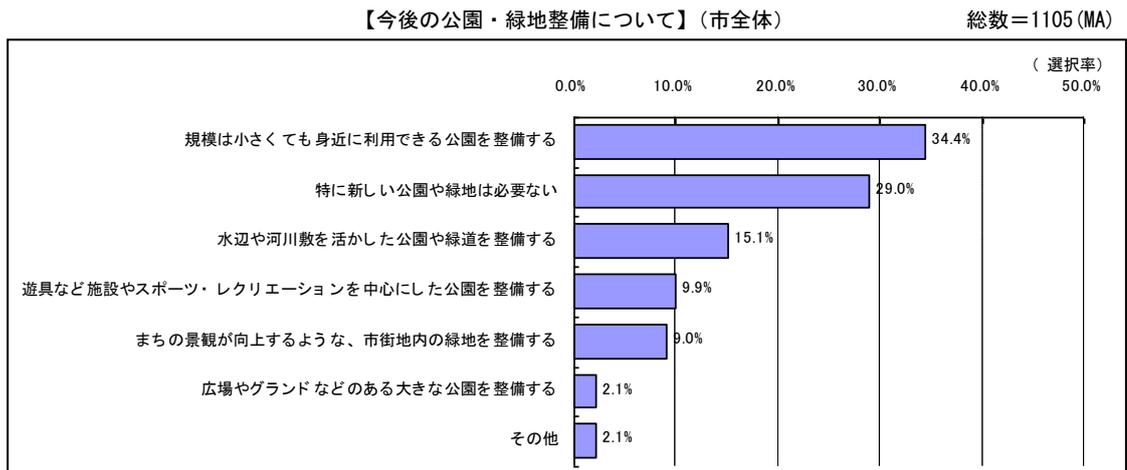
3) 今後の公共交通施設について

◆路線・ダイヤの充実や高齢者に配慮した施設整備が求められている



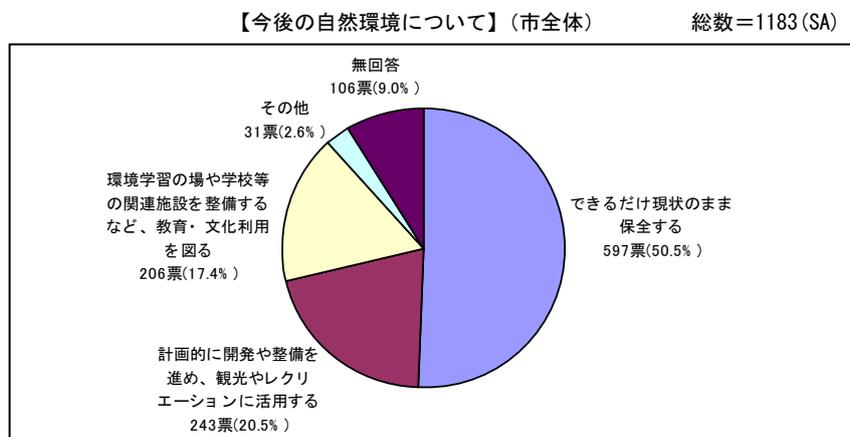
4) 今後の都市公園・緑地整備について

◆身近に利用できる小規模の公園が求められている



(7) 今後の自然環境

◆自然環境はできるだけ現状のまま保全

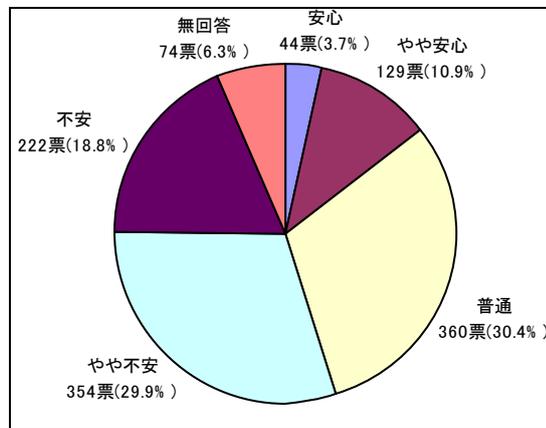


(8) 今後の都市防災

1) 災害時の安心感

◆市民の約半数が災害時の不安を感じている

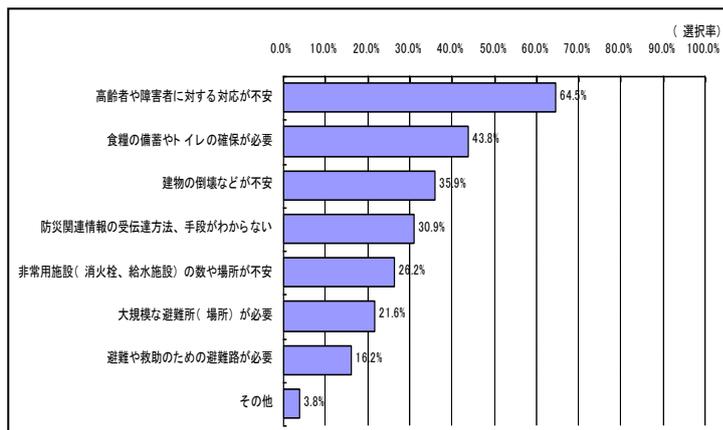
【災害時の安心感】(市全体) 総数=1183(SA)



2) 災害時に必要なもの・不安なこと

◆高齢者や障害者に対する対応が不安

【災害時に必要なもの・不安なこと】(市全体) 総数=1083(MA)



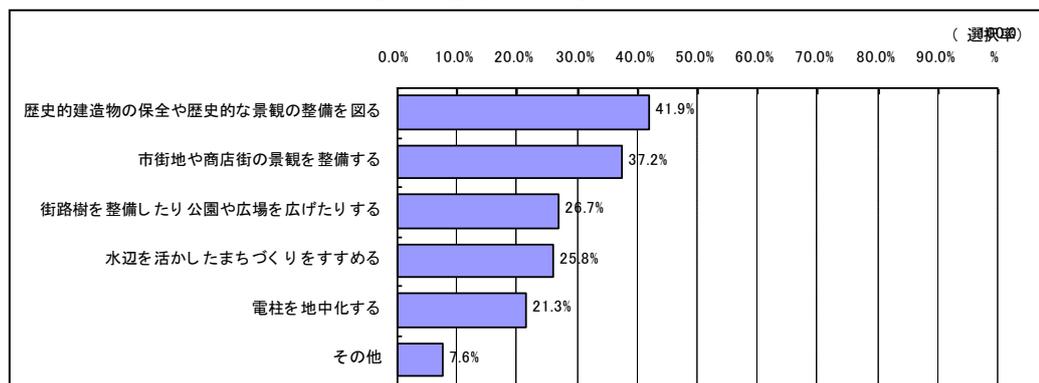
(9) 今後の景観づくり

1) まちの整備について

◆歴史的な景観の保全・整備が求められている

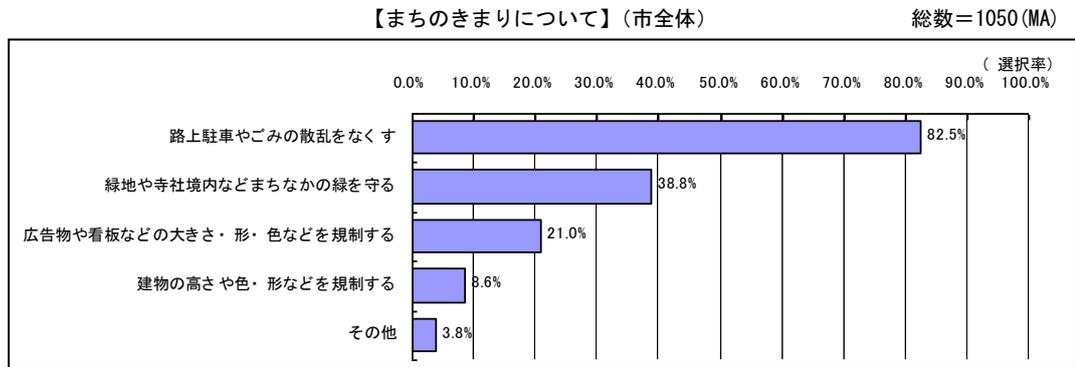
【まちの整備について】(市全体)

総数=1031(MA)



2) まちのきまりについて

◆路上駐車など人のモラルやマナー改善のきまりが求められている

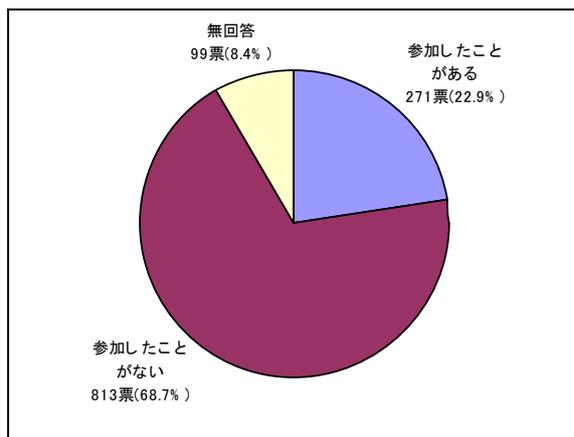


(10) まちづくりへの参加

1) まちづくりに関する活動

◆まちづくり活動の参加経験者は少なく、活動内容は清掃活動が主

【まちづくりに関する活動】(市全体) 総数=1183(SA)



2) 今後参加したいまちづくり活動

◆参加したいまちづくり活動はアンケートやワークショップ

【今後参加したいまちづくり活動】(市全体)

総数=1009(MA)

